

# 常任理事会会議次第

差し替え

とき 令和8年2月25日(水) 13時15分～

ところ 長建ビル 3階会議室

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議事

### [報告事項]

- |  |         |
|--|---------|
| (1) 令和7年度第2回総務委員会について .....                    | 資料No.1  |
| (2) 令和7年度第4回長野県契約審議会について .....                 | 資料No.2  |
| (3) 長野高専3年生との建設業意見交換会について .....                | 資料No.3  |
| (4) 松本砂防事務所との意見交換会について .....                   | 資料No.4  |
| (5) 除融雪検討会議について .....                          | 資料No.5  |
| (6) 第11回信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会について .....            | 資料No.6  |
| (7) 長野県建設部と青年部会・女性部会との意見交換会について(当日配布)<br>..... | 資料No.7  |
| (8) 令和7年度建災防長野県支部講師会議について .....                | 資料No.8  |
| (9) 交通誘導警備員に関する積算上での取扱いについて .....              | 資料No.9  |
| (10) 令和7年度第2回支部事務局長等会議について .....               | 資料No.10 |
| (11) 女性部会全体会議について(当日配布) .....                  | 資料No.11 |
| (12) 会員異動について .....                            | 資料No.12 |
| (13) 行事予定について(当日配布) .....                      | 資料No.13 |
| (14) その他                                       |         |
| ・ 公共工事設計労務単価について .....                         | その他1    |
| (その他2～5 当日配布)                                  |         |
| ・ 「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行について .....          | その他2    |
| ・ 建設市場整備推進事業費補助金について .....                     | その他3    |
| ・ 千曲川河川事務所からの情報提供について .....                    | その他4    |
| ・ 工事の電子入札に参加される場合の留意点について .....                | その他5    |

## 4. 閉会

## 令和7年度 第2回総務委員会 会議次第

日 時：令和8年1月23日（金）

午前10時30分～

場 所：長建ビル 3階 会議室

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

- ・依田担当副会長
- ・青木委員長

### 3. 会議事項

- (1) 協会会費について
- (2) 今後の委員会等の日程について
- (3) その他

### 4. 閉 会

# 令和7年度 第2回総務委員会

令和8年1月23日 10:30～

長嶺ビル 3階 会議室

	氏名	小委員会	出欠	昼食		
担当副会長	依田 幸光		○	○		
東信	南佐久	中島 剛	次世代	○	○	
	佐 久	雲田 直輝	働き方	○	○	
	上 小	石塚 博敏	働き方	○	○	
南信	諏訪	宮坂 直志	次世代	○	○	
	伊那	山浦 正貴	次世代	○	○	
	飯田	西村 勉	働き方	○	×	
中信	木曾	青木 孝尚		○	○	委員長
	松筑	増田 正	次世代	○	○	副委員長
	安曇野	堀内 千一郎	次世代	○	×	(藤原委員の代理)
	大北	太田 具英	働き方	○	○	
北信	更埴	長坂 広明	働き方	○	×	副委員長
	須坂	山本 仁一	働き方	○	○	
	中高	土屋 徹	働き方	○	○	
	長野	小池 毅夫	次世代	○	○	
	飯山	福澤 直樹	次世代	○	○	
事務局	専務理事	小林 敏昭		○	○	
	総務部長	永原 祐二		○	○	
	主任	中澤 瑞恵		○		

19 15

※ 小委員会 働き方:働き方改革、担い手確保小委員会 次世代:次世代人材づくり小委員会

## 1月23日 総務委員会 概要

### 【会費に関する総務委員会の方針】

- ・ 収支の内容について、丁寧な説明が必要。
- ・ 支出について、削減できるものを提案して理解を得るべき。
- ・ 公共事業の仕事量が少ない現状での値上げへの理解を得るには、時間をかけて説明するべき。
- ・ 支部毎に会費徴収方法の違いもある。
- ・ 魅力のある協会にしていく必要がある（工事量や入札制度に関する国、県への要望など）。
- ・ 値上げやむなしの声もあるが、拙速な値上げは避けるべき。
- ・ 令和7年度の収支状況、繰越金の位置付けも整理し、令和8年度中に内容精査し、令和9年度に向けた方向付けをする。

### 【各支部からの主な意見】

- ・ 収支の詳細が分からない。
- ・ 物価上昇などによる値上げは理解しつつも、支出の削減も必要。
- ・ 活動の効果を確認して削減できる支出は削減すべき。
- ・ 収入が増えない中で支出が増えている。経費節減の努力について説明されたい。
- ・ 支部の収入も減っている（本部からの交付金も減っている）。
- ・ 会員数の増の取組も必要。
- ・ 値上げに敏感な会員もいる。値上げによる退会も懸念される。
- ・ 仕事量が減っている中での値上げに抵抗感がある。仕事量を増やす取組が求められている。
- ・ 繰越金がある中での値上げについて説明が必要。
- ・ 地域内の工事量は減少している。県工事の量等に応じた割増についても検討を。
- ・ 均等割の会費は理解できるが、完工高割、経審割は二重の割増では？との意見もある。

(一社) 長野県建設業協会 会費改定試算

(単位:円)

		現行	試算①	試算②
1.均等割会費	会員数	@50,000	@70,000	@75,000
	506	25,300,000	35,420,000	37,950,000
		47%	(+10,120,000円)	(+12,650,000円)

		現行	試算①	試算②
2.完工高割会費	会員数	完工高割会費(1社あたり)	完工高割会費(1社あたり)	完工高割会費(1社あたり)
完成工事高(円)				
200億 ~	2	150,000	200,000	210,000
100億 ~ 199.9億	2	100,000	130,000	140,000
50億 ~ 99.9億	9	80,000	105,000	110,000
15億 ~ 49.9億	44	60,000	80,000	85,000
10億 ~ 14.9億	36	50,000	65,000	70,000
5億 ~ 9.9億	87	40,000	50,000	55,000
3億 ~ 4.9億	73	30,000	40,000	40,000
2億 ~ 2.9億	68	20,000	26,000	30,000
1億 ~ 1.9億	102	10,000	13,000	14,000
0.1億 ~ 0.9億	79	5,000	7,000	7,000
0 ~ 0	1	0		0
(県外)	3	(233,000)	(443,000)	(373,000)
合計	506	14,338,000	18,780,000	20,049,000
		27%	(+4,442,000円)	(+5,711,000円)

		現行	試算①	試算②
3.経審ランク割会費	会員数	ランク割会費(1社あたり)	ランク割会費(1社あたり)	ランク割会費(1社あたり)
経審ランク				
AAA	55	100,000	130,000	140,000
AA	60	50,000	65,000	70,000
A	137	25,000	33,000	35,000
B	169	10,000	13,000	14,000
C	50	6,000	8,000	9,000
D	19	4,000	5,000	6,000
E	5	2,000	3,000	3,000
無経審・県外	11	0	0	0
合計	506	14,001,000	18,278,000	19,640,000
		26%	(+4,277,000円)	(+5,639,000円)

会費合計 (1 + 2 + 3)	53,639,000	72,478,000	77,639,000
		(+18,839,000円)	(+24,000,000円)

1.35

1.45

1社平均	106,006	143,237	153,437
------	---------	---------	---------

## I 要 旨

## 1. 会費の推移について

平成12年度以降、公共工事の急激な減少と入札制度が大きく変わる中で、それに伴い会員数も減少し、平成14年から平成16年にかけて段階的に会費も下げて参りましたが協会全体では次の通り会費が推移してまいりました。

年 度	会員数	会費総額	一社当りの会費
平成11年度	839社	147,376千円	175.7千円
平成18年度	650社	38,345千円	59.0千円

## 2. 令和2年度の会費（含む値上げ金額）について

協会事業は徴収する会員からの会費に加え、（一財）建設業振興基金、（公財）建設業福祉共済団、東日本建設業保証（株）等の助成金を活用し行って参りましたが、事業活動収支も次年度へ繰り越す余裕もなく、協会建物修繕費、職員の給与改定や、今後補助金の減少に備えた対策が喫緊の課題となってまいりました。

つきましては、次の通り令和2年度から、会費の値上げをお願いする次第です。

なお、今後の推移をみながら5年を目途に値下げも含めて会費の見直しを行う事と致します。

年 度	会員数	会費総額	一社当りの会費
令和元年度	487社	29,372千円	60.3千円
令和2年度(予定)	487社	48,523千円	99.6千円
(内値上げ額)	(487社)	(19,151千円)	(39.3千円)

## II 本 文

## 1. 背 景

平成12年以降、公共事業予算の急激な減少と入札制度が大きく変わる中で、平成11年には協会員数が839社、会費は147,376千円（平均176千円）あったが、会員数が大きく減る中で平成14年から平成16年にかけて、会費を段階的に引き下げ、また、平成18年には会費の算出方法を変更した。令和元年度当初の会員数は、487社、会費は29,372千円（平均60千円）となっている。

このような中、事業活動収支差額も減少してきており、平成30年度予算ではマイナス予算を計上した。一方、協会職員の人件費は建設業協会の会費のみでは足りないため、他の団体予算に一部計上して賄っている状況にある。また、協会活動を維持するための収入として、（一財）建設業振興基金、（公財）建設業福祉共済団や東日本建設業保証（株）の助成金を最大限に活用しているところである。しかしながら、今後、給与費の割合が大きくなる見込みであること、又、助成金

収入等が減少することが予想されるため、会費の値上げをお願いするものである。

建設業協会は田中県政以後、長野県との意思疎通を図り信頼関係を築いてきた結果、長年要望してきた公共事業予算の増、失格基準価格の引き上げに繋がり、県の公共事業予算は、平成30年度当初予算で14年ぶりに1,000億円を超えたところであり、また、失格基準価格も令和元年8月から上限が94.5%に引き上げられたところである。

## 2. 値上げをお願いする額

### (1) 給与費からの検討

- 令和元年度の長野県建設業協会、長野県建設事業協同組合連合会、建設業労働災害防止協会長野県支部、長野県土木施工管理技士会の4団体予算における職員(12人)給与費は、38,294千円(平均3,191千円)である。(男平均62.8歳、女平均43.2歳)
- 今後、プロパー職員(男性)を採用していくためには給与費の見直しが必要である。
- 厚生労働省賃金構造基本統計調査より平成30年度の長野県全産業(企業規模:10~99人)の協会と同じ年齢区分の給与額は以下の通り。【 】は建設業

区 分	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額
(60~64歳)男平均(62.5歳)	270.5 【379.9】(千円)	394.7 【673.5】(千円)
(40~44歳)女平均(42.6歳)	206.1 【226.3】(千円)	359.1 【359.6】(千円)

全産業平均と同水準の必要給与

$(270.5 \text{ 千円} \times 12 \text{ 月} + 394.7 \text{ 千円}) \times 6 \text{ 人} + 206.1 \text{ 千円} \times 12 \text{ 月} + 359.1 \text{ 千円} \times 6 \text{ 人} = 38,838 \text{ 千円}$   
 平成29年度から30年度の賃金増加率0.6%より今後10年間の賃金増加率を6%すると、  
 $38,838 \text{ 千円} \times 1.06 = 41,168 \text{ 千円}$   $41,168 \text{ 千円} - 38,294 \text{ 千円} = \underline{2,874 \text{ 千円}}$  ①

### (2) 助成金からの検討

- 令和元年度予算における助成金収入は、22,750千円であるが、今後5割減と見込むと、必要額は、 $22,750 \times 0.5 \approx \underline{11,375 \text{ 千円}}$  ②

### (3) 委託料等からの検討

- 建設キャリアアップの電子申請に伴う窓口業務委託料の減。 2,700千円 ③
- 東日本建設業保証(株)からの委託料の減。 1,200千円 ④
- 情報共有化システム収入の減。 1,500千円 ⑤
- 勤労者退職金共済建退共長野県支部事務手数料の減。 1,500千円 ⑥

### (4) 今後5年間で見込まれる、長建ビルの維持修繕費用

- 空調設備の改修費用、外壁の修繕費用、屋上防水修繕費用、エレベータの改修費用、自動ドア改修費用 合計 31,500千円 (年間(5年)6,300千円の積立)

### (5) 合計値上げ必要額

$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = 2,874 \text{ 千円} + 11,375 \text{ 千円} + 2,700 \text{ 千円} + 1,200 \text{ 千円} + 1,500 \text{ 千円}$   
 $= \underline{19,649 \text{ 千円}}$

※ 建退共事務手数料の減額、維持修繕費の積立費用は、助成金収入の減が不確定の為、見込まない。

以上より、約 19,000千円の会費の値上げをお願いするものである。(内訳:別表)

なお、協会収入・支出予算の状況、公共事業費の状況等により5年を目途に値下げも含めて、会費の見直しを行うものとする。また、予定外の助成金収入等が得られた時には、支部交付金として還元についても検討するものとする。

(一社) 長野県建設業協会 会費改訂案

	現行	改定案
<b>1.均等割会費</b>		
会員数	@40,000	@50,000
487	19,480,000	24,350,000
		(+4,870,000円)

**2.完工高割会費**

完成工事高(円)	会員数	完工高割会費(円)	完工高割会費(円)
200億 ~	2	70,000	150,000 (+80,000円)
100億 ~ 199.9億	2	48,000	100,000 (+52,000円)
50億 ~ 99.9億	8	42,000	80,000 (+38,000円)
15億 ~ 49.9億	37	25,000	60,000 (+35,000円)
10億 ~ 14.9億	31	19,000	50,000 (+31,000円)
5億 ~ 9.9億	87	14,000	40,000 (+26,000円)
3億 ~ 4.9億	72	11,000	30,000 (+19,000円)
2億 ~ 2.9億	57	7,000	20,000 (+13,000円)
1億 ~ 1.9億	97	5,000	10,000 (+5,000円)
0 ~ 0.9億	91	3,000	5,000 (+2,000円)
(県外)	3	(110,000)	(235,000)
合 計	487	5,091,000	12,655,000
			(+7,564,000円)

**3.経審ランク割会費**

経審ランク	会員数	ランク割会費(円)	ランク割会費(円)
AAA	33	40,000	100,000 (+60,000円)
AA	40	20,000	50,000 (+30,000円)
A	172	10,000	25,000 (+15,000円)
B	148	5,000	10,000 (+5,000円)
C	58	3,000	6,000 (+3,000円)
D	20	2,000	4,000 (+2,000円)
E	5	1,000	2,000 (+1,000円)
無経審・県外	11	0	0
合 計	487	4,801,000	11,518,000
			(+6,717,000円)

会費合計 (1 + 2 + 3)	29,372,000	48,523,000
		(+19,151,000円)

1社平均	60,312	99,637
------	--------	--------



## 令和7年度第4回長野県契約審議会 次第

日時 令和8年1月26日(月) 15時～17時  
開催方法 併用会議  
場所 長野県庁 西庁舎1階 110号会議室

### 1 開会

### 2 会議事項

#### (1) 前回審議会の振り返り

#### (2) 審議事項

ア 取組方針の変更(案)

イ 取組方針の実施状況について(区分設定及びとりまとめ方針)

ウ 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

    a 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し(技術者の実績)

    b 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し(ICT活用工事)

    c 解体工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し(施工体制)

エ 業務委託の総合評価落札方式における技術提案簡易型の試行について

#### (3) 報告事項

ア 清掃業務等における賃金実態調査の結果

イ 県石油商業組合北信支部等の独占禁止法違反に伴う入札参加停止措置について

### 3 その他

### 4 閉会

## 資料一覧表

資料 1	前回審議会の振り返り	(1 P)
資料 2-1 2-2	取組方針の変更(案)	(2 P)
資料 3-1 3-2	取組方針の実施状況について(区分設定及びとりまとめ方針)	(4 P)
	※ 資料3-2(P.8~15)は添付省略	
資料 4-1 4-2 4-3	建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し	(16 P)
資料 5	業務委託の総合評価落札方式における技術提案簡易型の試行について	(19 P)
資料 6	清掃業務等における賃金実態調査の結果	(20 P)
資料 7	県石油商業組合北信支部等の独占禁止法違反に伴う入札参加停止措置について	(22 P)

## 長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

箱澤 友子	公認会計士	
秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授	○
箱根 正由	長野建設産業労働組合 相談役	○
岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
木下 博	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
栗田 暁	信州大学 経法学部 教授	
佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
障口 太介	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○
中島 実香	弁護士	○
西澤 肇枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
瀧 寛	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	○
森 優也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	

## 入札・契約事務と審議事項の関係

事務の流れ	県の制度	契約審議会 審議事項 ◇: 前回 □: 今回
資格審査 競争入札参加資格審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札参加資格 審査 客観的事項の審査(従業員数、売上高 等) 総合点に応じて等級(A、B、C等)を付与 総合点=客観的事項+信州企業評価項目※ ※信州企業評価項目 技術力、環境配慮、労働環境整備 等 (例: 工事成績、環境認証の取得、週休二日、労働災害、入札参加資格停止 等)</li> <li>○入札参加資格 停止 契約の相手方として不適当と認める者については、一定期間入札参加資格を停止 (例: 契約不履行、法令違反(労働安全衛生法、建設業法、刑法など) 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□県石油商業組合北信支部等の独占禁止法違反に伴う入札参加停止措置について</li> </ul>
入札参加資格設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、県内本店・支店又は営業所</li> <li>・同種業務の履行実績(必要に応じて)</li> <li>・適切な予定価格の設定 等</li> </ul>	
入札・契約(案件ごと) 公告・入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ダンピング防止 ・低入札価格調査制度(失格基準価格の設定 等) ・最低制限価格制度</li> <li>○契約方式 ・一般競争入札 最も有利な条件を提供した者と契約を締結 ・受注希望型競争入札 入札後に参加資格要件を審査 ・総合評価落札方式 入札価格と価格以外の要素を総合的に評価 合計=価格点+価格以外点※ ※価格以外点 工事成績、地域要件、技術者要件 等 ・随意契約 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて</li> <li>◇建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し(土木一式工事)</li> <li>□建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し</li> <li>□業務委託の総合評価落札方式における技術提案簡易型の試行について</li> </ul>
契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数年契約 長期継続契約、債務負担、セパ県債 等</li> <li>○変更契約 物価高騰、最低賃金上昇 等</li> <li>○貸金実態調査 貸金状況を調査し、取組に反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□清掃業務等における貸金実態調査の結果</li> </ul>
履行 検査 工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成績評定 技術力向上・総合評価落札方式での加点 等</li> </ul>	

### 長野県の契約に関する条例 基本理念

- ①契約の適正化(契約の透明性、公正性の確保 等)
- ②総合的に優れた契約の締結(価格以外の多様な要素も考慮 等)
- ③契約内容への配慮(地域における雇用の確保 等)
- ④事業者の社会貢献活動への配慮(労働環境の整備 等)

## 前回審議会の振り返り

[令和7年度第3回契約審議会(11月14日)]

項目	意見の要旨	回答・対応案等
2(2)ア 建設工事等における低入札価格調査制度の見直しについて	○総合評価という性質上致し方ないですが、すべからず価格以外点で落札が決まるというのも問題がありますので、あまり落札が集中しないような工夫をすることが必要ではないかと思えます。 (木下委員)	○価格以外点については、どういった評価が品質の確保、受注機会の確保につながるかという観点で、協会の皆様と意見交換をしながら見直しを図っておりますので、併せて検討を進めてまいります。 (建設部技術管理室)
	○基準価格の下限値を引き下げることにについて「カンフル剤」というお話がありました。令和8年4月から実施されるということですので、その後の状況をよく拝見したいと思います。 (佐々木会長)	○見直しの試行をしましたら、ある程度の段階で審議会にもご報告したいと考えております。 (建設部技術管理室)

## 取組方針の変更（案）

## 1 趣 旨

長野県の契約に関する条例の基本理念を実現するため、取組方針を平成 26 年に策定し、その具体化にこれまで取り組んできた。

近年の労務費、原材料費等の上昇を受け、県の契約において価格転嫁を促進するため、取組方針の変更を行う。

## 2 変更内容

## ○ 変更契約に関する取組の追加

## 2-1 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止

95 県の契約において、契約後に労務費や原材料費等が上昇した場合には、状況に応じて協議し、必要な契約変更を行う。【全数】

## 3 実施状況

時期	取組項目	□既に実施している取組		○今後検討を 進める取組	
H26 策定時	8 9	4 7		4 2	
時期	取組項目	◎既に実施して いる取組	○着手しているが 更に検討を 要する取組	△今後検討を 進める取組	取組完了
前回変更 (R6.12)	9 8	8 6	1 1	2	
今回変更	<u>9 9</u>	<u>8 0</u>	1 1	2	<u>6</u>

## 4 変更スケジュール

	1月	2月
契約審議会	案の審議	
変更作業		取組方針の変更

長野県の契約に関する取組方針(今後取り組むもの)

資料2-2

取組方針	実施状況	取組番号	取組内容	備考
1-2	○	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】	
1-2	○	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み)【その他】	
1-2	○	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務において一部実施済み)【全般】	
2-1	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】	
2-1	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	
2-1	◎	25	県の契約において、契約後に労務費や原材料費等が上昇した場合には、状況に応じて協議し、必要な契約変更を行う。【全般】	県の契約における価格転嫁に向けた取組として追加
2-2	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中)【入札方式】	
2-2	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適用するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	
3-1	○	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適用するものについては、雇用の安定を図るため、その活用拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	
3-2	○	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	
3-3	△	62	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
3-4	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。【入札方式】	
3-4	○	94	物件の買入れのうち公用車燃料の調達については、県と災害時の燃料供給協定を締結し円滑な燃料調達ができると認められる事業者からの優先調達を図る。【入札方式】	
3-8	△	91	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル消費推進の取組を評価する【参加資格】	

長野県の契約に関する条例

# 取組方針の評価を行う上での 区分設定について

令和8年1月

会計局契約・検査課

## 区分設定の考え方

### フレームワーク

○実施状況等の確認におけるフレームワーク

①区分設定の確認（事務局側）

契約審議会にて、区分設定と実施区分に応じた指標・目標、達成度・実施状況の設定を確認【今回審議】

②実施状況のとりまとめ【今後実施】

実施区分に沿って審議会にて報告

区分Ⅰ・Ⅱは定期的に報告、区分Ⅲは書面報告

③達成度・実施状況等に対する評価・検証を実施【今後実施検討】

④上記③を受けて、必要に応じ成果指標・目標の再検討、取組方針の見直し等を実施

### 区分設定

○実施区分について

区分Ⅰ：成果指標や目標が明確であり、達成度や実施状況が定量的に表されるもの

区分Ⅱ：指標や目標の設定に適さないが、実施状況が定量的に表せるもの

区分Ⅲ：指標や目標の設定に適さず、実施状況が定性的となるもの

# 実施区分と報告内容

実施区分	成果指標・目標の設定	達成度・実施状況の内容	審議会への報告
区分Ⅰ	あり	定量	簡潔な報告
区分Ⅱ	なし (実施状況のみ)	定量	説明報告
区分Ⅲ	なし (実施状況のみ)	定性	必要 (調査報告)

## 取組方針

区分Ⅰの例

18 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】

(その他の契約(清掃業務・警備業務等))

取組状況	進捗・変更
○	H26策定、R3変更

### 成果指標・目標

一般競争入札において最低制限価格制度、または低入札価格調査制度の導入を検討、拡大する

【清掃・警備業務等の一般競争入札の導入率:100%】  
【入札状況によりその他の業務に拡大】

### 設定の考え方・経緯

## 作成イメージ

県庁、合庁の清掃業務において、低価格による入札が得られたため、最低制限価格制度を導入。運送保全業務への拡大として、R6から消防設備等点検業務へ最低制限価格制度を導入

### 達成度・実施状況

- ・H29から清掃・警備業務に導入【R7導入率100%】  
(県庁、合庁の清掃業務はH24から低入札価格調査制度の導入実績あり)
- ・上記の他、企業局の貯水池清掃、ダム宿日直業務への適用実績あり
- ・R6から消防用設備等点検業務に最低制限価格制度を導入
- ・R7は導入に伴う効果検証として賃金実態調査の拡充を予定(制度未導入である消防用設備等点検業務の随意契約において、賃金実態を把握)
- ・取りまとめ結果は右表及び別添参照

①清掃業務

	導入率 (%)	R6	R7
導入率	27%	100%	100%
庁舎等(低価格)	41件	62件	62件
企業局等	0件	0件	0件
低入札価格	10件	10件	10件

②消防設備等点検業務

	導入率 (%)	R6	R7
導入率	0%	100%	100%
消防設備等点検	0件	10件	10件
企業局等	0件	0件	0件
低入札価格	0件	0件	0件

③警備業務

	導入率 (%)	R6	R7
導入率	0%	0%	100%
庁舎等(低価格)	14件	0件	14件
企業局等	0件	0件	0件
低入札価格	0件	0件	0件

取組方針

区分Ⅰの例

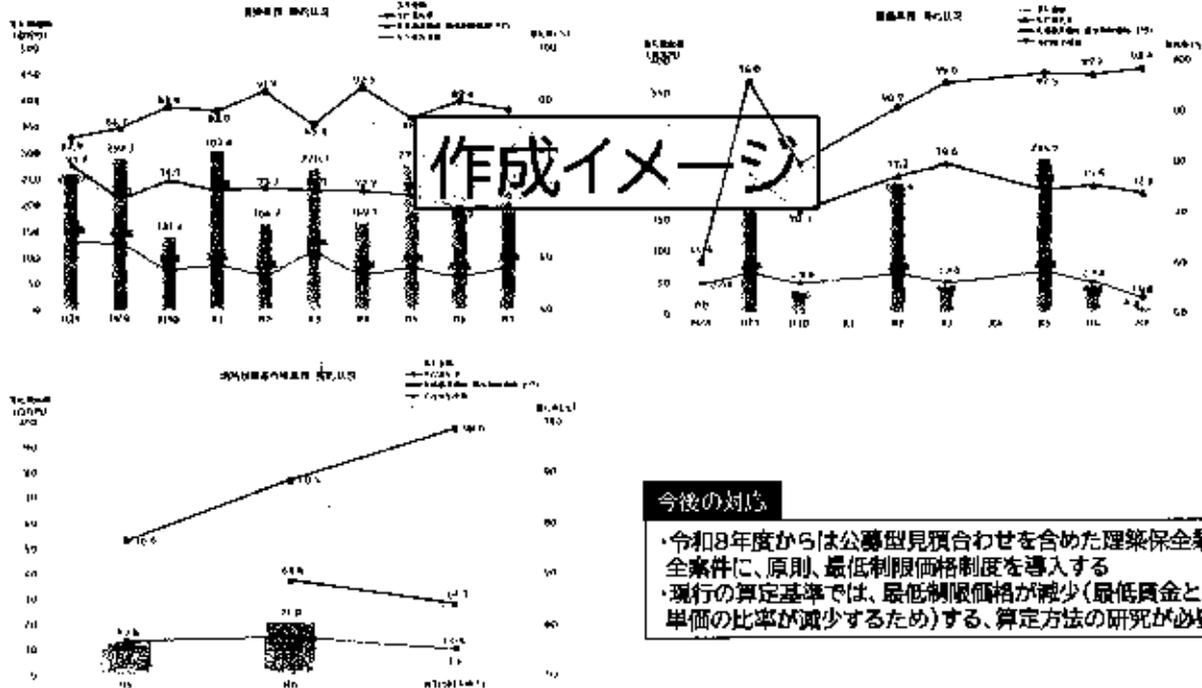
1B 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】

(その他の契約(清掃業務・警備業務等))

取組状況	策定・変更
○	H26策定、R3変更

達成度・実施状況

契約状況



今後の対応

- ・令和8年度からは公募型見積合わせを含めた理築保全業務全案件に、原則、最低制限価格制度を導入する
- ・現行の算定基準では、最低制限価格が減少(最低賃金と労務単価の比率が減少するため)する、算定方法の研究が必要

取組方針

区分Ⅱの例

4 県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は公募型見積合わせを原則とする。【入札方式】

(製造の請負・物件の買入れ・その他の契約)

取組状況	策定・変更
◎	H26策定

成果指標・目標値

対象案件について原則全案件、一般競争入札及び公募型見積合わせを実施

【製造の請負：一般競争入札400万円超、公募型見積合わせ10万円～400万円】

【物件の買入れ：一般競争入札300万円超、公募型見積合わせ10万円～300万円】

【その他の契約：一般競争入札200万円超、公募型見積合わせ10万円～200万円】

作成イメージ

設定の考え方・経緯

- ・製造の請負、物件の買入れ：
- ・その他の契約：

達成度・実施状況

一般競争入札、公募型見積合わせ実施件数

取組方針

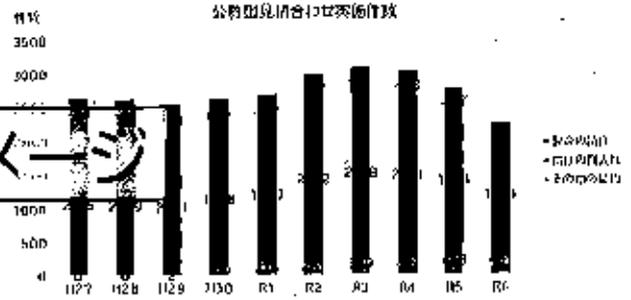
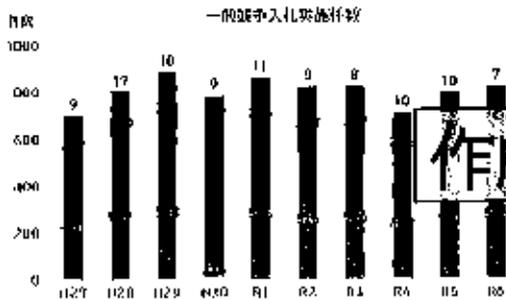
区分Ⅱの例

4 県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は公募型見積合わせを原則とする。【入札方式】

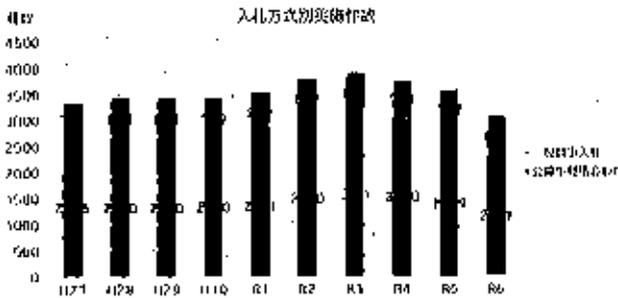
(製造の請負・物件の買入れ・その他の契約)

取組状況	策定・変更
◎	H26策定

達成度・実施状況



作成イメージ



今後の対応

・随意契約のうち通常の見積合わせは、全ての案件が入札情報システムに登録されていないため、公募型見積合わせの実施率の把握が困難で、今後、全案件のシステム登録を核討

取組方針

区分Ⅲの例

1 建設工事及び森林整備業務(以下「建設工事等」という。)、建設工事等に係る委託、製造の請負並びに物件の買入れにおいて、毎年度、当該年度の一般競争入札に係る発注見直しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する。【全般】

(建設工事等、建設工事等に係る委託)

取組状況	策定・変更
◎	H26策定

成果指標・目標

入札法の規定に基づき、対象工事・業種の発注見直しに関する情報を公表する

【建設工事等: 予定価格400万円を超えるもの全案件】  
【建設工事等に係る委託: 予定価格200万円を超えるもの全案件】

設定の考え方・経過

作成イメージ

・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定等に基づき  
・H13に発注予定情報公表要領を策定し、公表を実施済み

達成度・実施状況

・毎年度、発注機関にてとりまとめ、対象となる全案件について入札情報システムにより公表

## 建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（技術者の実績）

【取組番号 69】

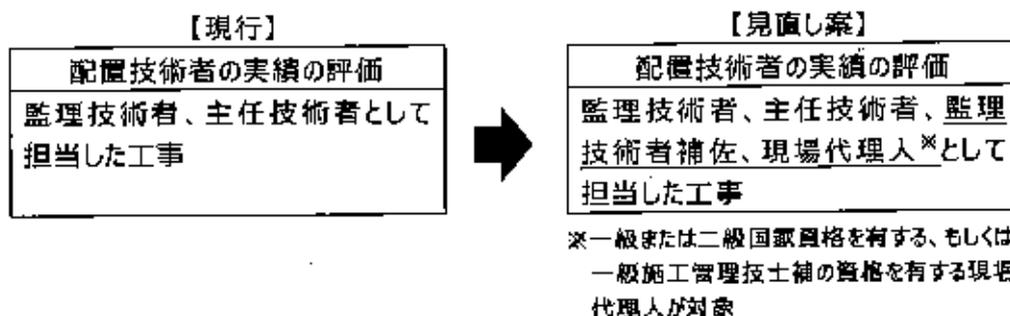
若手入職者の減少と熟練技術者の離職により、今後技術の継承が困難となり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、若手技術者を育て活躍できる建設業を目指すため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直したい。

### 1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成27年10月から随時見直しを行いながら実施しているところ
- 配置技術者の実績の評価は、過去に主任（監理）技術者として担当した工事が評価の対象
  - ➡ 監理技術者補佐や現場代理人として担当した工事は実績として評価されない  
（若手技術者が経験を積むため、監理技術者補佐や現場代理人として担当する工事は多い）
- 国では監理技術者補佐や現場代理人が担当した工事も実績として認めている

### 2 見直し内容

- 配置技術者（主任（監理）技術者）の技術者要件では、監理技術者補佐や現場代理人\*として担当した工事も実績として認める



### 3 実施時期

令和8年5月の入札公告案件からの適用を予定

※ 配置技術者の実績として認める「監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人として担当した工事」は、令和8年5月以降の入札公告案件がしゅん工した工事とする

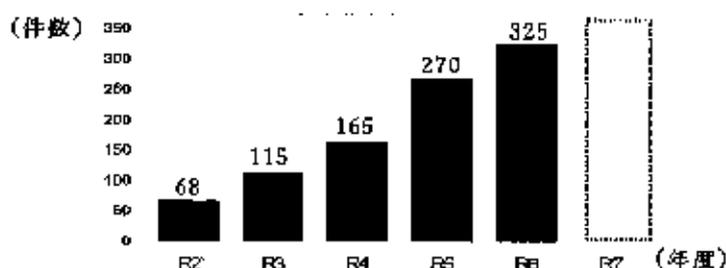
## 建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（ICT活用工事）

【取組番号 75-1】

建設工事の総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）の内ICT活用工事の評価内容を一部見直します。

### 1 現状と課題

- 令和2年9月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において、「ICT活用工事の実績」を加点評価する取組を開始
- 令和5年10月から県内企業のICT技術の活用拡大を図るため、「ICT活用工事の実績に加え、活用誓約でも加点」し、対象工種拡大など順次見直しを進めている
- ICT活用工事の実施率は、年々飛躍的に増加（下図参照）



- 一方で技術者への加点は、技術者が固定され活用拡大の障外要因の一つになっている

### 2 見直し内容

- 「技術者要件」の加点項目から「ICT活用工事の実績」を廃止
- 「建設マネジメント ICT実績」への加点について、0.25 から 0.5 に変更
- 対象工事及び評価点

評価項目	(現行)	(見直し後・R8.5～)
	評価点	
建設マネジメント ICT実績	6,000万円以上 0.25	6,000万円以上 0.5
技術者要件 ICT実績	6,000万円以上 0.5	—

- ※ 建築工事及び当該工事の主たる部分にICT技術を活用できない工事を除く
- ※ ICT活用（誓約）の取り扱いは現行のまま
- ※ しゅん工日から1年以内の実績を2年以内に拡大（技術者の実績年数と同じ）

### 3 実施時期

令和8年5月の公告案件から適用

## 資料 4-3

建設部 建設政策課 技術管理室

建設部 建築住宅課

### 評価項目の見直し（施工体制）

解体工事における自社保有の重機が適切に使用されることを評価するため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直したい。

#### 1 現状と課題

- 平成 30 年 8 月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において、「解体工事のうち、自社保有の解体用重機の実績」を加点評価する取組を開始
- 県発注の解体工事においては、解体用重機バックホウのバケット容量  $0.28\text{m}^3$  以上の保有者に加点しているが、実際の解体工事に必要なもの（ $0.5\text{m}^3$  以上）と乖離
- また、解体用重機に取り付けるアタッチメントについては、解体する建築物の構造により使い分ける必要がある（RC 造にはコンクリート圧砕機又は鉄骨造には鉄骨切断機等）が、現況は、構造に関係なくどちらかのアタッチメントが現場にあれば加点している状況
- 表状に適した解体用重機バックホウのバケット容量及びその重機に取り付けるアタッチメントに対して加点するため、見直しが必要

#### 2 見直し内容

- 総合評価落札方式（工事成績等簡易型）における「解体工事を自社保有の解体用重機の実績」の施工体制の評価項目を下記のとおり見直す

（現行）

解体用重機バックホウ（新 JIS 規格バケット容量  $0.28\text{m}^3$  以上）及び解体用重機に取り付ける解体用アタッチメントの圧砕機又は切断機で対象工事の規模等により加点条件を設定することができる。



（見直し案）

解体用重機バックホウ（新 JIS 規格バケット容量  $0.5\text{m}^3$  以上）及び解体用重機に取り付ける解体用アタッチメントの大割圧砕機（鉄骨造の場合は鉄骨切断機）で対象工事の規模等により加点条件を設定することができる。

#### 3 実施時期

令和 8 年 5 月の入札公告案件からの適用を予定

# 資料 5

建設部 建設政策課 技術管理室

## 業務委託の総合評価落札方式における 技術提案簡易型の試行について

【取組番号 23】

業務委託の総合評価落札方式において、入札者が提示する技術提案と入札価格を一体として評価する「技術提案型」において「簡易型」を試行し、運用の拡大を図りたい。

### 1 現状と課題

- 難易度が高い業務などは、企業の技術力や経験値などを総合的に評価する総合評価落札方式「技術提案型」による発注を実施
- 上記に該当しないものの、業務毎に品質を高めるための工夫を評価できる仕組みが無い
- 「技術提案型」は、技術提案書の作成・提出・ヒアリングや技術評価会議の開催など、受発注者双方に相応の費用や労力がかかるため多用できない
- 業務委託の総合評価落札方式による発注件数<sup>\*</sup>は年間約 800～1,100 件程度あるものの、そのうち「技術提案型」は 10 件未満に留まる

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
委託業務	技術等提案型	0	5	1	8	技術等提案型Ⅱ型及び
	簡易型	748	776	573	645	
	簡易Ⅱ型	338	307	284	256	
	計	1,086	1,088	858	809	

委託業務の総合評価落札方式の実施状況 ※対象期間 2021.4～2025.3

### 2 見直し内容

- 委託業務の技術提案において、必須項目のみとする「簡易技術提案型」の入札方式を試行し、多様な入札方式による受注機会の確保と成果品質の向上を図る
- 企業の技術力や業務理解度などを総合的に評価し、適切な業者選定を可能とする
- 審査者を発注機関毎の選定とすることで、技術評価会議を開催しやすくする

【現行】

評価項目	
必須	業務実施方針 (業務の実施方針、業務実施体制、 工程(フロー)に関する事項)
1項目 選択	工程管理に係る取組事項
	成果品の品質向上に係る取組事項
	合意形成のための取組事項
	その他発注者が定める事項

➡ 必須項目のみで評価する  
「簡易技術提案型」の導入

※ より高度な業務委託は従来通りの  
評価手法で実施

### 3 実施時期

令和8年5月の入札公告案件からの適用を予定

# 資料6

会計局契約・検査課

## 清掃業務等における賃金実態調査の結果

【取組番号76】

### 1 取組方針

- 【76】 適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

### 2 調査内容

#### (1) 調査対象

以下の業務の受注者

庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務（一般競争入札）

消防用設備等点検業務（一般競争入札、公募型見積合わせ（抽出））

#### (2) 調査期間

令和7年9月分（9月30日を含む1ヶ月間）

### 3 調査結果

#### (1) 回答数

○清掃：63/65 社

○警備：16/16 社

○設備管理：14/15 社

○消防：26/34社

#### (2) 賃金実態調査の結果

上段：R7

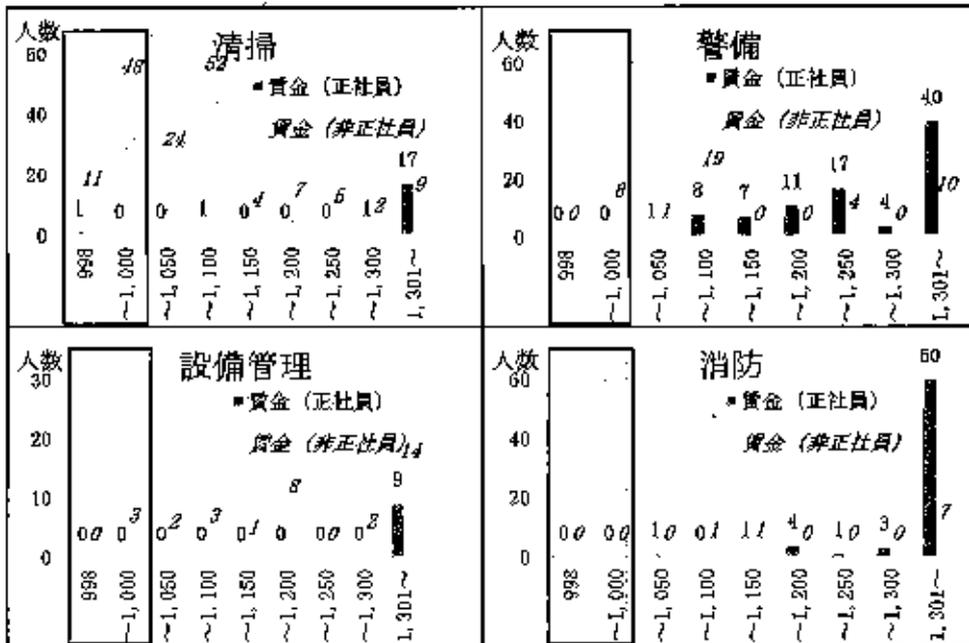
下段：R6

	対象人数 (人)	平均勤続 年数 (年)	就業形態 正規割合	平均労働 時間 (h/日)	最低賃金帯 割合
消 掃	182 (172)	5.8 (4.8)	11% (10%)	4.9 (4.7)	33% (56%)
警 備	130 (130)	13.0 (12.9)	68% (65%)	9.2 (9.1)	6% (7%)
設 備 管 理	42 (40)	7.6 (7.1)	21% (15%)	7.9 (8.1)	7% (0%)
消 防	79 (32)	12.2 (10.0)	89% (81%)	8.0 (8.3)	0% (0%)
計	433 (374)	9.3 (8.3)	43% (36%)	7.2 (7.0)	16% (28%)

○最低賃金(R6.10.1~R7.10.2):998円

○最低賃金帯：998円~1,000円 として設定

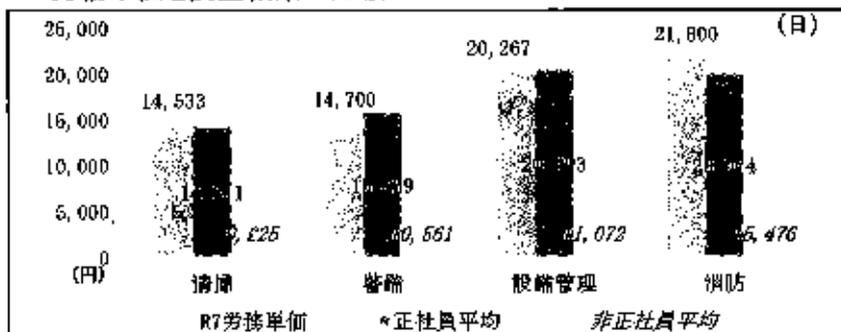
(3) 賃金分布状況



※最低賃金帯：998円～1,000円 として設定 (枠内)

※[最低賃金の対象となる賃金] (厚労省) に基づいて算出

(4) R7労働単価と調査結果の比較

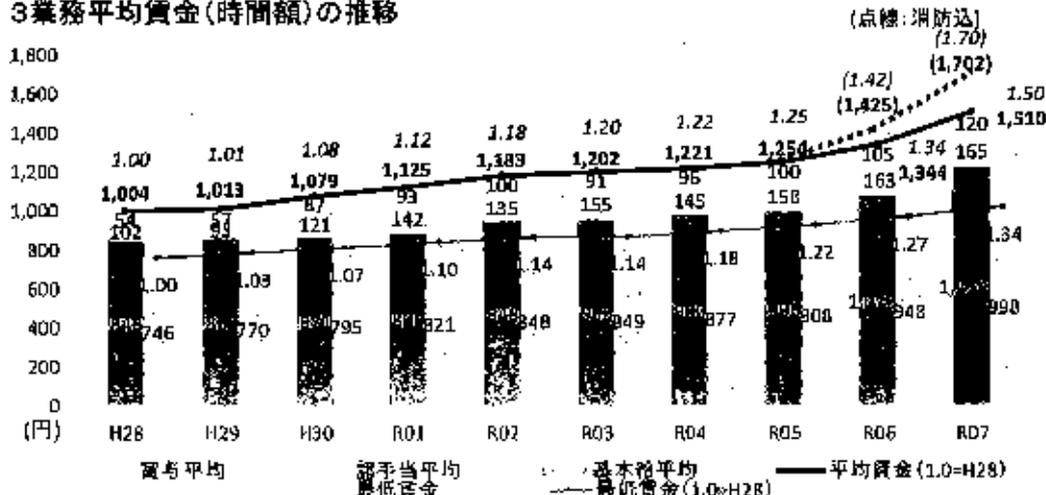


※R7労働単価は[令和7年度建築保全業務労働単価] (国交省) の各職種の平均値

清掃：清掃員A～C 警備：警備員A～C 設備管理：保全技師補、保全技術員、保全技術員補 消防：保全技師補

4 調査結果の推移

3業務平均賃金(時間額)の推移



# 資料 7

## 県石油商業組合北信支部等の独占禁止法違反に伴う 入札参加停止措置について

会計局 契約・検査課

建設部 技術管理室

### 1 概要

令和7年11月26日、公正取引委員会は、独占禁止法の規定に基づき、長野県石油商業組合北信支部に対し排除措置命令を、北信支部の支部員のうち17社に対し課徴金納付命令を出した。この処分に伴い、課徴金納付命令の対象事業者17社のうち県の入札参加資格を有する10社に対し「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づき、令和7年12月5日から入札参加停止措置を行った。また、5社に対し「建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づき、同日入札参加停止措置を行った。

### 2 入札参加停止措置内容

No.	法人名	住 所	入札参加停止期間	
1	株式会社 高見澤※	長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14	8か月	R7.12.5～R8.8.4
2	サンリン株式会社※	東筑摩郡山形村字下本郷40B2番地3	6か月	R7.12.5～R8.6.4
3	相馬商事株式会社※	佐久市野沢1番地	6か月	R7.12.5～R8.6.4
4	北信米油株式会社※	長野市柳原2551番地	6か月	R7.12.5～R8.6.4
5	株式会社本久※	長野市桐原一丁目3番5号	6か月	R7.12.5～R8.6.4
6	香田興産株式会社	長野市若里五丁目16-8	6か月	R7.12.5～R8.6.4
7	株式会社武重商会	上田市常田二丁目20番26号	6か月	R7.12.5～R8.6.4
8	渡辺商事株式会社	長野市篠ノ井御第川1128番地の1	6か月	R7.12.5～R8.6.4
9	中野アポロ株式会社	中野市大字吉田280番地2	6か月	R7.12.5～R8.6.4
10	株式会社花岡	長野市吉田4丁目14番15号	6か月	R7.12.5～R8.8.4

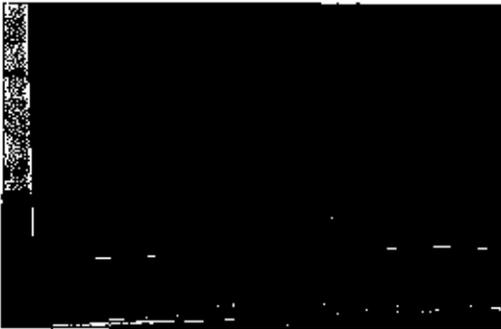
※建設工事の入札参加資格停止措置を行った法人

### 3 関係機関への周知

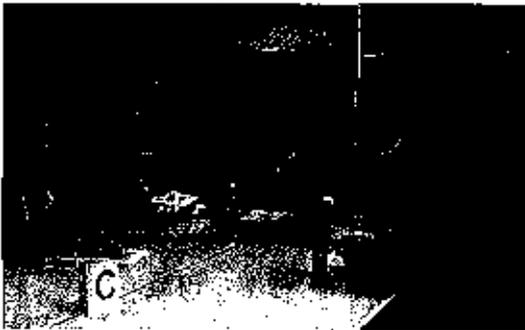
県の公式サイトにおいて公表するとともに、市町村等関係機関へ情報提供を行った。

長野高専3年生との建設業意見交換会

令和8年1月29日(木)14:30~16:00  
長野高専 C科棟2階教室  
(男子27名、女子10名)



建設業の仕事、長野県の建設業の現状  
小宮山部会長



グループごと意見交換会



意見交換内容の発表

# 1/29長野高専3年生との意見交換会 グループ分け

1月29日（木）14：30～16：00

★16：45から発表★

男子  
女子

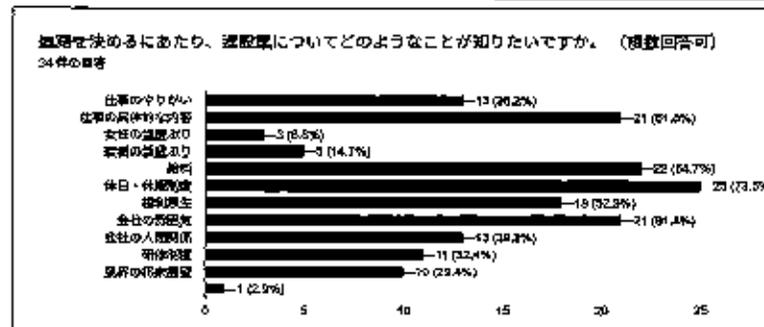
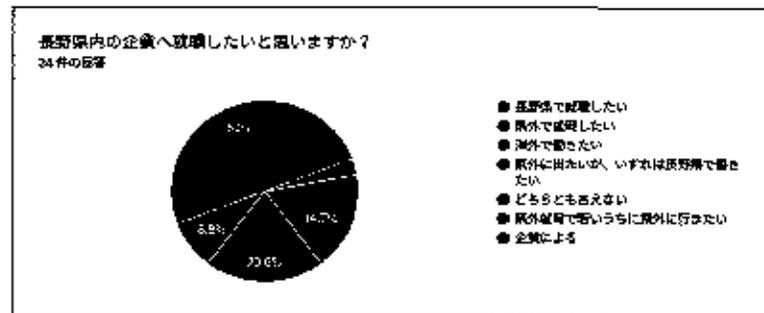
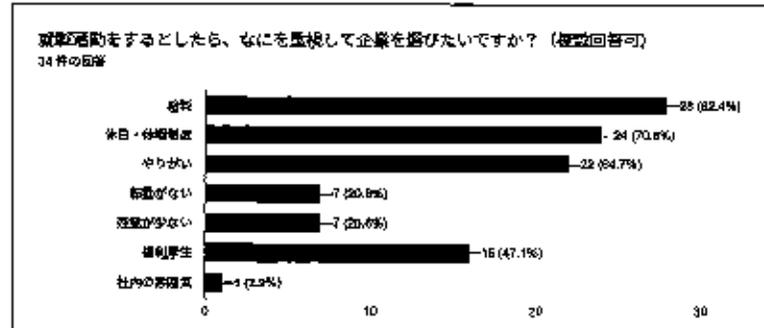
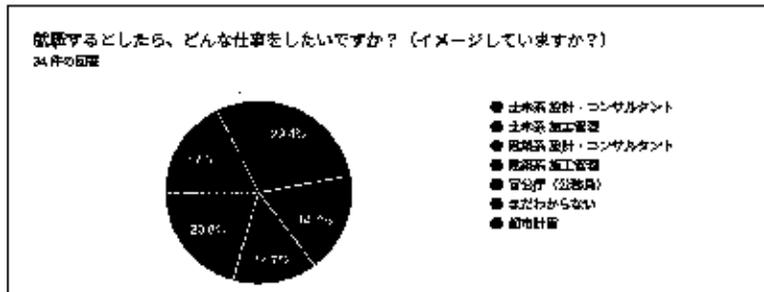
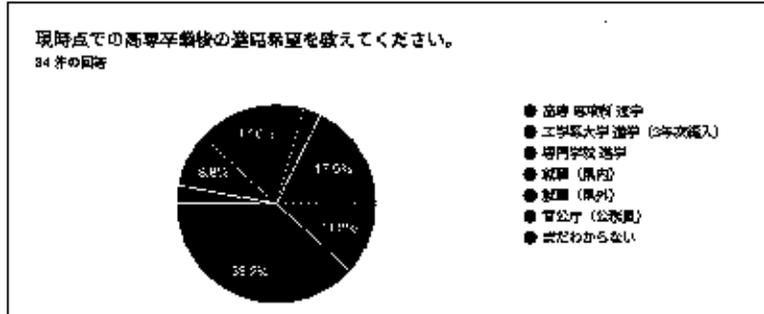
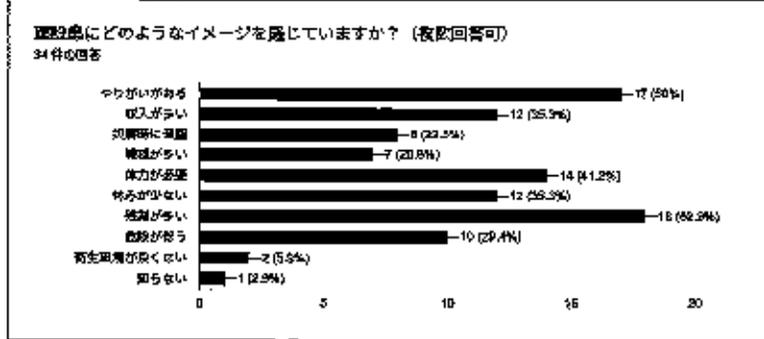
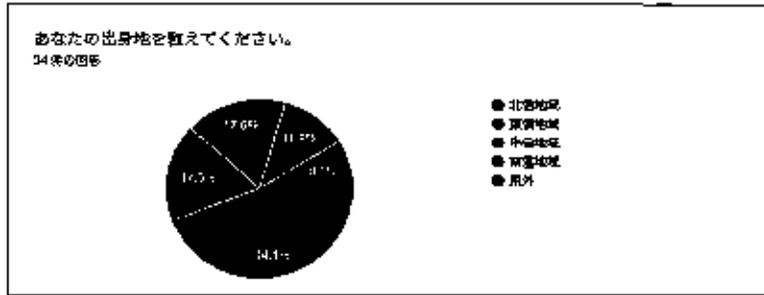
グループ	リーダー (青年部会・女性部会)		若手技術者		職種
A	北澤土建(株)	北澤 隆洋	(株)小池組	山野井 裕哉	土木
B	北陽建設(株)	原 滋俊	高木建設(株)	堀川 光	土木
C	(株)村松建設	村松 直敏	(株)北條組	土屋 綾馬	土木
D	(株)望月組	望月 昭治	(株)守谷商会	北島 昂士	土木
E	高木建設(株)	黒岩 達也 (長野支部土木委員)	川中島建設(株)	鷲尾 悠貴	土木
F	(株)湯本工務店	湯本 誠一郎	飯島建設(株)	中島 明佳	建築
G	(株)小宮山土木	小宮山 弘子	川中島建設(株)	野本 侑里	土木
			日本総合建設(株)	松澤 美緒	
H	畑八開発(株)	竜野 麻美	(株)鹿熊組	青柳 奏未	土木
			北野建設(株)	月岡 こまち	
I	飯島建設(株) 神稲建設(株)	吉村 亜美 勝野 久美恵	飯島建設(株)	北澤 菜々琉	建築
オブザーバー (見学者)			北野建設(株)	石谷 真耶 (長野支部女性部)	
			(株)小池組	平林 慎司 (犀協会)	
(一社)長野県建設業協会			常務理事	岩下 康之 (事務局)	

★学生からできるだけいろんな悩み、質問、疑問がでてくれたらいいと思います。

- ◎ 学生と若手技術者が相談しやすい、話やすい場にしてあげてください。
- ◎ 若手技術者はご自分の体験や仕事で感じたことを答えてあげてください。

- 進行役、発表係、記録係を最初に決める（じゃんけんでもいいから短時間で）
- 自己紹介カードがあるので自己紹介はみじかくでOK
- 最後に各グループごと「私のグループではこんな話をした」を発表します

長野高専3年生 事前アンケート結果



長野県の産設業で働く若手技術者にどんなことを聞いてみたいですか？

- キャリア形成や学歴について
  - なぜ産設業を選んだのか
  - 労働環境やライフワークバランスについて
  - 人間関係や社内のコミュニケーション
  - 入社準備や将来の展望
- などがありました。

## “建設業の仕事”アンケート

令和8年1月29日 長野高専3年生

本日は、意見交換会お疲れ様でした。今日の授業の感想をアンケートに記入してください。

### 【『建設業の仕事と役割』について】

1. 『建設業の仕事と役割』の内容はいかがでしたか？(チェックを記入✓)

良くなかった  1  0  1  3  29 非常に良かった

2. どのようなところが印象に(記憶に)残りましたか？他に聞きたかったことは？

#### 【聞けて良かった事】

- ・普段聞けないことを聞くことができよかったです。
  - ・普段話を聞く時は一つの仕事についてだったけれど、今回はいろいろな仕事や役割とつながりについて知ることができてよかった。
  - ・知りたかったことをフランクに聞くことができた。
  - ・企業の人々がどのような事を考えているのかを聞けて良かった。
- 5・実際に現場に出ている方々の意見は説得力がとてもあった。特に高専卒と大学、院卒の違いについて聞けて良かった。
- ・就職してからの経験や学生の時にやっておけばよかったこと、建設業界のお話など聞くことができとても勉強になりました。
- 7・実際に意見交換を行う事でより深い話が聞けてよかった。土木に行った方が良いと分かった。
- ・実際に働いている人、若手から長くにわたって携わってきた人、両方から意見を聞けて良かった。

#### 【資格について】

- ・資格が大事
- ・資格には経験年数が必要
- ・時間のあるうちに資格を取得することが大事だと感じた。

#### 【大都市と地方の違い】

- ・大都市と地方とでそれぞれのメリット・デメリットを知ることができ、進路選択の参考になった。
- ・大都市と地方の違いが分かりやすかった。
- ・都市部か地方部それぞれ利点があるという事
- ・都市と地方の仕事の違い

#### 【土木について等】

- ・土木の仕事について知れた
- ②
- ・それぞれの仕事のつながりや関係性がわかってよかった。
  - ・役割の仕組みがわかりやすかった。
  - ・色々な職があることが分かった。

#### 【経験を積む】

- ・色々経験して学び続けることが大切
- ・経験が大事

#### 【進学について】

- ・コンサルは数字の世界で、コンサルに行くなら大学院まで行った方がいい事。
- ・大学に行かなくてもよさそう→行かなくても建築士は取れるらしい。

#### 【その他】

- ・図や写真がたくさんあってわかりやすかった。
- ・施工管理の方が楽な事
- ・どういう時にやりがいを感じるのかを聞きたかったです。
- ・ホワイトになってきている
- ・上田市の橋が流された時の話

【若手技術者との意見交換会について】

3. 若手技術者との意見交換会はいかがでしたか？(チェックを記入✓)

良くなかった      非常に良かった

4. どのようなところが印象に(記憶に)残りましたか？他に聞きたかったことは？

【資格の事などについて】

・資格の大切さなど理解できた

○資格に関して「土木施工管理技士は取る事をお勧めするが、他に関しては会社次第」とお聞きして最低限の資格取得に向けて勉強したいと思った。

・資格は時間がある時に取るという事

・気になっていた資格についての質問に答えていただきとても参考になった。

・資格の話、仕事の内容、福利厚生をそれぞれとても詳しく教えていただいた。

【実際の話聞いて】

・実際に働いている人に聞いた事

・実際の現場の写真をを見せていただいた事

・実際の仕事の様子がわかって大変良かったです。

○現場技術者にいろいろ聞いてみて自分が思っているよりもとてもいい事ばかりだった。

・現場の安全性や労働時間について聞いてよかった。

・現場の経験が大事

【進学か就職か？】

・学歴が大事だと思っていたが進学せずに実績を積む事も大事だという事が分かった。進路を考える良い機会になった。

・高専卒で経験年数を積んだ方がいい。

・進路のアドバイスをもらった事→就職すると現場で力を付けられる。

・知らなかった事が聞いて良かったし、これからの進路選択に役立つ知識が得られたと思う。

・大学進学は意味ない。

・大学に進学か就職かで差が結構生まれる。

【若手技術者と話してみても】

・先輩の話というのはとても親近感があった。

・歳が近い事で距離感が近く、よりフラットな話が聞けた。

・卒業してからの事、実際に働いてみてどうだったか聞いて良かったです。

・仕事はもちろん学生生活や就活の時の話も聞いて良かった。

・(若手技術者が)どうやってその会社を選んだか？

・気軽にいろいろな事が聞けたこと

【職場の東側に住む】

・職場の東側に住んで大学に行く。

・職場の東に住むことで日差しを浴びずに行ける事

【その他】

・女性でもとても楽しそうにしている中には現場に女性一人という人もいてそれでもとても充実して土木系の仕事がしたいと思えた。

・ゼネコンに対する少しブラックなのかな？という印象だったが、リアルな話を聞いて安心した。民間企業と公務員の印象がガラリと変わった。

・インターンシップに行くこと

・結局は本人のやる気次第で変わることを聞いて良かった

・センスとコミュニケーション能力が大事

・地域のつながりを大切にしている

・代表取締役は背負うものが多い。

・入札に負けると悔しい事

・音に比べての違いなど直近の土木界隈の話ができて良かった。

・やりたいことを決めておくこと

5. 今後の進路を決めるために、今日の学んだどのような事が生かせそうですか？

#### 生かせる(4)

##### 【就職希望】

- ・就職志望に傾きました。
- ・就職を目指すことが明確になった。
- ・学歴は必ずしも必要ではない。
- ・今の土木建築業界は実力主義に変わってきているとお聞きしたので高専卒での就職も考えようと思った。
- ・公務員志望だったけど、公務員の方が忙しいと知ったので考え直そうと思った。
- ・自分の働きたい環境を見直して進路を考える

##### 【進学希望】

- ①大学に行き、知見を広めることに尽力したい。
- ・大学に進学する
- ・大学は準備期間
- ・大学に行くと仕事・人生の準備をする期間が延びる
- ・進路を決める上でコンサルに行きたいなら大学に進むべきなので大学へ行こうと思いました。

##### 【資格を取ること】

- ・資格などできるだけ今のうちに取っておこうかと思いました。
- ・資格勉強は暇な時にやった方がいい。
- ・資格を取ることの重要性を学んだ
- ・目指す方向が決まったら時間のあるうちに資格を取りたい。

##### 【その他】

- ・勉強(専門)は役立つ
- ・勉強へのモチベを教えてもらったこと
- ・学業だけではなくコミュニケーションも大事
- ・今自分がなりたいことになるために必要な事が知れて道が広がった。
- ・働き方を知ることができた。
- ・どの様な仕事をしているのかなど知ることができた。
- ・資格と経験が大事
- ・就職した後どのくらいのやる気をもってやれるかが重要だと分かった。
- ・長野県に残るか東京へ行くか
- ・会社の東側に住むのが大事

## 長野県建設業協会・松本砂防事務所意見交換会

日時：令和8年2月3日（火）15:30～17:00

場所：長野県建設業協会 3階 会議室

### 議事次第

1. 開会
2. 挨拶  
松本砂防事務所 事務所長  
長野県建設業協会 会長
3. 出席者紹介
4. 議事
  - 1) 松本砂防事務所からの情報提供
  - 2) 意見交換会
    - ・長野県建設業協会
    - ・松本砂防事務所
    - ・その他
5. 閉会

## 長野県建設業協会・松本砂防事務所意見交換会

### 出席者名簿（敬称略 順不同）

番号	所 属	役 職	氏 名
1	長野県建設業協会	会長	木下 修
2	〃	副会長	深澤 信治
3	〃 松筑支部	支部長	平林 慶則
4	〃 大北支部	副支部長	傳刀 宗久
5	〃 事務局	特任理事	大月 昭二
6	〃	専務理事	小林 敏昭
7	〃	常務理事	岩下 康之
8	国土交通省 松本砂防事務所	事務所長	林 真一朗
9	〃	副所長	※司会進行 谷保 和則
10	〃	工務課長	柳沢 信繁

## 長野県建設業協会と意見交換会を開催しました

受注者と発注者双方が抱える砂防工事の諸課題の改善にむけ、松本砂防事務所単独では初めて、長野県建設業協会と意見交換会を開催しました。



冒頭、木下会長からの挨拶

### 【意見交換会概要】

日 時：令和8年2月3日(火)15～17時

場 所：長野県建設業協会 会議室

出席者：(一社)長野県建設業協会  
会長、副会長、  
松筑支部 支部長  
大北支部 副支部長  
松本砂防事務所

### 【主な意見交換テーマ】

- 1) 受注者からの工事実施に係る改善要望  
工事書類等の負担軽減 など
- 2) 砂防工事における新技術の活用  
ICT、DX技術の導入に係る課題 など
- 3) 担い手確保の取組み
- 4) 地域の砂防工事における諸問題  
安全対策、技術者不足、工期設定  
建設業の持続可能な予算確保、  
発注方式(企業能力評価型の活用など)  
など

松本砂防事務所では、今回の意見交換会及び今後の意見交換を踏まえ、より良い砂防工事現場の環境改善に向けて関係機関と連携して取り組んで参ります。

# 国交省松本砂防工事事務所への要望事項

長野県建設業協会松筑支部

No	会員からの意見等	
1	工事安全対策研究発表会(例年2月頃開催)の対応(論文、ポスターセッションの提出)に負担感がある	
2	関係機関との協議について ・特記仕様書では完了となっているが、受注後に協議が完了していない場合がある。正確な情報提供、工事発注前の協議完了をお願いしたい。 ・関係機関との協議、許可が整っておらず、施工が中断する。また、それに伴い予定した下請けの確保が困難になる事例がある。特に、施工時期が限定される現場においては対応をお願いしたい。	
3	工事規模について 限られた人員での受注となるので発注規模を大きくしてもらえると受注しやすくなる。	
4	施工時期について 上高地付近での施工は閉山後が基本となっているが、通年施工について検討いただきたい。応札者がいなくなるのが懸念される。	
5	発注時の設計図面・数量計算等について現地と整合がとれていない事例ある。それに伴う測量や修正設計、施工箇所の変更により施工が中断する。	
6	工事書類の作成について、変更契約時作成書類など発注者が作成すべき書類を受注者が作成している事例がある。「工事書類スリム化ガイド」に基づき、現場技術者の負担軽減をお願いしたい。	
7	「施工合理化調査」、「施工形勢動向調査」、「労務費調査」について、工事施工に伴うすべての工種を対象に調査実施を指示される場合がある。本調査は非常に手間を要し、現場技術者の負担となっている。また、設計計上に対し費用も要するため、1工事1工種程度として、調査対象工種等の相談をお願いしたい。	
8	小規模工事(特に100m2未満の舗装工事)において標準歩掛が適用されている事例がある。施工規模に応じた歩掛、単価の採用をお願いしたい。	
9	上高地等遠距離の現場では、通勤に時間を要するため、拘束時間は長いうえ、実作業時間が短くなります。遠距離現場における通勤補正の適用をお願いしたい。(林野庁では上高地内での工事で実施されている)	
10	松本砂防事務所1階玄関スペースの各種公表資料がなくなりました。今後は、公表されないのでしょうか。	
11	施工協議について出来るだけ速やかな対応をお願いしたい。	
12	土砂搬出先について、指定場所に置けない事例や許可が必要な事例がある。設計変更により運搬費用は計上されますが、発注までに搬出先の決定、必要な許可申請をお願いしたい。また、搬出先に関する地域の情報収集をお願いしたい。	

# 国交省松本砂防工事事務所へのご意見等

長野県建設業協会大北支部

No.	分類	会員からの意見等	
1	C	数量計算書作成時における数量総括表において、備考欄に「○/○協議」等の記載は理解できますが、協議書の鏡も添付については、事務所側でもASPが閲覧できるため不要ではないでしょうか？	
2	F	ICT活用工事チェックリストの記入例等の説明書の提示を要望します。	
3	F	特記仕様書について、受注した段階で不要となる条文は精査し、全条文番号を変更した形で当初契約となることを要望します。	
4	D	繰り越額等は前回工事で適用された数値は採用し、次年度以降工事の当初数量計算書に反映していただきたい。	
5	C	週休2日に伴う「クリティカルパス工程表」の作成・提出は、特記条文より毎月の達成率を提出、及び変更数量計算書に実施箇所日を提出しているため不要かと思われます。	
6	F	現場担当者の技術力の向上には繋がると思いますが、負担の軽減と受注者のタダ働きを減らして頂きたいと考えます。	
7	D	概略発注が一般的になっているが、工事によっては、設計が固まっていない状態で発注されるケースもあり、「詳細については監督職員の指示による」となっているものの、実際には施工者側の設計・提案で進めるケースが多く、現場管理者の大きな負担となっている。	
8	F	工期の始期よりも半年前に契約となり、設計委託コンサルタントとの打合せや提案に関する資料作成を行っている場合があるが、その部分は工事金に反映されていない。ある程度設計がまとまった状態での発注と設計への協力の対価を検討願いたい。	
9	F	「砂防堰堤改築工事に関わる件」 近年、度重なる豪雨の影響により現場環境が著しく悪化し、その都度、復旧作業や手戻り施工に多くの時間を要している状況です。その結果、出来高も伸び悩み、特に今年度の施工においては、前受金を返金するという、これまでに例のない対応を余儀なくされました。 本件については、不可抗力による事態であると認識しており、利益の確保が困難である点については一定程度やむを得ないものと考えています。しかしながら、結果として一千万円を超える赤字を負担することとなった点については、施工者として大きな課題であると感じています。 このような状況が継続している要因が、現行の契約制度や施工条件に起因するものなのか、あるいは請負者側の対応に改善すべき点があるのかについて、今後の受注意識にも大きく関わる問題であると考えているため、発注者の考えや今後の対応方針等について伺いたい。	

- A 入札制度に関して
- B 民間委託について
- C 書類の簡素化について
- D 設計及び品質について
- E 検査について
- F その他



しあわせ信州

資料No.5

## 第1回長野県除融雪検討会

### 次第

日時：令和8年2月5日(木) 10:30から

場所：長野合同庁舎 502会議室

#### 1 開催挨拶

#### 2 自己紹介

#### 3 議題

(1)開催目的の説明

資料1

(2)除雪における課題共有について

① 建設業協会のアンケート結果から見える傾向について

資料2

② 除雪機械の現状について

資料3

③ 各委員からの課題提案

資料4

#### 4 その他（今後のスケジュールについて）

## 第1回長野県除融雪検討会 出席者名簿

事務所名	職名	氏名	参加方法	備考
建設業協会	建設政策委員会担当副会長	深澤 信治	現地	
	建設政策委員会委員長	北條 將隆	現地	
	建設政策委員会副委員長	大井 康史	現地	
	建設政策委員会副委員長	大原 篤	現地	
	建設政策委員(南佐久支部)	新津 愷	現地	
	建設政策委員(伊那支部)	守屋 清志	現地	
	建設政策委員(中高支部)	藏谷 伸太郎	現地	
佐久建設事務所	課長補佐兼維持係長	関 和彦	現地	
伊那建設事務所	課長補佐兼維持係長	後藤 誠一郎	現地	
松本建設事務所	課長補佐兼維持係長	中村 昌寛	現地	
大町建設事務所	維持管理課長	堀 秀雄	現地	
	課長補佐兼維持係長	若林 武彦	現地	
	主査	西澤 幸高	現地	
長野建設事務所	企画幹兼維持管理課長	大田 幸太郎	現地	
	課長補佐兼工事事務係長	渡辺 朱佳子	現地	
北信(中野事務所)	課長補佐兼維持係長	小林 宏	現地	
技術管理室	主任専門指導員	関 貴幸	現地	
	専門指導員	倉科 宏	現地	
道路管理課	道路管理課長	高野 佳敏	現地	
事務局	道路管理課企画幹兼安全防災係長	下平 晃裕	現地	
	道路管理課課長補佐兼維持舗装係長	小宮山 秀一	現地	
	道路管理課 主任	竹内 剣	現地	
	特任理事(事務局)	大月 昭二	現地	
	常務理事(事務局)	岩下 康之	現地	
	労働安全部長(事務局)	宮尾 賢治	現地	
合計			25名	

現地参加 計 25名  
WEB参加 計 0名

## 長野県道路除融雪検討会の設立について

### ●検討会設立の経緯と目的

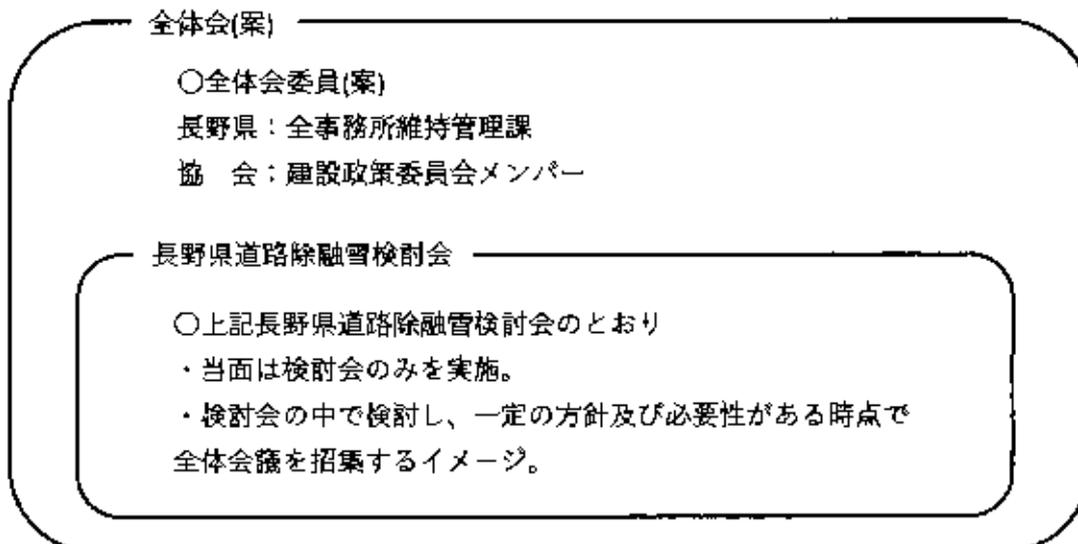
除融雪業務について、業者から今後の業務存続が難しいなど様々な意見が出ているため、令和6年度の地域を支える建設業検討会において、除融雪業務のあり方について検討会を実施するよう要望があった。これを受け、建設業協会が業者を対象にアンケートを実施したところ、半数以上の業者から5年後に除融雪業務を「続けられない」「わからない」と回答があった。

そこで、担い手不足や除雪機械の老朽化等の課題解決のための取り組みを検討するため、「長野県道路除融雪検討会」を設置する。

### ●長野県道路除融雪検討会

	長野県	建設業協会
会長	長野県建設部道路管理課長	
副会長		建設政策委員会担当副会長
委員	技術管理室 佐久建設事務所維持管理課 伊那建設事務所維持管理課 北信建設事務所(中野)維持管理課 松本建設事務所維持管理課 大町建設事務所維持管理課 長野建設事務所維持管理課	建設政策委員長 建設政策副委員長① 建設政策副委員長② 建設政策委員(南佐久支部) 建設政策委員(伊那支部) 建設政策委員(大北支部) 建設政策委員(中高支部)
事務局	道路管理課	特任理事 常務理事 労働安全部長

### ●進め方イメージ図

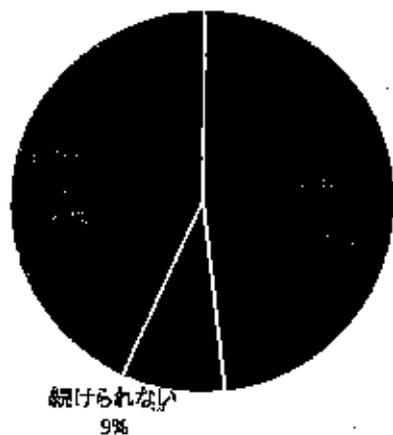


## 建設業協会のアンケート結果から見える傾向について

## 1 現状

## ●今から5年後、除融雪業務を続けられるか

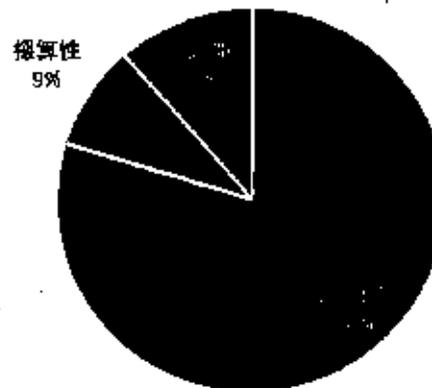
sample	続けられる	続けられない	分からない
285	137	25	123



・半数以上の業者から5年後に除融雪業務を「続けられない」「わからない」と回答があった。

## ●「続けられない」、「わからない」最大の理由

sample	オペ不足	採算性	その他
148	118	13	17



・8割の理由がオペレーター不足であった。

## ●オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数

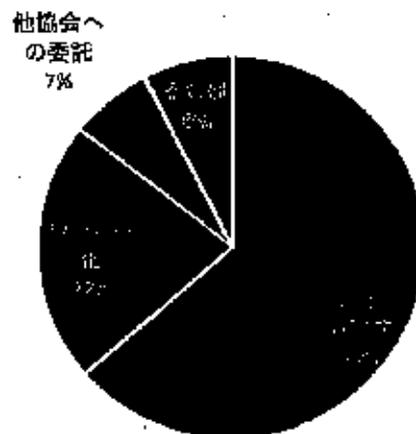
20～30代	40～50代	60代	70代
494	1198	422	134



・オペレーターの高齢化が顕著であり、人材が育っていない。

## ●オペレーター不足に有効だと思う解決方法

若いオペの育成	ワンオペ化	他協会への委託	その他
75	26	8	9



・若いオペレーターの育成が望まれている。

## 2 オペレーターに関する課題

○オペレーターの高齢化やそもそもの人員不足により、オペレーターが足りておらず、オペレーターの育成・確保が課題である。

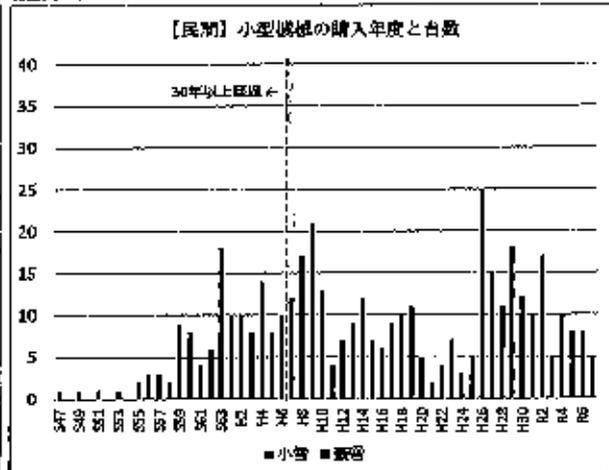
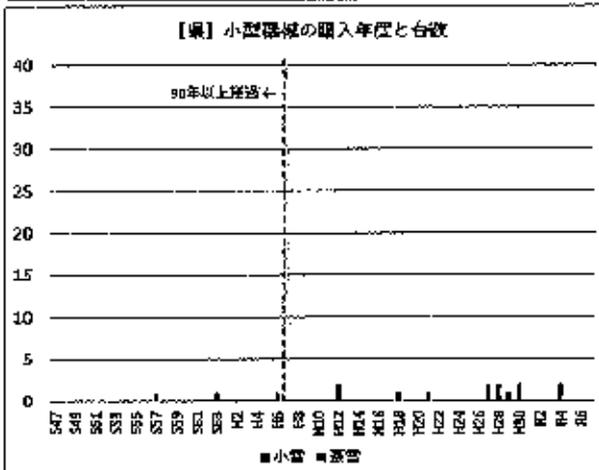
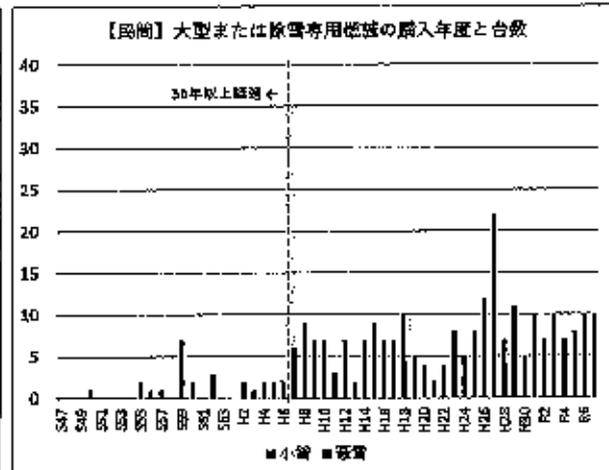
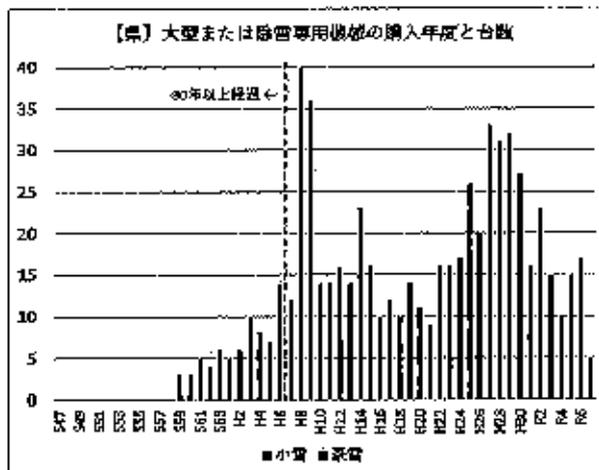
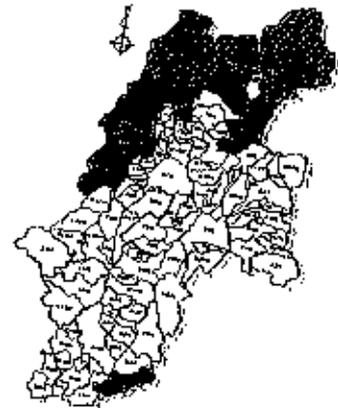
## 除雪機械の現状について

## 1 現状

○除雪体制における配備機械 1,380台（県保有：657台、民間保有：723台）

除雪機械の配備状況

		機械台数	配備状況	
			豪雪以外の地域	豪雪地域
大型機械等	県保有	641	334	307
	民間保有	291	122	169
小型機械	県保有	16	15	1
	民間保有	432	367	65
計		1,380	838	542



## 2 除雪機械に関する課題

○民間保有・県保有とも耐用年数を超えて使用している車輛が多く、車輛の更新や維持管理等に課題がある。

各委員からの課題提案

所属名	課題提案	備考
佐久建設事務所	<p>除雪機械の計画的な更新をお願いしたい。 (故障が多い、頑張って古い機械を使っていますが限界です)</p> <p>故障の少ない使い勝手の良い凍結防止剤の散布車の導入を検討頂きたい。 (融雪剤散布業務において、通常の2トトラック感覚で乗りだすしても不具合がなく散布両輪もスムーズにできる踏みに強い機械に更新する事が必要です)</p>	
伊那建設事務所	<p>・オペレーター不足について</p> <p>オペレーターが高齢化しており、後継者の確保・育成が急務となっているが、工事量の減少に伴いグレーダー等を使用する工事が少ない、若しくはあっても受注出来ないため、運転技術を習得することができず後継者を育てることが出来ない。</p> <p>・県有融雪剤散布車の更新</p> <p>散布車は老朽化により故障が多く、通日昼夜問わず故障の対応を行っており負担が大きくなっている。予備車で何とか対応をしているが、予備車も古いことからいつ業務が出来なくなってもおかしくない状況である。</p>	
松本建設事務所	<p>・地域の建設事業の設置が縮小しており、建設業の経営基盤が弱体化している。</p> <p>・除雪を担える企業が減少したため、残った企業の負担が増大している。</p> <p>・建設業界の高齢化と担い手不足が進んでいるが、エッセンシャルワーカーとしての質と量の確保が課題である。</p> <p>・夜間と早朝に加え、突発的な業務が多く、若手が染まりにくい。</p> <p>・入札等のインセンティブについて、検討も一案である。</p> <p>・除融雪車両は、老朽化が進むが、他の仕事に転用が難しいため、自社所有車両の更新が困難。(車両の賃貸・リースの推進)</p> <p>・雪が少ない地域特性により非効率性で、特種・維持コストが実態に見合わない。</p> <p>・除融雪作業に取り組む現在の状況について、県民理解の醸成。</p> <p>交関、早朝から適切に作業をしているにもかかわらず、一部の県民などから苦言が寄せられ、モチベーションが下がる。除融雪の意義やサービスレベルについて、更なる広報などを検討して欲しい。</p>	
大町建設事務所	<p>・令和7年度除雪会議でも提案させていただきましたが、当所は、92台の県保有機械を所有しており、経過年数に応じて修理件数、修理費用とも年々、増加傾向にあります。</p> <p>食与車両の故障時の緊急対応、車検等々の機械移送も含めて現在、再任用職員が主になって機械管理を行っている状況です。</p> <p>機械運営には十分な知識が必要であり、知識を継承するために専門の正規職員の配置が必要と考えますが、今後の職員不足により直営での機械管理は困難になっていくことが予想されます。</p> <p>については、アウトソーシングによる機械管理も検討していくべきと考えます。</p> <p>(例えば機械管理に特化したJ V設置など)</p> <p>・除雪を担当していただいている業者のオペレーターが高齢化し若い方が会社に定着しないため後継者が育たず、10年後今の体制で除雪ができないと言っている業者が多くなっている。</p> <p>・オリンピックの際に除雪の水準を最高にし、現在はそれに近い水準で除雪作業を行っているが少しレベルを下げると一般車からの苦情が多いため、路線によってはオリンピックより機械を増強して作業を行っているところもあり今後、除雪水準をどこのレベルにするか課題である。</p>	
北信建設事務所	<p>・若手担い手不足・高齢化</p> <p>・働き方改革により、夜間・早朝施行が困難になってくるのでは。</p> <p>・年々要請事項(排雪等)が多くなってきており、昼間にも対応が必要となってきており、業者の負担が増えている。</p>	

2

課題提案（除融雪業務の素態調査より）

資料4

（一社）長野県建設業協会

項目（大分類）	項目（中分類）	具体的な課題	意見、提案
除融雪業務実施企業の継続・確保 【短期的】		・様々なリスクを負いながらも、地域を支える産業としての使命感から除融雪業務に参加している企業が評価されないことから、辞めていく企業が増加	・入札参加資格要件等でのインセンティブを復活
オペレーターの雇用・育成	・若手・人材不足 ・育成・教育の時間/機会不足 ・免許・資格取得の負担 ・資金・単価・待遇確保 ・労働環境（夜間・休日・拘束）	採用：魅力訴求（やりがい×対価）と、夜間・休日拘束の実態を踏まえた待遇設計が不可欠 育成：降雪が少ない年でも技能を維持できるよう、オフシーズン講習・同業訓練・シミュレーション等の機会を制度化。練習に係る時間・費用の公的補助ニーズが顕在 資格取得：大型特殊・高圧系等の取得費用助成や受審者の確保、社内複数名の免許保有（休養・交代リスク対策）を推奨 処遇：待遇確保・夜間割増等の明瞭化・増額が定着のカギ。最低保証（固定的経費）	《企業内オペ確保の提案》 ・オペレーターの処遇改善とモチベーション確保 ・オペレーター育成システムの確立 ・具体的な課題に対する制度の拡充・見直し ・外国人労働者の活用  《委託によりオペ不足を補う提案》 ・除融雪および非雪業務等の他団体への委託
契約上の課題	・除雪と融雪剤散布業務 ・小規模補修工事と除雪業務	・除雪と融雪剤散布の路線に相違があることによる非効率な状況 ・小規模補修工事と除雪業務では、必要となる人材、機械が全く異なることから、一体化は好ましくない。（好ましいという意見もある）	・除雪と融雪剤散布の一体化 ・小規模補修工事と除雪業務一体型複数年継続委託（3か年）の一体および分離発注について確認の上対応
経費負担の増（単価）		・労務、資材、燃料単価の高騰 ・県内全ての地域が同一単価による不公平	・単価変動への適やかな対応 ・離雪地・山間地と平地で単価差をつけ適用
経費負担の増（経費）		・必要となる経費（雪量の多少で地域毎で異なる）が計上されない。	・洗車費用、融雪剤保管費用等の金庫共通な経費や、小雪地域、激雪地域それぞれに必要な経費の積上、計上 ・小雪時の固定的経費の発生
経費負担の増（保有機械の維持管理費）	・維持・管理コスト増	・修理・点検・車検・消耗品（エッジ、チェーン等）負担が大きく、管理費では賅いにくい。 ・老朽化・故障が増加（例：散布車の破損など）	・保有機械およびリース対応機械の管理費の増
機械の保有および貸与	・老朽化・更新困難 ・出勤減で稼算悪化 ・リース・貸与の課題 ・過年利用できない ・調達・納期 ・保管・運搬	・県営と機の更新遅れや自社保有機の年式が古く買い替えに踏み切れない ・降雪減少・稼働日数の少なから、保有やリースの固定費が極くメリットが出にくい。 ・リース料補償の不足、貸与機の故障多発・更新遅延、持込制約や手続き負担など。 ・除雪専用で貸与に使えないため、投資回収が難しい。 ・部品調達難・納期遅延で更新計画が立てづらい。 ・車庫確保や回送費が負担となっている。	・貸与機械の増 ・老朽化した貸与機械の計画的な更新 ・稼算悪化の主因となっている出勤減（降雪減少）と固定費（保有、リース）のアンバランスを解消 ・貸与・リース制度の運用改善（更新期展、補償水準、手続き簡素化）

項目 (大分類)	項目 (中分類)	具体的な課題	意見、提案
資材の調達困難	・融雪剤など資材調達	・3~4月の降雪時に融雪剤が在庫不足	・在庫確保に向けた業界への要望
除雪の効率化 (ソフト対策)	・事務負担 ・システム運用	・紙とデータの二重提出や、提出用写真が多く非常に負担 ・国・県・市町村で提出書類の相違による非効率 ・出勤基準が県・市で相違 ・支払いの遅れ (3~4ヶ月) により、資金繰りに影響 ・インバウンド増で外国人が運転するレンタカーのスタックが増加	・提出資料 (写真を減らす等) の簡素化 ・国・県・市町村のシステム一本化・完全電子化 ・出勤基準の統一 ・「積雪30cm基準」における見込み出勤の承認 ・予価確保と事務処理アップ ・レンタカー業者から外国人への運転指導の徹底
除雪の効率化と安全対策 (ハード対策)	・ICT活用 ・路面・障害物など現場の実務課題	・カメラが無いことによる出勤判断の非効率化 ・安全確認のための複数人対応 ・マンホール・縁石などの障害物が多く、機械が損傷 ・路面凹凸が原因で除雪作業が難しく、安全面でも問題 ・除雪で舗装を傷つけた場合の負担区分が曖昧	・定点ライブカメラの増設 ・後方にWebカメラを設置する等サポートし、ワンオペ対応 ・障害物等をデータ化しナビへ登録する等ICTを活用 ・舗装補修の予算確保 ・除雪で舗装を傷つけた際の負担について予め取り決める。
小雪地域の課題 および温暖化に伴う出勤機会の減		・降雪が少ない年は出勤・稼働が減り収入が落ちる一方で、固定的経費 (オベの持機や配置機械の維持管理に要するコスト) は発生するため、採算が悪化	・待機費等の最低保証制度の充実 (青森方式など) ・機械購入補助・貸与・リース支援など、小雪年でも維持できる制度の導入
除雪地域の課題		・高速道路等の「予防的運行止め」に伴い、引き起こされる迂回路となる県管理道路の大渋滞 ・除雪作業頻度の改善	・国やNEXCO等との更なる連携強化 ・除雪作業の頻度を上げるため、排雪場所および運搬する車両、ドライバーを確保
住民サービスの課題		・住民の理解不足による苦情が増加 (玄関前の雪寄せ、排雪場所不足、騒音、融雪剤など) ・住民サービスの要求が年々増し、業務量が増大 ・住宅密集地は特に対応困難 ・住民感覚と出勤基準が合わないことによるトラブル発生 ・住民の協力不足、要望過多も課題	・行政主導による住民理解促進への積極的な広報

## 第1回長野県除融雪検討会 議事録

日時：令和8年2月5日（木）

10:30～12:00

場所：長野庁庁舎602会議室

出席者：出席者名簿のとおり

配布資料：別添資料のとおり

### ●資料1について

【資料に沿って説明】

### ●資料2(オペレーターの不足)について

【資料に沿って説明】

協会) オペもドーザーは簡単だが、グレーダーの難易度が高い等差がある。リースはドーザーが割に合わない。

協会) 中野市の中だけでも降雪量に差があり、山の方は降るが、オリンピック道路の南側は稼働が少ない。年毎に波があり、経費が賄えない場合がある。通常の公共工事があればよいが。

協会) 若手がいなくてもいいが、除雪の稼働自体が少なく練習も難しい状況。

協会) 20代の若手もいるが、除雪をする機会がなく、助手席で補助しているのみ。経験を積ませたい。

道管) 建設業として若手が入っていないと思っているがいかかがか。

協会) 事務も入れてだが、協会の新人研修(3年目まで)に100人程度参加している状況から、その程度の採用はある。

協会) 佐久地域は例年降雪が少なく、年2～3回除雪している。社員は除雪出来ないため、委託している(期間雇用を指していると思われる)。

協会) オペレータには困っていない。除雪機械は持込しているが、除雪以外には使っておらず老朽化が問題。

協会) 散布は毎日稼働するが、除雪は年数回。融雪を充実させてほしい。

大町建) 平成8年頃は直営で除雪していた。富山県は県主導で若手オペを育てている。海ノ口に除雪基地があり、敷地も広いので、希望があれば随時講習は可能。機械も各種ある。タイミングがよければ、車道除雪も可能かもしれない。  
また、海ノ口の除雪オペは冬季に仕事の薄い屋根屋等の業種の期間雇用で賄っている。

佐久建) 機械の稼働が少ないため、工区をまとめて機械を減らし稼働率を上げてほしいと思うが、事務所判断だけでは難しいと考えている。どのように進めればよいか教えて欲しい。

長建) 融雪業務は普通免許があれば可能なことと、材料・機械とも県から貸与されるため人気があり、毎年20社近く応札がある。除雪は免許が必要なためか、応札は少ない状況。他事務所はそこまでの応札がないことから、都市部と地方部で状況に地域差がある。

協会) オペも乗って動かすだけなら熟練度は必要ない。雪を押し付ける場所やマンホールの位置など路線毎の特徴をつかむのに練習と経験が必要。

大町建) 除雪管理システム(ワイズ)でも、除雪で注意すべき地点を登録することで、アラート表示させることは可能。大町建ではスノーポールにリボン等目印をつけることで注意箇所を明示している。

長建) 作業効率をあげるためシステムの導入やアタッチメントを交換するなど設備投資して時間短縮となるのであれば、単価を上げる必要がある。

#### ●資料3(機械の老朽化)について

道管) 大型が県保有、小型は民間保有というのはどう思うかご意見いただきたい。

協会) 機械が全て貸与なら除雪に協力しやすい。小型も含め貸与としてほしい。また、機械持ち込みであれば5年等の長期継続契約とすると参入しやすい。

協会) 民間工場の敷地内はその会社で保有の機械で除雪をしている。建設業以外の機械の活用ができないか。

協会) 当社ではリースを行っている。長期(毎シーズン)のリース契約なので、購入と大差ない。

協会) グレーダーの方がドーザーより力が強いのでどうしても必要だが稼働は年1~2回。台数と配置は検討すべき。

協会) 豪雪地域は民間の駐車場の除雪があるため、業者で機械を持つ必要がある。

伊那建) 伊那地域は自社施工で舗装をしたい意向があるため、グレーダーを民間で保有している。そのため、除雪について持ち込みとしたい意向がある。

松建) リースについて、短期間であると割高になる。契約期間を長くすることで対応できないか。

大町建) 現在100台近く管理しており、今後正規職員の採用がなければ管理が難しくなる。機械が増えるのであれば、人員体制を考慮してほしい。

道管) 機械を高度化する、システムを導入すると稼働時間が減少する⇒支払いが減少するがその点どうか。

協会) 稼ぎたいという意向の社員もいる。稼働時間が短くなくてもよいが、(それを操作する技術がいるため) 単価は上げる方向で検討してほしい。

#### ●資料4について

北信建) 除雪をしても寄せ雪による宅地出入り口の排雪要望(苦情)が多い。除雪の水準は考えるべき。

協会) 住民サービスの程度は考えるべきだと思う。

協会) 行政だけでなく、業者にも苦情が来る。舗装面を出さないと苦情がくる状況であり、除雪業務はどのレベルまで行うのか広報を行う必要がある。

大町建) 先日の新潟県の大雪時に高速道路と直轄国道が予防的通行止めを行い、国道148号も通行規制がかけられるよう待機していた。新潟県は止めるつもりがなく、長野県もできれば規制したくない。職員の負担も大きいため、今後どのように対応するか検討が必要である。

また、機械管理のアウトソーシングも必要だと考える。機械管理も含めJVに任せられないか検討しているが、なかなか難しい。

#### ●今後の予定について

道管) 次回6月予定。

## 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第11回) 次第

日 時：令和8年2月9日(月) 13:30～

場 所：オンライン会議

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

## (1) 協議事項

- 1) 信州健康ゼロエネ住宅指針の見直しについて
- 2) 令和8年度信州健康ゼロエネ住宅助成金の見直し予定について

## (2) 報告事項

長野県地球温暖化対策条例の一部改正(案)について

## 4 その他

## 5 閉 会

## 配布資料一覧

次第	
信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第11回)出席者名簿	
信州健康ゼロエネ住宅指針の見直しについて	資料1
令和8年度信州健康ゼロエネ住宅助成金の見直し予定について	資料2
長野県地球温暖化対策条例の一部改正(案)について	資料3
信州健康ゼロエネ住宅指針概要版	参考資料1
信州健康ゼロエネ住宅助成金の申請推移	参考資料2

信州健康ゼロ工本住宅普及促進協議会(第11回) 出席者名簿

団体名	役職名	氏名	備考	
独立行政法人住宅金融支援機構	営業グループ長	仲野 誠二		
信州の快適な住まいを考える会	運営委員長	小嶋 健二		
信州木材認証製品センター 長野県木材協同組合連合会	理事長	宮崎 正毅		
	事務局長	松本 寿弘		
(一社)信州木造住宅協会	事務局長	佐野 裕孝		
(一社)新木造住宅技術研究協議会長野支部	支部長	内海 謙也		
(一社)長野県建設業協会	副会長	長坂 亘治	副会長	
	技術部長	川住 厚一郎		
長野県建設労働組合連合会	主任書記	土田 秀行		
長野県工務店協会	専務理事	中川 誠		
(公社)長野県建築士会	副会長	西村 文彦	会員	
	理事	川島 宏一郎	普及促進部会長	
(一社)長野県建築士事務所協会	常任理事	田村 正治	県産木材活用推進部会長	
長野県住宅供給公社	課長	溝口 賢一		
	課長	高山 洋		
長野県優良住宅協会	会長	野本 大介		
	副会長	中嶋 大介		
(公社)日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会	欠席			
市町村	長野市 建設部 住宅課	課長	三浦 敦	副会長
	松本市 建設部 住宅課	主査	今井 雄亮	
	松本市 環境・エネルギー部 環境・地域エネルギー課	主事	北澤 美乃里	
	上田市 環境部 環境政策課	ゼロカーボンシティ推進担当係長	両角 啓之	
	飯田市 建設部 地域計画課	建築専門幹	岩橋 誠司	
課長補佐		木村 理子		
長野県	環境部 ゼロカーボン推進課	主任	奈良井 拓郎	
	林務部 県産材利用推進室	室長	今尾 啓哉	
		課長補佐	草間 淳也	
		主査	鈴木 淳永	
	建設部 建築住宅課	建築住宅課長	佐々木 武信	事務局
主任専門指導員		美谷島 厚		
課長補佐兼建築企画係長		泉 尚武		
担当係長		阿部 裕子		
	主査	仙仁 聡孝		

(敬称略)

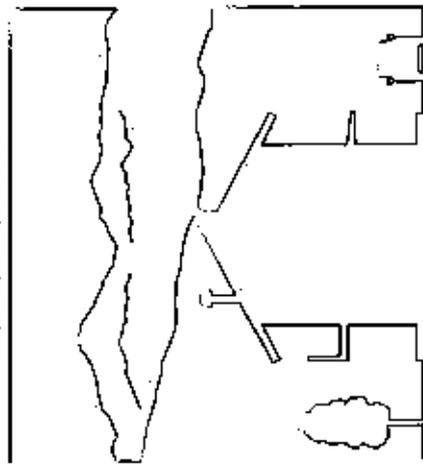
ZEROZERON  
CARBON

NAGANO

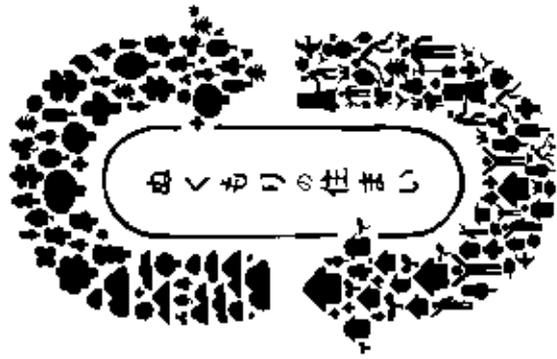
2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

# 信州健康ゼロエネ住宅指針の見直しについて

信州健康ゼロエネ住宅指針



令和4年3月  
長野県 建設部 環境住宅課



信州健康ゼロエネ住宅<sup>1</sup>

## ■ 信州健康ゼロエネ住宅指針の見直し

- 「信州健康ゼロエネ住宅指針」は、信州の恵まれた自然環境と森林資源を活かし、地域内循環も考慮した快適で健康的な信州らしい住まいづくりを通じて、2050ゼロカーボンを実現し、県民の豊かな住環境を創出することを目的に令和4年3月に制定。
- 今回、指針制定から3年が経過し、国の動向や信州健康ゼロエネ住宅助成金の運用実績及び業界団体からの意見等を踏まえ、指針の見直しを行う。

項目	見直し項目
外皮性能(UA値)	(現行のまま)
一次エネ消費量の削減率	✓ 住宅性能表示制度の改正 (R7.12.1施行) による「一次エネルギー消費量等級」の等級7・8の創設に伴う、推奨基準及び先導基準の削減率の見直し
県産木材の活用	✓ 最低基準の木材使用量の見直し
太陽光又は木質バイオマス	(現行のまま)
耐震性能	(現行のまま)
災害リスク	(現行のまま)

## ■「一次エネルギー消費量の削減率」に係る基準の見直し

### 改正主旨

- 住宅性能表示制度の改正（R7.12.1施行）により、「一次エネルギー消費量等級」に等級7（▲30%）、等級8（▲35%）が創設
- 国の「子育てグリーン住宅支援事業」のGX志向型では一次エネ削減量▲35%を要件としながら、補助金予算が7月末には終了する状況であり、住宅の標準的な性能の向上が見受けられる。
- ZEHの新定義「GX ZEH」が公表され、一次エネ削減量▲35%が標準化

### 改正概要

- 2050年住宅ストック平均でのゼロカーボン化を実現するため、より高性能な住宅を普及

	基準	一次エネ消費量の削減率		基準	一次エネ消費量の削減率
改正前	最低基準	▲20%	改正後	最低基準	▲20%
	推奨基準	▲25%		推奨基準	▲30%
	先導基準	▲30%		先導基準	▲35%

根拠

- 住宅性能表示基準の等級7を推奨基準、等級8を先導基準の数値とする

# 住宅性能表示制度の改正情報

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正 令和7年12月1日施行

## ① 「一次エネルギー消費量等級」における等級7及び等級8の創設

ZEH水準を上回る省エネ性能を有する住宅の評価を可能とするため、一次エネルギー消費量等級に、新たに等級7及び等級8を創設

## ② 「劣化対策等級」におけるCLTパネル工法の木造住宅の評価に係る規定の整備

CLTパネル工法の木造住宅において、基礎と接するCLTパネルが外壁の軸組等の基準及び土台に掲げる基準と同等以上の性能を有し、新たに定められた基準を満たす場合は、土台の基準は適用せず、劣化対策等級の評価を行うことを可能とした。

## ③ 「室内空気中の化学物質の濃度等」における測定等の方法の改正

「6-3 室内空気中の化学物質の濃度等」の測定等の方法について、トルエン等の濃度を求める方法のうち、室内空気の採取方法から容器採取法を削除

BEI (再エネ除く)

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

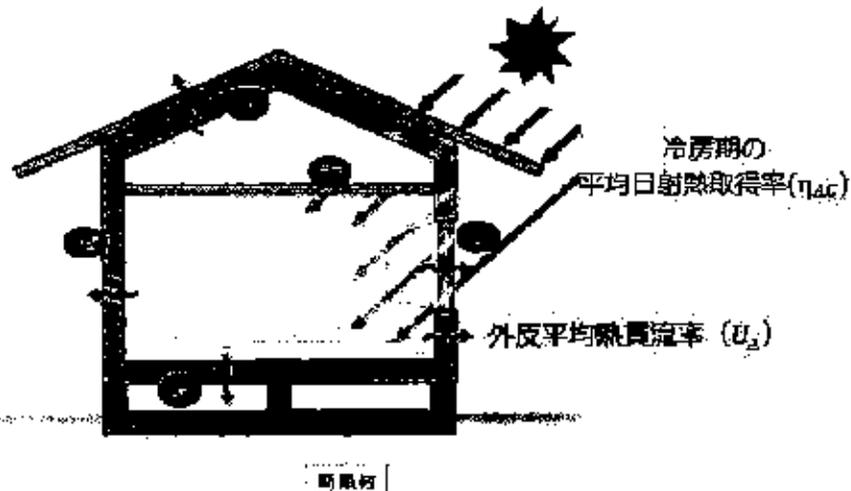
等級	数値
8	0.65
7	0.7

# 住宅性能表示制度における省エネルギー対策等級について

令和7年9月1日公布、令和7年12月1日施行

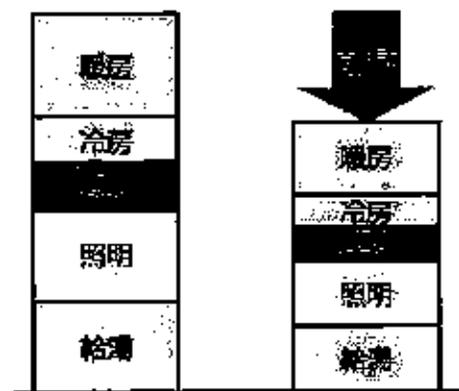
## 断熱等性能等級

外壁、窓等を通しての熱の損失を防止する性能



## 一次エネルギー消費量等級

一次エネルギー消費量の削減の程度を示す性能



省エネルギー消費比率	概ね ▲40%※	等級7	戸建て住宅：R4年10月施行 共同住宅等：R5年4月施行
	概ね ▲30%※	等級6	
	概ね ▲20%	等級5 ZEH水準	R4年4月施行
	省エネルギー基準	等級4 省エネルギー基準	建築物省エネ法 R7年4月適合義務化
	H4年基準	等級3	
	S55年基準	等級2	
	(その他)	等級1	

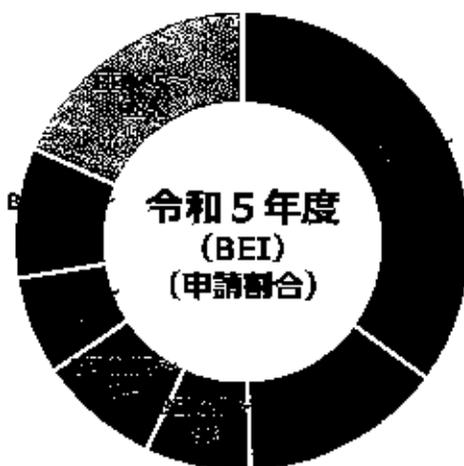
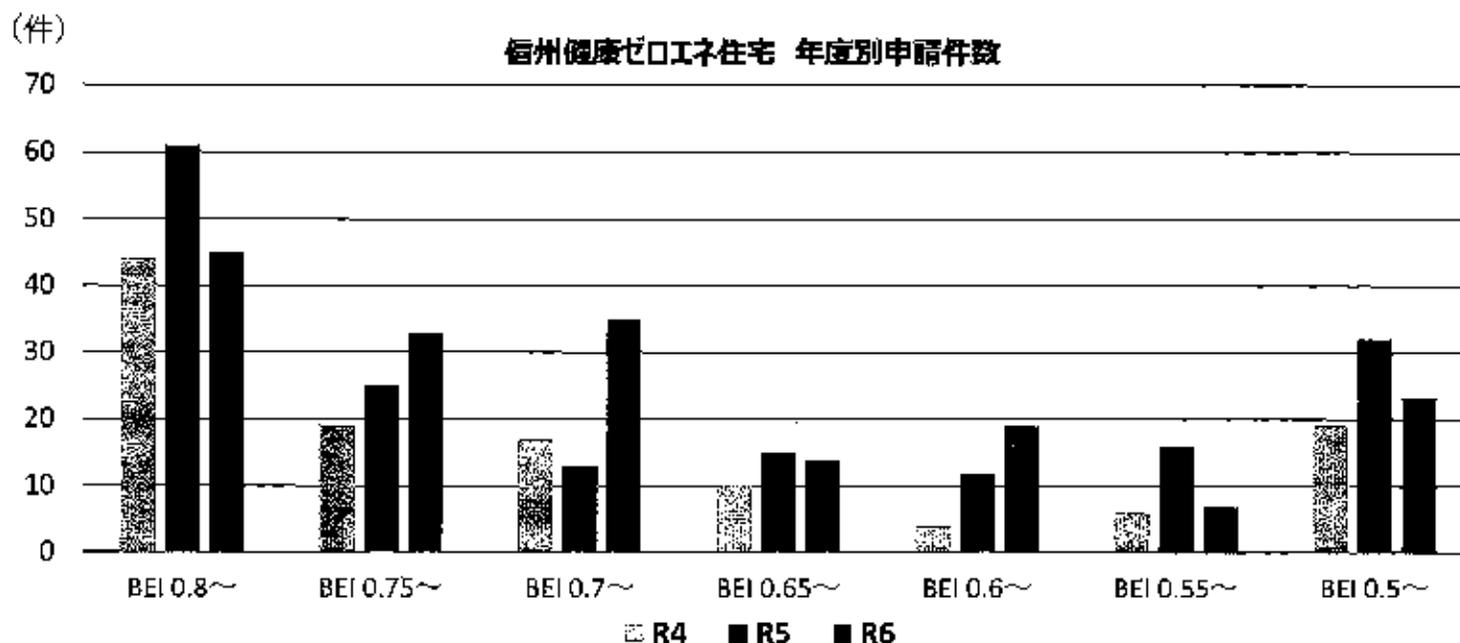
※冷房例にかかる一次エネルギー消費量の削減率。

省エネルギー消費率比	BPI※	等級8	全戸義務化
▲35%	0.65	等級7	
▲30%	0.70	等級6 ZEH水準	R4年4月施行
▲20%	0.80	等級5	
▲10%	0.90	等級4 省エネルギー基準	建築物省エネ法 R7年4月適合義務化
0%	1.00	等級3 (戸建て住宅のみ)	
10%	1.10	等級2	
(その他)	(その他)	等級1	

※その他の一次エネルギー消費量を含む

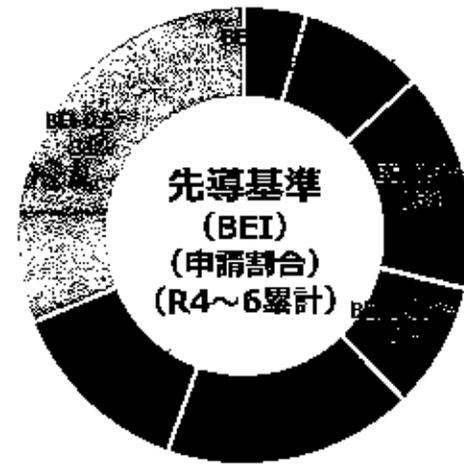
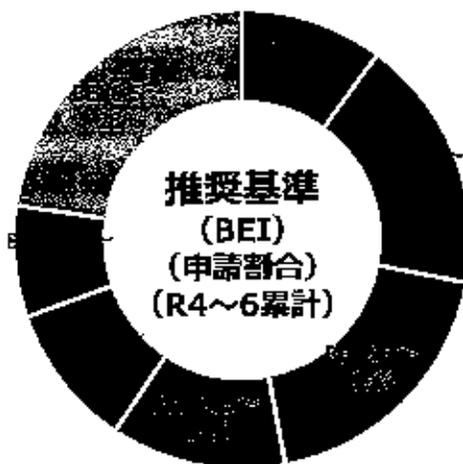
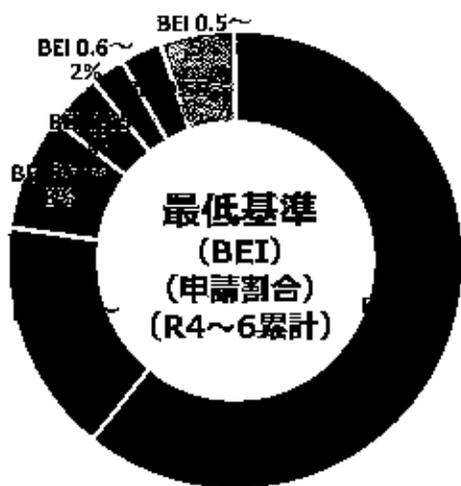
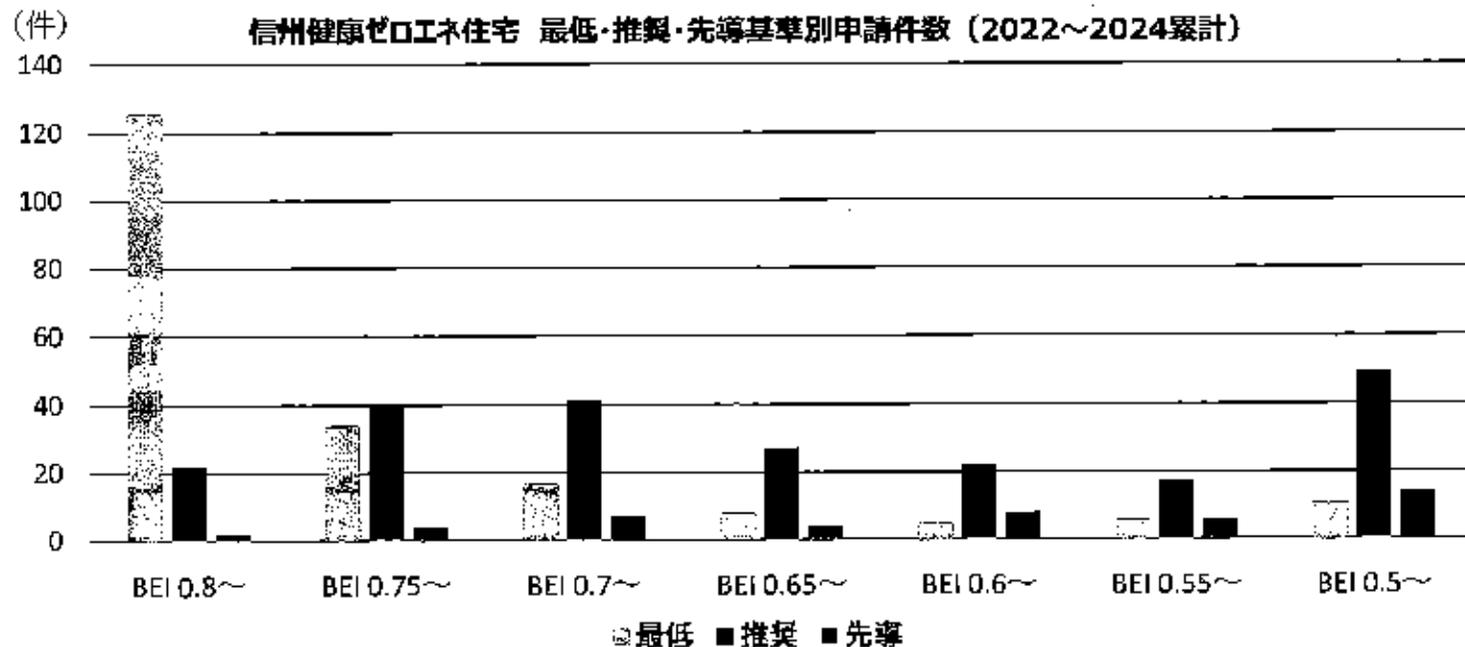
## ■ 信州健康ゼロエネ住宅助成金 申請件数(年度別BEI(再エネ除く))

○ BEI=0.8～0.76の申請件数が最も多いことには変わりないが、年々、BEI=0.75や0.7未満の申請が増加し、2023年度ではBEI=0.7未満が全体の56%（2022年度から約1割UP）



# ■ 信州健康ゼロエネ住宅助成金 申請件数(先導・推奨・最低基準別BEI(再エネ除く))

- 最低基準ではBEI=0.8~0.76が申請が最も多く、6割超。
- 推奨・先導基準ではBEI=0.5未満が申請が最も多く、推奨で2割超、先導では3割超。



## ■「県産木材の活用」に係る基準の見直し

### 改正主旨

- 最低基準に係る県産木材使用量（建築用材）は、延べ床面積の大きさに関わらず一定量としているため、昨今の住宅のコンパクト化により3㎡使用することが困難な場合がある。
- 一方で、住宅の規模が大きい場合、比較的容易に基準をクリアすることができる。
- 昨今は、住宅の小規模化が進んでおり、住宅の規模によって要件の難易度が異なることへの不公平感

### 改正概要

- 基準の難易度を住宅規模の大小に関わらず一定とするため、県産木材使用量の基準を合理化
- 規模の大きい住宅での県産木材の利用量増加

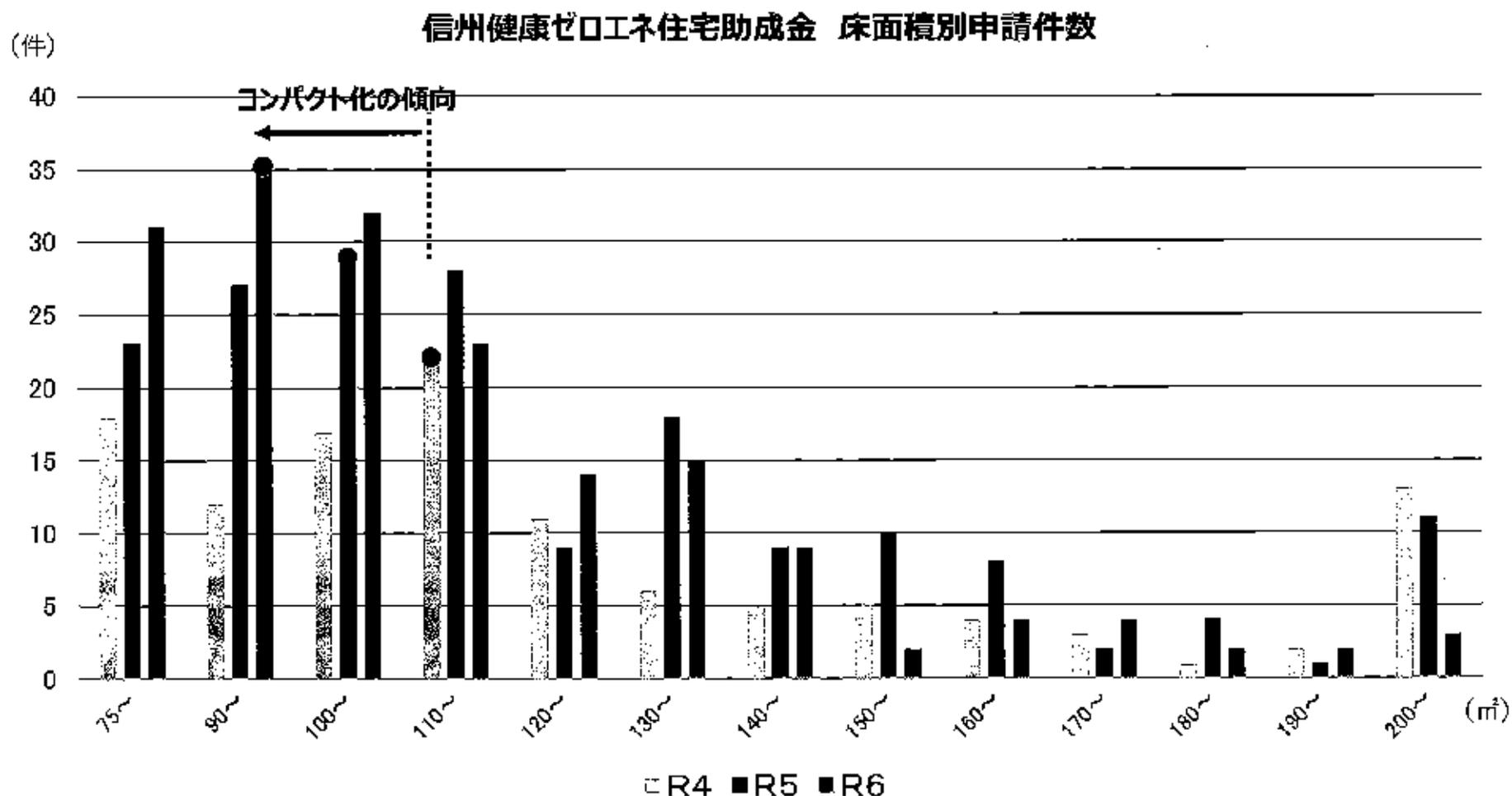
	基準	県産木材使用量		基準	県産木材使用量
改正前	最低基準	3㎡又は仕上材30㎡	→	最低基準	<b>0.025㎡/㎡</b> 又は仕上材30㎡
	推奨基準	0.12㎡/㎡（工事で使用する木材の60%）		推奨基準	0.12㎡/㎡（工事で使用する木材の60%）
	先導基準	0.16㎡/㎡（工事で使用する木材の80%）		先導基準	0.16㎡/㎡（工事で使用する木材の80%）
改正後					

根拠

- 指針策定時に想定する住宅の規模等【住宅床面積：120㎡、全体木材使用量：24㎡、県産木材使用量：3㎡】
- ㎡あたりに換算  $3\text{㎡} \div 120\text{㎡} = 0.025\text{㎡/㎡}$

## ■「県産木材の活用」に係る基準の見直し

○ R4年度では110㎡台、R5年度では100㎡台、R6年度では90㎡台の申請が多く、年々、住宅規模のコンパクト化の傾向が読み取れる





2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

# 令和8年度信州健康ゼロエネ住宅助成金の 見直し予定について



<p>10 住宅オールZEH化推進事業費 [110801]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">7 </div> <div style="text-align: center;">8 </div> <div style="text-align: center;">13 </div> </div>	<p>住宅分野における2050ゼロカーボンを実現するため、地域の工務店と協働して、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を活かした、快適で健康的な信州らしい住まいづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する住宅の新築又はリフォームへの補助</li> </ul> <p>補助額 新築 : 30～200万円                    リフォーム : 上限140万円（健康省エネの場合50万円）</p> <p>件数 新築 : 260件                リフォーム : 80件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信州健康ゼロエネ住宅の周知のための複合的プロモーション（テレビ・新聞・雑誌・印刷物・WEB・SNS・HPなど）</li> <li>県内工務店のZEHに関する知識と施工技術習得のための研修会実施</li> </ul>			
<p>建築住宅課</p>	<p>*新築住宅におけるZEHの割合：69%（2024年度）→100%（2030年度）</p>			
	<p>R8要求 [債務負担行券額]</p>	<p>458,572 [134,700]</p>	<p>R7当初</p>	<p>419,934</p>

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金の見直し（予定）

※本資料の内容は、令和8年度当初予算成立が前提であり、今後、内容が変更になることがあります。あらかじめご了承ください。

- 2050年住宅ストック平均でのゼロカーボンの実現に向け、高性能なゼロエネ住宅の普及を図るため、「住宅部分の床面積」の見直しを実施
- 激甚化する自然災害に対応するため、蓄電池・V2Hの設置普及によるレジリエンス強化
- 国の「みらいエコ住宅2026事業」を踏まえ、助成金額の変更を検討

	要件	見直し検討項目
	用途	(一戸建ての住宅)
	住宅部分の床面積	✓ 対象床面積の見直し
	施工者	(県内に主たる事務所を置く者)
基本項目	一次エネルギー消費量の削減率	✗ 推奨・先導基準の一次エネルギー削減率の見直し（指針改定と同様）
	県産木材の活用	✓ 最低基準に係る木材使用量の見直し（指針改定と同様）
	耐震等級	(基準を施行令に定める数量×1.25)
	建設地	(災害危険区域・レッドゾーン区域外)
	再生可能エネルギー	(太陽光発電設備又は木質バイオマス暖房機)
加算項目	蓄電池	✓ 加算額の見直し
	V2H	✓ 加算額の見直し
金額	助成金額	✓ 推奨基準に係る助成金額の見直し

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金の見直し（予定）

令和8年度当初予算成立が前提であり、今後、内容が変更になることがあります。

## ■助成要件（新築タイプ）

項目		R7年度	R8年度
	住宅部分の床面積面積	75~280㎡	55~240㎡
基本 項目	県産木材の活用	3㎡又は仕上材30㎡	0.025㎡/㎡又は仕上材30㎡
	最低		▲20%
【要件】	一次エネ消費量 削減率	推奨	▲20%
		先導	▲30%
			▲35%
加算 項目	県産木材JAS材利用 (0.12㎡/㎡以上)	(新設)	+5万円
	蓄電池設置 (4kwh以上)	+10万円	+15万円
【金額】	V2H充電システム設置 (3kwh以上)	+15万円	+20万円

## ■助成要件（リフォームタイプ）

項目		令和7年	令和8年
加算 項目	【環境部ゼロ課所管事業】 クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金適合 (太陽光、蓄電池、V2H設置)	(新設)	太陽光+蓄電池+V2H：+40万円
			太陽光+蓄電池：+20万円
【金額】			太陽光+V2H：+25万円 (以下、既存太陽光あり)
			蓄電池+V2H：+35万円
			蓄電池：+15万円
			V2H：+20万円

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金の見直し（予定）

令和8年度当初予算成立が前提であり、今後、内容が変更になることがあります。

## ■助成金額（新築タイプ）

※リフォームタイプの助成金は変更なし

### 【R7年度】

区分	再エネ	基本額	加算額	助成金上限額
最低基準	有	30万円	70万円 (再エネ無：40万円)	100万円
	無	20万円		60万円
推奨基準	有	110万円		180万円
	無	100万円		140万円
先導基準	有	130万円		200万円
	無	120万円		160万円

### 【R8年度】

区分	再エネ	基本額	加算額	助成金上限額
最低基準	有	30万円	70万円 (再エネ無：40万円)	100万円
	無	20万円		60万円
推奨基準	有	<b>80万円</b>		<b>150万円</b>
	無	70万円		110万円
先導基準	有	130万円		200万円
	無	120万円		160万円

## ■ 手続き関係

	現状・問題点	見直し案
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 交付要綱第3の規定により助成対象者は、県内に主たる事務所を置く者（＝工務店等の事業者）と規定</li> <li>✓ しかし、本来の助成金趣旨は、新築等を行う施主への助成金</li> <li>✓ 現状は工事請負契約書等に「助成金を充当する」との文言により施主への助成金の還元が行われている状況</li> </ul> <p>⇒ 助成を受ける者が施主であることを明確化するため、見直しを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国補助金を参考に、事業者と施主は共同事業者としての規約を締結し、申請する形に見直し</li> <li>✓ これにより、交付申請時は規約の添付が必要となる他、交付決定通知・額の確定通知時に、施主にもお知らせの送付を想定</li> </ul>
着手制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現状、工事着手や中間時現場工程以降の工事への着手制限の規定がない</li> <li>✓ 着手制限が無いゆえ、申請のみを行い、書類の修正が後回しになったり、事業完了後に交付決定を受けるケースも散見される状況</li> </ul> <p>⇒ 助成金事業の適正な運用のため、見直しを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中間時現場工程以降の工事は、交付決定後でなければ着手できないように制限</li> <li>✓ 工事着工については、これまで通りで制限をかけない</li> <li>✓ また、自着欄に中間時現場工程以降の工事着手をしないことを加えるとともに、実績報告時に日付入り写真の添付を求めることを想定</li> </ul>
長期優良住宅認定加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 助成金の交付申請後に、長期優良住宅の認定申請を行っている案件がある</li> <li>✓ 長期優良住宅の認定になるかわからない状況でありながら、加算を受ける前提の申請により、予算が消化され、応募締め切りになっている（特に第2期）</li> </ul> <p>⇒ 枠取り申請を防止するため、見直しを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 助成金交付申請時に長期優良住宅の認定申請がされていない案件の加算は認めない（認定通知書の申請日にて確認）</li> </ul>

- ◆「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を基本目標とし、2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする高い数値目標を掲げた「長野県ゼロカーボン戦略」を策定。
- ◆目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向。

建築分野における脱炭素化を一層促進する実効性のある取組として、以下のとおり改正。

## 断熱性能及びエネルギー消費性能に係る適合義務の基準を 省エネ基準からZEH水準の基準へ引上げ（令和10年4月1日から施行）

対象：全ての新築住宅（一戸建て住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿）  
 内容：断熱性能を強化、エネルギー消費量を現行基準より20%削減

※建築住宅課所管

地域区分	U <sub>A</sub> 値	BEI	※4	※5
1	0.40	2.50	0.73	0.40
2	0.42	2.50	0.73	0.42
3	0.44	2.50	0.73	0.44
4	0.46	2.50	0.73	0.46
5	0.48	2.50	0.73	0.48
6	0.50	2.50	0.73	0.50
7	0.52	2.50	0.73	0.52
8	0.54	2.50	0.73	0.54

- ※1 地域区分：住宅の省エネ性能を設計するため1～8に区分  
→指標が小さいほど寒い地域
- ※2 U<sub>A</sub>値：外壁、床、屋根、窓などからの熱の逃げやすさを示す数値  
→数値が小さいほど断熱性能が高い
- ※3 BEI：給湯、暖冷房、照明、換気などの設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値  
→数値が低いほど省エネ性能が高い
- ※4 ( ) は、適合義務の現行基準である「省エネ基準」の数値

※ 並行して、断熱設計・施工講習会の開催、窓口の個別相談対応等の事業者支援を実施

## 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設（令和10年4月1日から施行）

対象：延床面積300㎡以上の新築建築物（一般住宅は概ね対象外）  
 設備容量：太陽光発電の場合4.5kW～45kW

※ゼロカーボン推進課所管

※ 一定の場合の義務対象からの除外及び設備容量の緩和についても設定



## 設計者による建築主への説明義務の拡大（令和9年4月1日から施行）

対象：延床面積10㎡超の新築建築物

※ゼロカーボン推進課・建築住宅課所管

説明内容：外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図る措置、導入可能な再生可能エネルギー設備の種類・容量など

※ 説明内容・精度の差異を解消するとともに設計者の負担軽減のための説明マニュアルを作成



## 長野県建設部との意見交換会 報告書

場 所 ホテル国際21 藤の間  
日 時 令和 8年 2月10日(火曜日)  
時 間 フォトコンテスト表彰式 14:00 ~ 14:30  
意見交換会 14:30 ~ 17:10  
出席者 協会：青年部会員15名、女性部会員3名、正副会長、事務局員  
県：建設政策課長、技術管理室9名、ゼロカーボン推進室1名  
建設女性の会2名

### ●建設フォトコンテスト表彰式 司会進行：星月副部会長

- ・フォトコン題旨説明を、村松副部会長が行う。応募写真数 約150作品。
- ・グランプリ 1作品 ・準グランプリ 1作品 ・優秀賞 7作品



★グランプリ受賞者「中崎 哲也」様  
木下会長から賞状及び商品を贈呈。

★準グランプリ受賞者「鬼頭 峻」様  
北澤部会長から賞状及び商品を贈呈。

●意見交換会

総合進行：大月特任理事

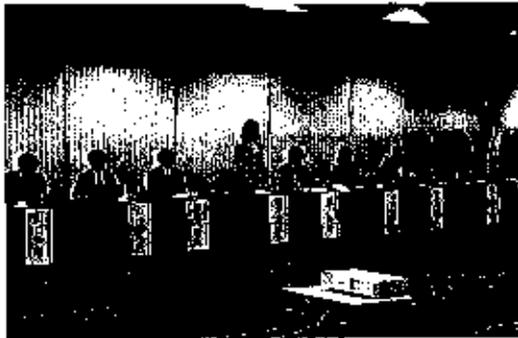
◆開会、挨拶



・大月特任理事開会 発言



・福原青年部会担当副会長 挨拶



・西澤建設政策課長 挨拶

◆活動報告

青年部会

- ・原委員長から第一小委員会の活動報告。  
ゼロカーボンアンケートの実施及び「LIFE」第6版の出版について。
- ・村松委員長から第二小委員会の活動報告。  
フォトコンテストの開催及び意見交換会への提言取りまとめについて。
- ・望月委員長から第三小委員会の活動報告。  
中学校（R7年度7校）で実施した学習会とそのアンケート結果について。



・意見交換会

女性部会

- ・小宮山部会長から女性部会の活動報告。  
各種会議、女性部会設立10周年記念式典開催、環境づくりに向けた現場点検他、  
長野工薬高等専門学校生徒との意見交換会について。

## ◆提言課題の説明

### ☆ゼロカーボンアンケート結果及び提言

1. 原委員長 ゼロカーボンアンケート結果について説明。  
◎概ね前年より取組社数は増加しているが、小水力発電など伸び悩んでいる項目もあった。  
・ゼロカーボンの取組としてEV重機の導入にあたり、高額であること、作業効率が上がらないこと等デメリットが大きい事から、行政による購入補助をお願いした。
2. ◎公的施設のZEB化を積極的に推進してほしい。工事を一括で発注することで、ライフサイクルコストの削減につながる。(足場の設置撤去費用など)
3. ◎洗滌対策の道路改良工事をさらに発注し、排ガスの排出量削減を図っては如何か。

### ☆担い手確保

1. ◎建設部以外の建設産業に関わる部局の参加を促し、広く担い手確保に関する方策の検討や、意見交換ができるワークショップの開催を提案したい。

### ☆変更協議等の計画的な執行について

1. ◎80%出来形提出後から変更設計及び竣工検査までの期間が長くなりすぎている。  
発注者の手続きの遅れによる工期変更を求められることが有るので、ワンデーレスポンス等の対応を徹底してほしい。
2. ◎最終変更設計書の確認時間が短すぎる事が有る。  
朝設計変更書が届き夕方までに確認を求められたが、現場代理人は竣工書類の作成他が忙しいことを配慮してほしい。  
設計変更内容を確認し監督員に連絡したところ、既に設計書の回覧を行っており修正は不可能と回答されたことも有る。  
発注機関への指導を要望します。



#### ☆交通誘導員の確保について

1. ◎交通誘導員の確保にあたり、工事発注の集中や設計単価と実勢単価の乖離があり苦勞している。  
交代要員の費用や休日の考え方など、受注者が負担することが多いと感じる。  
もう少し手厚い対応を要望します。

#### ☆入札に関する地域の課題について

1. ◎川上村は2村としか隣接していないため、2村の発注案件での加点が認めれないと、受注案件が非常に少なくなってしまう。  
最近南牧村での大型工事発注時において、川上村が隣接自治体にもかかわらず加点地域に認められない案件があったが、これは発注機関の裁量で行われているのではないかと。  
このように不公平とならない運用のため、原則隣接市町村は加点対象とすることを要望します。
2. ◎飯綱町での発注工事の同種実績について、飯綱町発注案件では信濃町や長野市豊野地区が加点対象となっているが、当該地域の発注案件では飯綱町は加点対象にならない。  
これで公平な発注が行われていると言えるのでしょうか。  
飯綱町に本社が有ることが悪とならない運用を要望します。

#### ☆入札に関する地域の課題について

1. ◎総合評価方式による発注では、小規模な会社は受注できない。  
発注規模・入札方式等に関し、地域の実情を勘案した発注を行ってほしい。

#### ☆熱中症対策について

1. ◎熱中症対策として休憩時間の確保は必要だと認識をしているが、工程管理への影響が大きく適正な利益確保にも苦慮しています。  
担い手確保とされていますが、実情として出来高の上がらない工期延期は受注者には負担が増すだけだということを認識してほしい。  
出来る作業をと言われるが、手あたり次第作業を行ってはいは歩掛どおりの日数で工事を完成させることは不可能です。



☆女性部会 施工体制台帳の添付資料、工事関係書類など長野県HPについて提言

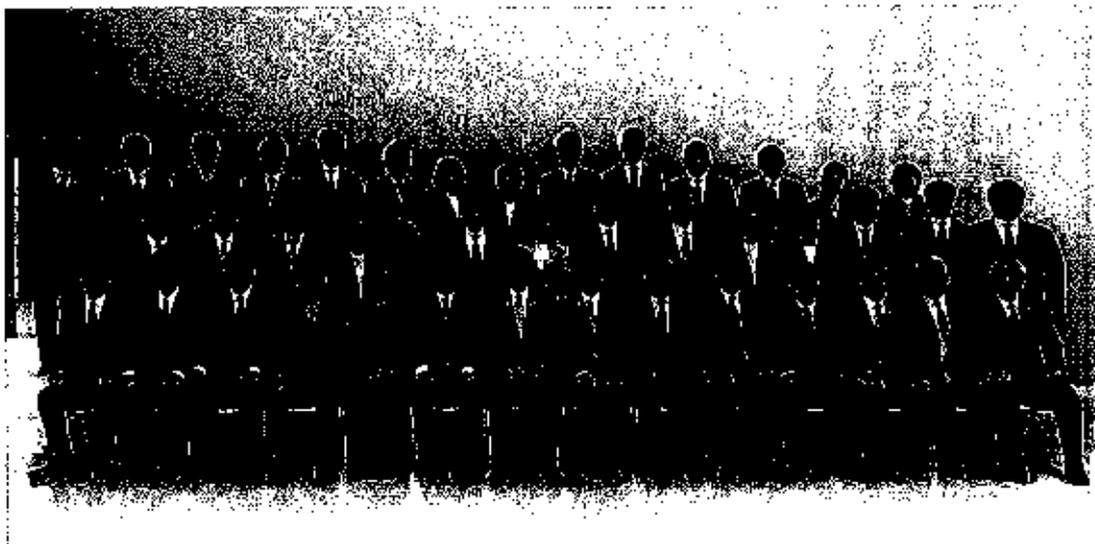
1. ◎施工体制台帳の資格・雇用証明添付資料として健康保険証がR7.12から使用できなくなったことで、雇用証明の資料作成が複数枚必要となることが予想される。

そこで、CCUSの登録情報を元請技術者等の資格・雇用証明として認めていただきたい。

CCUSの新たな活用を認めることで、CCUSの加入促進も期待できるのではないかと。

2. ◎長野県HPには「工事関係書類ダウンロード一覧」が有るが、リンク表記と帳票名が統一されておらず、構成が解りにくい。

事例を示すが、使用者の誤解を招かない表示等に各々再確認をお願いしたい。



集合写真

**建設業協会（青年部会・女性部会）との意見交換会**  
**（一社）長野県建設業協会 青年部会（第1小委員会）からの質問・要望事項への回答**

項目	提言内容	回答
<p align="center">9</p> <p align="center">ゼロ カーボン 関係</p>	<p>1. 政権が変わり、長野県知事の「気候非常事態宣言ー2050 ゼロカーボンへの決意ー」をスタートした          当時と環境が変化してきています。建設業環境改善に取り組んでいくには、設備投資等が必要となり、          中小企業には大きな負担となります。特に建設機械は高額なため簡単に導入には踏み切れません。          ただ、先日公表された『ゼロカーボン戦略中間見直し 実施状況』で、公共工事における環境対策の          推進として「排ガス対策型建設機械の使用」や「低騒音型・低振動型建設機械の使用」の項目につきま          しては、発注者指導で各社とも推進してきていることから、来年度以降、新たに各社の対応状況につ          いて調査を進めます。          とは言え、建設機械も含めた車輛等のEV化推進には多大な費用がかかることから補助金等の施策に          関し検討をお願いします。</p>	<p><b>車両のEV化について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設現場で使用されるダンプカーなどのEVは車種がほとんど存在しない一方で、仕用車として利用で              ける乗用車タイプのEVについては、複数の車両が販売されている状況です。</li> <li>○ EVの初期費用は依然として高いものの、環境省の試算では、年間1万km走行した場合の充電費用は              ガソリン代の約8分の1となり、ランニングコストが低いことが示されています。</li> <li>○ 県としては、こうした経済的メリットを客観的に示すことがEV普及に重要であると考えており、業界              団体や民間事業者と連携し、分かりやすい情報提供に取り組むことが重要と考えています。</li> <li>○ 一方で、財源に余裕のある都道府県が国のEV車両への補助に独自の上乗せ補助を行うことで、普及率              に差異が生じている面もあると考えられることから、全国一律で普及が進むよう、県としては国に対して              補助上乗額の引き上げなど制度の充実を継続して要望してきたところですが、先月から補助額の引き上げ              が実施されることになりました。</li> <li>○ 県としては、引き続き、EV普及に向けた環境整備に取り組んでまいります。</li> </ul> <p><b>&lt;クリーンエネルギー自動車導入促進補助金&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象EV車を購入する個人、法人・地方公共団体に対し補助              （上限額：EV130万円、軽EV98万円）</li> </ul> <p><b>建設機械のEV化について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設機械のEV化は、CO2排出削減に効果がある一方で、荷指値のとおり機械本体が高額であり、大きな              設備投資負担となること、また寒冷地である本県の特徴も踏まえ、現場に合った機械の選択肢が少なく、              導入の条件が現状では厳しいことは認識しております。</li> <li>○ なお、費用面に関しては、環境省では経済産業省および国土交通省と連携し、「商用車等の電動化促進事              業（建設機械）」として、国土交通省が認定した「GX建設機械」と、合わせて調査する「可搬式充電設備」              の導入費用の一部が補助対象となる制度を実施しております。</li> <li>○ 県としても、ゼロカーボンの実現に向け、引き続き建設産業の持続性と環境負荷低減を両立できる仕組              みづくりについて、関係部局や業界の連携と連携して進めてまいります。</li> </ul> <p><b>&lt;商用車等の電動化促進事業 環境省（経済産業省、国土交通省）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械              GX建設（国土交通省の認定を受けた電動建設）を対象に、標準的燃費水回循環との差額の2/3を補助</li> <li>・充電設備              本体価格の1/2を補助</li> </ul>

項目	提言内容	回答									
ゼロ カーボン 関係	<p>2. 農産物の計画は立派ですが、実際に構築されている公共施設の性能が良いとは言えません。特に市町村は未だに断熱が低い学校や施設を建築し、公用車の電動化もあまり進んでいない印象です。また公営住宅も都度都度外壁塗装、屋根改修など多額の設計費用と足場をかけて発注していますが、省エネ性能の向上はなされていません。外壁や屋根を修繕するのなら外断熱改修と太陽光発電をセットにすべきと考えます。補修や改修工事と省エネ対策工事を同時発注することで、施工足場の設置回数を減らし、全体工事費の低減を図ることができると思いますが如何でしょうか。また、冷暖房の使用率が高い施設は改修することによりランニングコストを低減できます。まずは公的施設からZEB化推進のため補助等の充実を要望します。</p>	<p>補修と省エネ対策工事の同時施工について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営住宅の改修においては、建物全体の状況により、屋根・外壁の維持管理上の修繕に伴って、長寿命化に資する改善工事を行っています。また、既存中層住宅において、特に結露等が生じ居住環境の改善が必要な住棟に関しては、「県営住宅ゼロエネ・リフォーム事業」による高断熱化（外断熱+開口部改修等）、屋根の遮熱塗装改修、高効率給湯設備への更新等を実施しており、効果検証しつつ、引き続き事業推進してまいります。</li> <li>・県営住宅ゼロエネ・リフォーム事業：県営住宅社団地（大町市） 完了1棟、施工中1棟、着手予定1棟</li> </ul> <p>公共施設のZEB化推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県では、令和3年度から「2050ゼロカーボン達成のための第6次職員率先実行計画」を策定し、新築する施設について、原則としてZEB化（ZEB ready（レディ）※相当以上）を推進しています。</li> <li>※ZEB ready：断熱性能の向上などにより平均所収エネルギーを従来の平均所収と比べて50%以下</li> <li>○ 近年のZEB化の状況</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1182 580 2051 1031"> <tr> <td data-bbox="1182 580 1317 791">令和6年度 (10施設)</td> <td data-bbox="1317 580 1630 791">           (知事部局所管)            ・松本空港入国審査用施設・西駒原ひまわり棟・道の駅千穂高原トイレ棟            ・犀川砂防事務所増築部分            (教育委員会所管)            ・諏訪養護学校教室棟・飯田養護学校教室棟・安曇野養護学校教室棟            ・小諸養護学校教室棟            (県警察本部所管)            ・皇月交番・法科駐在所         </td> <td data-bbox="1630 580 2051 791"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 791 1317 951">令和5年度 (7施設)</td> <td data-bbox="1317 791 1630 951">           (知事部局所管)            ・県営住宅アルプス団地7号棟            (教育委員会所管)            ・伊那養護学校教室棟            (県警察本部所管)            ・佐久穂町交番・若穂駐在所・北御牧駐在所・平谷村駐在所・安曇駐在所         </td> <td data-bbox="1630 791 2051 951">            一級母等設置            平谷村駐在所            (令和5年度竣工)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 951 1317 1031">令和4年度 (4施設)</td> <td data-bbox="1317 951 1630 1031">           (県警察本部所管)            ・幸富南部交番・梓川駐在所・飯島駐在所・大下条駐在所         </td> <td data-bbox="1630 951 2051 1031"></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後は、県内のZEB化を推進するため、コストメリットの調査・分析や、県有施設の断熱化・省エネルギー化等を実施し、先行モデルの発信など、事業者の取組を後押しする施策を検討してまいります。</li> <li>○ また、物価高の影響を受ける県内事業者のエネルギーコスト削減を促進し、経営基盤の強化・安定と脱炭素社会の実現を図るため、高効率設備や再生可能エネルギー設備の更新・導入に要する経費を補助するとともに、金融機関とも連携した取組みを推進してまいります。</li> </ul>	令和6年度 (10施設)	(知事部局所管) ・松本空港入国審査用施設・西駒原ひまわり棟・道の駅千穂高原トイレ棟 ・犀川砂防事務所増築部分 (教育委員会所管) ・諏訪養護学校教室棟・飯田養護学校教室棟・安曇野養護学校教室棟 ・小諸養護学校教室棟 (県警察本部所管) ・皇月交番・法科駐在所		令和5年度 (7施設)	(知事部局所管) ・県営住宅アルプス団地7号棟 (教育委員会所管) ・伊那養護学校教室棟 (県警察本部所管) ・佐久穂町交番・若穂駐在所・北御牧駐在所・平谷村駐在所・安曇駐在所	 一級母等設置 平谷村駐在所 (令和5年度竣工)	令和4年度 (4施設)	(県警察本部所管) ・幸富南部交番・梓川駐在所・飯島駐在所・大下条駐在所	
令和6年度 (10施設)	(知事部局所管) ・松本空港入国審査用施設・西駒原ひまわり棟・道の駅千穂高原トイレ棟 ・犀川砂防事務所増築部分 (教育委員会所管) ・諏訪養護学校教室棟・飯田養護学校教室棟・安曇野養護学校教室棟 ・小諸養護学校教室棟 (県警察本部所管) ・皇月交番・法科駐在所										
令和5年度 (7施設)	(知事部局所管) ・県営住宅アルプス団地7号棟 (教育委員会所管) ・伊那養護学校教室棟 (県警察本部所管) ・佐久穂町交番・若穂駐在所・北御牧駐在所・平谷村駐在所・安曇駐在所	 一級母等設置 平谷村駐在所 (令和5年度竣工)									
令和4年度 (4施設)	(県警察本部所管) ・幸富南部交番・梓川駐在所・飯島駐在所・大下条駐在所										
ゼロ カーボン 関係	<p>3. 道路渋滞による排気ガス排出量増加の低減に向け、円滑な交通を確保する道路整備工事発注を要望いたします。</p> <p>※考：渋滞で速度が遅ると、通常走行時よりも燃料の消費量が増加し、CO2の排出量が増加します。例えば、時速40kmで走る車が時速20kmに低下すると、CO2排出量が約1.45倍に増加するというデータもあります。(速度低下と燃費悪化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県においても交通の円滑化は重要な施策のひとつと認識しており、信州みちビジョンでは「脱炭素社会実現に向けたみちづくり」として位置づけ、国道292号 飯山市 大川トンネルや国道144号 上田市 上野バイパスなどの道路整備を進めているところです。</li> <li>○ 引き続き、脱炭素社会の実現に貢献する取り組みを進めてまいります。</li> </ul>									

**建設業協会（青年部会・女性部会）との意見交換会  
（一社）長野県建設業協会 青年部会（第2小委員会）からの提案課題への回答**

項目	提言内容	回答
<p>担い手不足について</p>	<p>1 建設業のイメージ改善 建設業は依然として「きつい・危険・休みが少ない」といった旧来のイメージが根強く、若年層から就職先として敬遠される傾向が続いています。 地域のインフラ維持や災害対応など、建設業は社会にとって不可欠な役割を担っていますが、その意欲や魅力が十分に伝わっていないのが現状です。</p> <p>2 労働環境改善に向けた制度改正 建設業における担い手確保のためには、労働環境の改善が不可欠です。 例えば、土日完全休日は、特に中小企業では少ない人数で現場作業を行っていることから天候不順による休日変更には職員のやりくりが効かないなど、現行制度では対応が困難な状況です。</p> <p>3 ICT・DX導入への支援 建設現場へのICT施工や各種DXツールの導入は、生産性向上や若手人材の確保に大きな効果が期待されます。 一方で導入コストが高く、特に中小企業にとっては依然として大きな負担となっているのが現状です。 そこで上記現状（課題）を踏まえた解決方法を関係機関が集まって研究する場となるワークショップの実施を提言します。 建設部と県建設業協会青年部会との間では、これまでも意見交換会等を通じて、募集・施工や現場の課題、担い手確保の状況について率直な議論を重ねてきました。 しかし、個別の事例や取組の話はあがっても、例えば学校との連携は全県に広がっている状況にはまだ辿り着けていません。 そこで、今後は従来型の意見交換・要望聴取の枠を一步進め、「担い手を確保し、育てる建設産業」を一体のテーマとして、行政と青年部会とで、具体的な連携策や取組のアイデアを共に作り出す場・機会として「意見交換型ワークショップ」を行うことを提案します。 行政からは、環境部、産業労働部、農政部、林業部、建設部、教育委員会（土木系高校の教諭）など、今までの協会活動で携わっていただいた方々にも参加を依頼してはいかがでしょうか。 各分野と連携をとるにはインフラが一番大切な役割を果たす分野です、是非建設部が中心となりメディアを取り込んだ設立実態に向け、検討いただきますよう提言いたします。 知事のリーダーシップのもと、移住・定住や交流人口の拡大、「人を呼び込む地域づくり」に向けた施策が積極的に展開されているなか、そうした動きと連動できる企画になると期待できます。</p> <p>メリットについて</p> <p>1. 県のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減対策や地域振興戦略との一体的施策は、建設部が中心となる「インフラ」視点（住みよい地域づくり・雇用を生む産業・過疎地対策）での積極連携の契機となりうる。</li> <li>・ニュース性のある話題として、積極的にメディア活用し市町村にも関心を持たせる。</li> </ul> <p>2. 建設産業にとってのメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・行政間で好事例を共有し、地域全体での取り組みレベルを引き上げできる。</li> <li>・ニュース性ととも、子供の就労促進を行う保護者へPR出来る。</li> </ul> <p>3. 地域のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人が来て・残り・帰ってきたいくなる地域」を支える仕事として建設産業が可視化され、進路の選択肢が得られる</li> <li>・インフラ整備が進むことで、暮らしの質・安心の向上という実感が共有され、地域への愛着・帰属意識向上にもつながる。</li> <li>・地元が、人が来る、人が育つ地域になることで、ウェルビーイングが向上する。</li> </ul>	<p>○ 担い手の確保・育成や働き方改革に関しては、これまで「地域を支える建設業検討会議」等を通じて、それぞれの取組の情報共有や意見交換会を行うことで、建設業のイメージや労働環境の改善につながるよう相互の連携強化を図ってまいりました。また、建設業協会・教育委員会・建設部の3者による「学びの場の確保に関する意見交換会」においても、就労促進につながる活動について拡大や深化を図るべく、産・学・官の連携を強化していくための方策について意見交換会を実施しているところです。</p> <p>○ 来年度は、建設産業の担い手確保・育成をより効果的に進めるため、建設産業に関わるあらゆる主体が連携・協働し、一体となって建設産業の魅力等を発信するプラットフォームの立ち上げを検討しております。そのため、まずは、ご提案いただきましたワークショップを実現し、発展的にプラットフォームの立ち上げ、運営につなげることができれば考えておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

項目	提言内容	回答
変更協働等の計画的な執行について	<p>(i) ワンデーレスポンスの徹底について        働き方改革が定着しつつ、工期設定もゆとりのあるものとなりつつあります。その反面、80%出来形提出～設計変更～竣工検査の期間が長くなっており、現場が竣工していても、技術者が2か月以上手廻り期沙汰な状態となり、大回り入札者として応札できない場合があります。また施工中の設計変更協議に時間がかかり現場がストップしてしまい、工期が延びてしまうケースも見受けられます。        80%設計変更などに要する時間を短縮して頂くこと及びワンデーレスポンスの推進をお願いします。県からの指導を奨励します。</p> <p>(ii) 最終変更設計書の確認について        80%出来形提出等変更数量概算を提出して、それを基に最終の変更設計書が作成されますが、発注者が変更設計書を確認する時間が短すぎると思われます。        朝、変更の設計書を頂いて夕方までに確認してほしいと言われていたこともありますが、こちらで提出した内容が故かりなく設計書に反映されているか現場技術者と確認しながら精査し、最終変更契約金額と大きな差額が無いか全てを受注者は確認しなければなりません。しゅん工関係で現場技術者もしゅん工者類の作成に追われ、また上司（社長等）に変更内容の確認が必要な会社もあるので1日で確認するのは難しいです。        また、変更設計書の確認について、こちらが確認の返事をしていないのに変更処理を進められてしまうことがあります。今さら言うまでもなく最終変更設計書は最終契約金額の基となる大事な根拠です。確認するための適正な期間を設けていただくとともに、こちらの確認無しに変更処理を進めないようにお願いします。そして、80%提出後、何月何日までに変更設計書ができるか発注者からの指示をお願いします。</p>	<p>(i) ワンデーレスポンスの徹底について        ○ ワンデーレスポンスの徹底を発注機関に周知してまいります。なお、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知等することを徹底してまいります。</p> <p>(ii) 最終変更設計書の確認について        ○ ケースバイケースではありますが、精算設計書の作成にあたっては、変更作業にかかる期間の見通しや、受注者が内容確認に必要な期間等について、受発注者で共有し、お互いの立場を尊重した対応に努めるよう発注機関に周知徹底してまいります。</p>
交通誘導員の確保について	<p>毎年10月頃から、交通規制を伴う工事（舗装工事、道路工事）などが集中し交通誘導員の確保が困難になっております。交通誘導員業者も人員確保に努めている所ではありますが、難しい状況です。道路工事（交通誘導）が集中しないような発注時期の見直しをお願いします。        また、集中期や休憩時間の影響により交通誘導員の交代要員が必要であり、ほとんどの現場で設計人数より多い交通誘導員を手配しております。併せて交通誘導員の実労働単価と設計単価は乖離しており、元請け業者の損失が大きいため、現状に見合った設計労働単価の検討をお願いします。        交通事故の責任も含め元請が安全衛生に関する責任を負わなければならない点からも、工事受注業者の経営に必要な額となっていないと感じます。</p>	<p>○ 地域の発注時期や交通状況を踏まえ、工事が特定の時期に偏らないよう、可能な範囲で発注時期を調整するよう発注機関に周知してまいります。        ○ 集中期対策や休憩時間の確保のため、現場により追加の交通誘導員が必要となることについては理解しております。交代要員が必要な場合には、協議のうえ設計計上が可能ですので、具体的な配置人数や状況について、発注者と協議を行ってください。        ○ 交通誘導員の設計労働単価は毎年国土交通省が実施している労働費調査により決定しています。必要経費を含んだ参考の設計単価は交通誘導員Aが23,500円、Bが20,000円となっています。適切な設計労働単価となる様、労働費調査の対象となった場合には調査へのご協力をお願いいたします。        ○ なお、地域や時期により交通誘導員の確保が困難な場合には、映像解析AIによる交通誘導システムなどの費用を計上できる場合もありますのでご検討ください。</p>

項目	提言内容	回答
入札に関する地域 の課題 について	<p>具体例についてご検討をお願いします。</p> <p>(i) 川上村は南相木村と南牧村以外は他界のため、隣接2村の発注案件での加点が認められないと、受注機会が多く失われます。しかし、南牧村内大型案件の、参加資格条件等を満たす業者が1社もない工事で、近隣市町村を加点対象としていましたが、隣接する川上村や南相木村が加点対象となっていない案件がありました。</p> <p>大型工事の地域加点について、参加資格を満たす業者が1社又は0社の場合は原則隣接市町村を加点対象とすることをルール化していただきますようお願いいたします。</p> <p>加点対象町村が発注機関の裁量のみで決まってしまう現状では、地域を守るために頑張るにも関係してしまいます。</p> <p>現地機関では是非各支部の実情を把握するため支部長を無罪とした役員の見解を聞いて改善を図るような対応をお願いします。</p> <p>(ii) 飯綱町を本店としている会社も、総合評価の地域加点及び同種工事実績加点について厳しい状況にあります。</p> <p>地域加点に関しては、該当業者が1社しかないため近隣市町村が評価対象地域となっています。</p> <p>さらに、同種工事の実績を持つ業者も市町村に1社しかいないため上記と同じ理由で近隣の市町村を合わせて同点にされます。しかし、追加された信濃町や長野市豊野地区の発注案件で、そのエリアに競争の原理が働いていれば、単独で最大加点され飯綱町には加点されません。</p> <p>これも公平ではないと考えますが如何でしょうか。お互いの市町村間でWIN・WINの運用を出先機関で実現していただきたい。1社しかないからと発注者は簡単に言いますが、総合評価で他社より加点され落札できる確率を上げる為には会社は、努力しています。1社しかない飯綱町の本店を他地区へ移動させなさいと言われていると感じます。</p> <p>そもそも飯綱町を工事場所とした総合評価案件は少ないです。地域の建設業としては少ない案件だからこそ、落札に専心したいのです。他エリアでは、総合評価で落札はできません。そういう運用を出先機関が行っているからです。</p> <p>飯綱町に本社があることが悪でないような運用を行うことを要望します。</p>	<p>(i) 大型工事の地域加点について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域加点については、実績加点の状況とあわせて、設定したブロック内で要件を満たす対象企業が1者となる場合は、隣接市町村に対象を拡大して競争性を確保する運用をしております。ご指摘の地域加点設定については、地域貢献型と同じエリア設定としており、管内で不公平とならない運用としておりと認識しております。</li> <li>○ 地域要件については、各発注機関で工事内容や工事箇所の特性、地域の実情等を総合的に勘案して設定することとしているため、個別事情については各発注機関と意見交換をお願いします。</li> </ul> <p>(ii) 飯綱町における地域加点の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域加点については、上記と同じで、実績加点と合わせて、1者に特定される（競争性が見込めない）場合は近隣市町村を含めた設定とし、一方で設定した場合は公平となるよう、他方の設定も同様にするよう運用しているところです。総合評価の加点項目取得のため、企業の実績がご努力されていることは量々承知しておりますが、1者のみ加点される設定とするのは百歩譲るとみなされるため出来かねますのでご理解ください。</li> <li>○ また、地域加点など地域の実情等を総合的に勘案して発注機関毎で設定することになっておりますので、個別事情については、発注機関と意見交換をお願いします。</li> <li>○ なお、ご要望の趣旨については長野建設事務所に伝えます。</li> </ul>
受注希望型 競争入札の 発注件数 について	<p>小規模な会社ですと、総合評価落札方式では、ほぼ受注できません。</p> <p>年間で1件も受注できないと、実績もなくなっていきますし、意見すら提案することができません。</p> <p>発注の規模・件数・入札方式等は是非各支部の実状を把握する支部長を中心とした役員との意見交換をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支部長を中心とした役員との意見交換についてですが、各発注機関では支部との意見交換を毎年実施しており、そこで課題等を議論しているところですが、それとは別の機会を望まれているようでしたら、開催趣旨を具体的にご教示いただければ発注機関にご要望について周知しますので、支部毎で各発注機関に申し入れをお願いします。</li> </ul>

項目	提言内容	回答
<p>11</p> <p>熱中症について</p>	<p>現場側として作業スケジュール、こまめな水分補給、暑さ指数管理、休憩スペースの確保等、様々な対策を行っております。厚生労働省が定める指標において現場管理を進めておりますが、熱中症に対する制約により工事進捗が当初予定より遅れてしまうこともあります。その際に工期延長の検討、工期延長に伴う現場管理費の増工を検討して頂きますようお願いいたします。</p> <p>また、地域によって厚生労働省が定める指標による必要な休憩時間は様々です。それぞれの地区のWBGTや日最高気温を算出し、休憩時間をとった場合の復元歩掛による作業ロスを考慮した経費の算出、及び歩掛の改正をお願いいたします。</p> <p>○工事現場の生産性を上げる努力を日々行っている建設業にとり、暑熱対策として工期が延長されることは、工期間の調整を図り行っていた工程管理が(利益の創出)全てが無になることだと認識してほしい。また、リース機材の再確保や再回送、技能者の再確保など、効率的な現場管理が途絶し、利益ではなく赤字が発生している事も。</p> <p>○さらに、休校中は工事が進捗しない(出稼高ゼロ)に関わらず、現場担当技術者の給料は現場経費から払わなければなりません。</p>	<p>○現場において、熱中症対策に日々取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。厚生労働省が定める指標に基づく適切な管理は、労働災害防止の観点から極めて重要であり、その結果として作業が遅延し、当初工程どおりに進捗しない場合があることも認識しております。</p> <p>○酷暑日を理由とした工期延長につきましては、対応が可能ですので発注者に協議をするようお願いいたします。</p> <p>○工期延長に伴う現場管理費の増工、作業ロスを考慮した経費の算出及び歩掛の見直しにつきましては、現在国土交通省において検討が進められていると聞いておりますので、その動向を注視し対応してまいります。</p>

建設業協会（青年部会・女性部会）との意見交換会  
 （一社）長野県建設業協会 女性部会からの要請事項への回答

項目	提言内容	回答
<p>12</p> <p>施工体制整備の添付資料について</p>	<p>工事関係書類の施工体制整備に添付する資料として、元請の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用を証明する資料があります。</p> <p>これまでは健康保険証の写しを添付することにより社会保険の加入及び雇用の証明としてきましたが、令和6年12月1日より健康保険証が廃止となり、マイナ保険証もしくは資格確認証に変更されています。この変更に伴い、今後は健康保険証と同様の方法での証明ができなくなることから、資格・雇用を証明するために複数枚の資料の作成が必要となることが予想されます。（現時点では明確な代替となる証明方法の提示はない）</p> <p>また、R6.11.6、国土交通省より、現場作業員の健康保険の加入証明書類として原則として建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報を活用する旨の通達がありました。これによりCCUSが証明資料として有効であることがわかります。</p> <p>そこで、長野県が推奨するCCUSの登録情報を元請の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用を証明する資料の一つに加えて頂くことを提案いたします。</p> <p>現在、長野県ではCCUSの活用を推進していますが、一方で運用上の各企業及び現場の負担に対してメリットが少ないのが現状です。</p> <p>CCUSの有用性が向上することで利用拡大にもつながり、電子媒体を活用することでバックオフィスの負担軽減につながりますのでご検討よろしくお願いたします。</p> <p>○参考資料 1 健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について （R6.11.6 国土交通省）</p> <p>○参考資料 2 建設キャリアアップシステム 本人情報（参考）</p>	<p>○ ご提案のCCUSの活用については、業務効率化に資するものと考えますが、監理（主任）技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法については、建設業法の制度運用を定めている「監理技術者制度運用マニュアル」において、「市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書などにより確認できることが必要」とされており、現時点では、CCUS等による確認方法は示されていません。</p> <p>○ 建設業法の主旨を踏まえているかを適切に確認する必要があるため、CCUSの活用については、今後の国やCCUSの動向を注視し対応してまいります。</p>

項目	提言内容	回答
<p>13</p> <p>HPにおける工事関係書類の検索性改善について</p>	<p>県のホームページには「長野県工事関係書類（図書、帳票、様式）ダウンロード一覧」が用意されており、ここからダウンロードやリンク先を選択できますが、リンク表記と帳票名等が統一されておらず、構成が分かりにくい状況です。</p> <p>【事例1】16 事前協議チェックシート 16 事前協議チェックシートから「長野県における OLS/BC の取組み」を開くと、「電子入札について」の下に「電子納品について」が表示され、リンク先として分かりにくい。</p> <p>【事例2】62 出来形成果表又は出来形図 62 出来形成果表又は出来形図の土木施工管理基準を開くと、「長野県土木工事共通仕様書（建設部）」の下に「長野県土木工事施工管理基準（建設部）」が表示され、分かりにくく、検索に時間がかかる。</p> <p>⇒【事例1】【事例2】ともに、1つのページに2つ以上の項目と経緯が羅列されているので、それぞれを別々の表示画面に分けて検索性能の改善をお願いしたい。</p> <p>【事例3】旧版の取り扱い 事例2の「長野県土木工事共通仕様書」等を検索すると、適用年月日の新しい順に過去の資料が並んで表示されます。 これは管理基準や電子納品に係る実施要領も同様で、旧版の誤使用になりうるため数年前のもので現在ほとんど使用されていない旧仕様書などは、バックナンバー用の別ページに分けるなど視認性の向上を図ってはどうでしょうか。 《追記》工事に関する仕様書や管理基準は種ごとのダウンロードとは別に、一括ダウンロードできるZIPファイルがあると便利だと思います。</p> <p>HP利用者（主に工事関係者）の観点からこうした点を改善していただくことで、作業効率の向上や日常業務の負担軽減につながるだけでなく、若手技術者や新たに配属された職員の方にも分かりやすくなると考えます。</p>	<p>○ 貴重なご意見ありがとうございます。 県 HP における工事関係書類の検索性改善について、いただいたご意見を参考に一部修正をいたしました。引き続き、視認性やアクセシビリティの向上により、利用しやすいページとなるよう改善を図ってまいります。</p>

令和7年度 建災防長野県支部 講師会議次第

日 時：令和8年2月13日(金)15時～

場 所：RAKO 華乃井ホテル2F 会議室『喜湖』

1 開 会

2 あいさつ

3 最近の労働行政等について

長野労働局労働基準部健康安全課 牧野 地方労働衛生専門官 様

4 全国支部事務局長会議の復命等について

5 意見交換

○ 令和8年度講習会の実施について

○ その他（フリートーク）

6 閉 会

令和7年度 建災防長野県支部 講師会議 出席者名簿

日時：令和8年2月13日(金)15時～

場所：RAKO華乃井ホテル 会議室

氏名	職名	会議
岩本信重	建災防長野県支部 講師	○
柿澤充	建災防長野県支部 講師	○
熊谷久	建災防長野県支部 講師	○
柴田房夫	建災防長野県支部 講師	○
代田敏則	建災防長野県支部 講師	○
新保修司	建災防長野県支部 講師	○
春原文浩	建災防長野県支部 講師	○
滝口和博	建災防長野県支部 講師	○
瀧沢秀一	建災防長野県支部 講師	○
多田文博	建災防長野県支部 講師	○
千野隆雄	建災防長野県支部 講師	○
三輪浩一	建災防長野県支部 講師	○
岩下康之	建災防長野県支部 事務局	○
宮尾賢治	建災防長野県支部 事務局	○
吉越身和子	建災防長野県支部 事務局	○
小池菜子	建災防長野県支部 事務局	○

出席者数 16

## 令和7年度 建災防長野県支部講師会議 実施概要

1 開催日時：令和8年2月13日（金）15:00～17:00

2 開催場所：諏訪市 RAKO華乃井 会議室「曇湖」

### 3 議 事

(1) 最近の労働行政等について…牧野地方労働衛生専門官（「労働局資料」参照）

#### ○ R7年労災発生状況

R6比で休業4日以上は24件減の260件、死亡事故は3件減の4件（過去最少）  
協会員のご協力に感謝

#### ○ 安衛法等の改正について（リーフレット参照）…令和7年5月より段階的に施行

##### ① 個人事業主等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を安衛法による保護の対象および義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めた。

##### ② 職場のメンタルヘルス対策の推進

常勤労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられた。

##### ③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進

##### ④ 機械等による労働災害防止の促進等

##### ⑤ 高年齢労働者の労働災害防止の推進

#### ○ 本省情報

- ・R8に『熱中症予防対策ガイドライン』が示される。
- ・外国人労働者の事故が増えている。経験が無い、言葉が理解できない等の理由により、特に製造業や建設業への就労者に多い。

(2) 全国支部事務局長会議（R6.3.1）の復命について（「建災防 資料1」参照）

#### ○ 本部、支部における安全衛生教育の実施状況について

- ・全国的に石綿調査者講習の受講者が減。当支部は回数こそ減っているが今後工作物の項目追加もあるせいか、先日の講習会も一杯であった。

#### ○ 技能講習の適正な業務運営等について

- ・各支部が実施する技能講習において、講習時間、講習内容の不足がないか本部より確認調査があった。不足があった場合は行政処分を受けるとともに、受講生に交付された修了証が無効となる事例もあるので要注意

(3) 令和8年度講習会の実施について（「建災防 資料2」参照）

#### ○ 外国人労働者への対応について（P.2～9）

- ・R8の講習会から、受付の際、留意事項を確認するとともに日本語理解力の確認書等を提出させる。

(ご意見)

- ・別添1で外国人労働者の自著サインをさせるのであれば、ルビを振るべき。
- ・外国人労働者を雇用する中小の会社は、資格を取らせたくて困っている。  
⇒会社の実情は理解するが、日本語の理解力が不十分な外国人労働者に修了証を与えたがために事故を起こしてしまう事態は避けたい。将来、通訳を付ける等の対応ができるまでは、当面の対応としてご理解願いたい。

○ 受講に当たっての注意事項について (P. 10~12)

- ① 講習会の最初に P. 10 を掲示し、事務局が読み上げる。
- ② 遅刻および居眠りへの対応

(ご意見)

以下の項目を P. 10 に追加したらどうか。

- ・スマホはカバンにしまう。
- ・電話による中座は認めない。
- ・イヤホン（補聴器以外）は外す。
- ・講習会の様子の撮影は禁止（YouTube 等に掲載される危険あり）

○ 受講生方届いた意見について (P. 13)

(4) 意見交換

- ・安衛法の改正内容がテキストの改定に反映されないので、本部へ要望願いたい。
- ・受講要件となる実務経験が足りてないと思われる受講生が見られる。  
⇒実務経験の記入内容（入社〇年でなく、現場経験〇年等）を工夫する。
- ・労災を減らすため、新規入場者教育に力を入れるべき。(テキスト充実を本部へ要望)
- ・統括管理講習を最低でも特別教育に格上げ。長野支部としても受講を促すべき。  
⇒労働局へも要望

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

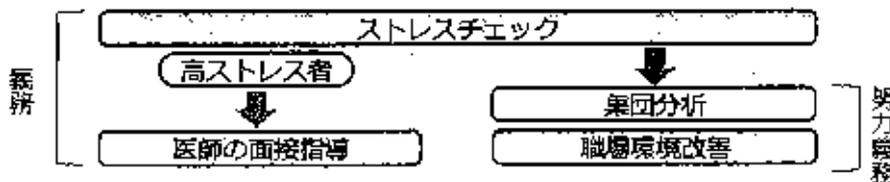
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



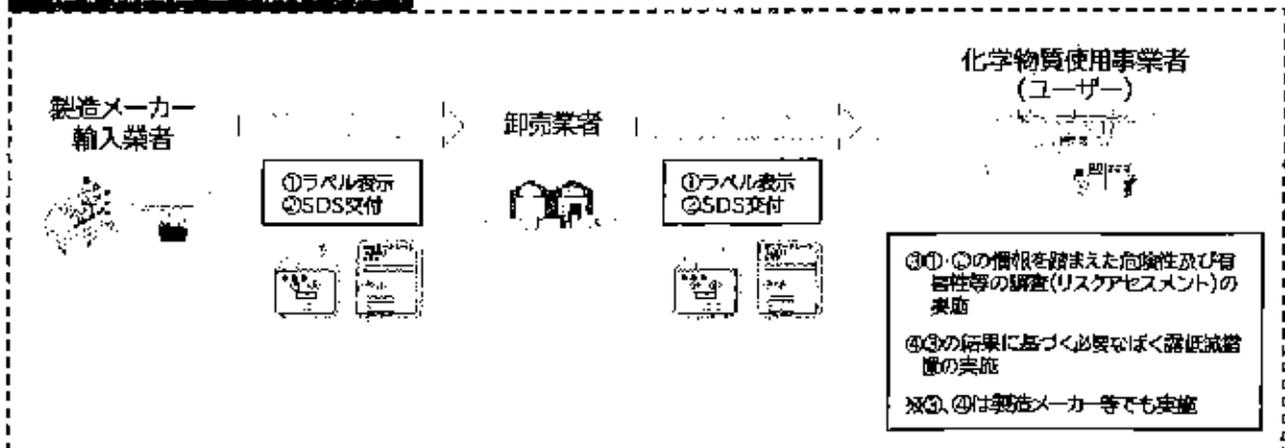
メンタルヘルス不調の未然防止

## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



## (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、請すべき措置等については非開示は認められません。

## (3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

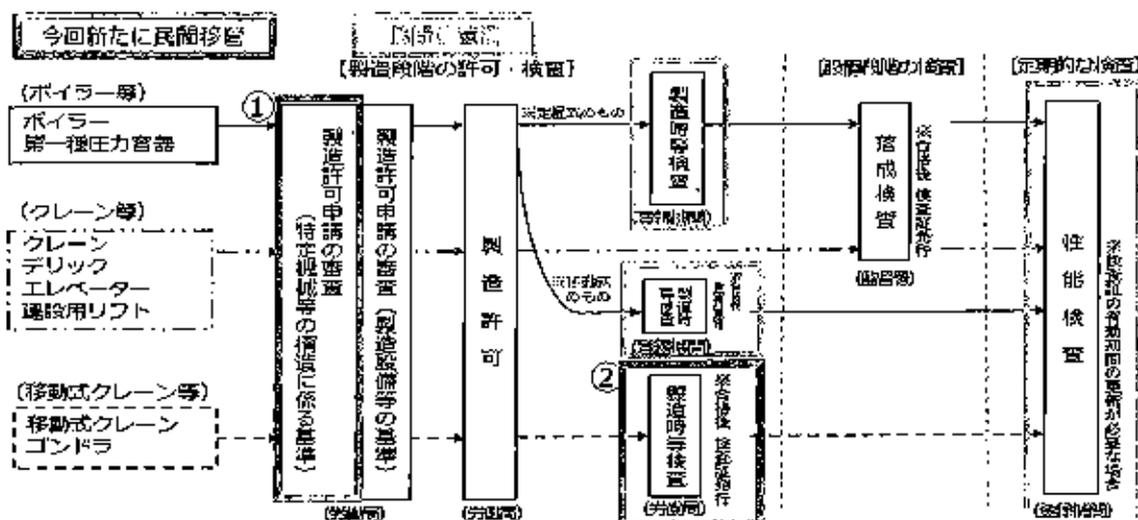
# 4 機械等による労働災害防止の促進等

## (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



## (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

## 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

## 6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index00001.html)



安全衛生政策全般の紹介等  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html)



7 建政技第 322 号  
令和 8 年(2026 年) 2 月 17 日

建設部関係現地機関の長 様

技術管理室長

交通誘導警備員に関する積算上での取扱いについて (通知)

交通誘導警備員の積算上での取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、業務の参考としてください。

記

- 1 起工測量等の準備、片付けに伴い発生する交通誘導警備員の費用について  
準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用が必要な場合については、直接工事費に積上げ計上してください。  
(国土交通省 土木工事標準積算基準書 (共通編) I-2-②-21 参照)
- 2 交代要員の費用計上について  
猛暑日等における熱中症防止のため適切な休憩時間を確保する必要があります。この場合の交代要員についても、人数に含めて適切に計上をしてください。
- 3 割増費用の適切な計上について  
所定労働時間を超える場合や夜間、法定休日に交通誘導警備員を配置する場合には割増費用を適切に計上してください。  
※法定休日とは、使用者の定める週 1 回、もしくは 4 週間のうちに 4 日の休日のこと。  
(国土交通省 土木工事標準積算基準書 (共通編) I-2-①-2 参照)
- 4 受注者の責によらないキャンセル料の取扱いについて  
受注者の責によらない急な施工計画の変更等によるキャンセル料が発生する場合、受注者から協議があったときは状況を確認のうえ、適切に費用を計上してください。

(費用計上可能な例)

- ・警備会社との契約において「作業前日の正午までに中止の連絡がない場合、キ

キャンセル料が発生する」と規定されていた。前日時点の予報では降雨の見込みがなかったものの、当日急な降雨により作業を中止した場合

(作業途中で中止する場合は1日分の人工を計上)

(費用計上不可の例)

- ・前日の予報で明らかに降雨が予想されたにもかかわらず、中止連絡を行わずに当日作業中止した場合

#### 5 変更人員の事前協議について

受注者から施工計画時に配員計画の協議があり、その内容が適正と認められる場合には設計人員を変更してください。また、当初配員計画から変更が生じ、速やかに協議があった場合は設計変更の対象とします。ただし、事前協議のない実績報告のみでの精算は認めません。

#### 6 1日未満の作業時の取扱いについて

作業が8時間未満で終了した場合でも、警備会社との契約が1日単位の場合には、1日分の人工を計上してください。

例) 1日目: 6時間作業×3人 ⇒3人工

2日目: 4時間作業×3人 ⇒3人工

合計 6人工を計上

#### 7 交通誘導システム等の活用について

交通誘導警備員の確保が困難なことを理由に、受注者から映像解析 AI による交通誘導システム等の提案があった場合は、安全性や経済性、地域の実情を総合的に勘案し、採用を検討してください。採用する場合には、別添「交通誘導システム等を活用した費用計上方法について (試行)」を参考に、適切に費用を計上してください。

(問合せ先)

担 当	基幹指導班 小西、入戸
電 話	直通 026-235-7323
防災電話	8-231-3345
E-Mail	gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

事 務 連 絡

令和6年2月19日

各都道府県 技術管理課等担当者 殿  
政令指定都市 技術管理課等担当者 殿

国土交通省

大臣官房 技術調査課

事業評価・保全企画官

交通誘導システム等を活用した費用計上方法について（試行）

標記について、別添のとおり各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務  
局あて通知したので、参考までに送付する。

## 参考

事 務 連 絡

令和6年2月19日

国土交通省 各地方整備局

企画部 技術管理課長 殿

国土交通省 北海道開発局

事業振興部 技術管理課長補佐 殿

内閣府 沖縄総合事務局

開発建設部 技術管理課長 殿

国土交通省

大臣官房 技術調査課

專業評価・保全企画官

### 交通誘導システム等を活用した費用計上方法について（試行）

交通誘導員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導員の確保が困難な場合、受注者より映像解析AIによる交通誘導システムなど（以下、交通誘導システム等）の提案事例が見られる。

交通誘導システム等の採用は、安全性や経済性、地域の実情を総合的に勘案し決定されるものであるが、その際、交通誘導システム等が採用された場合の費用計上方法を示す。

### 記

#### 1. 費用計上方法

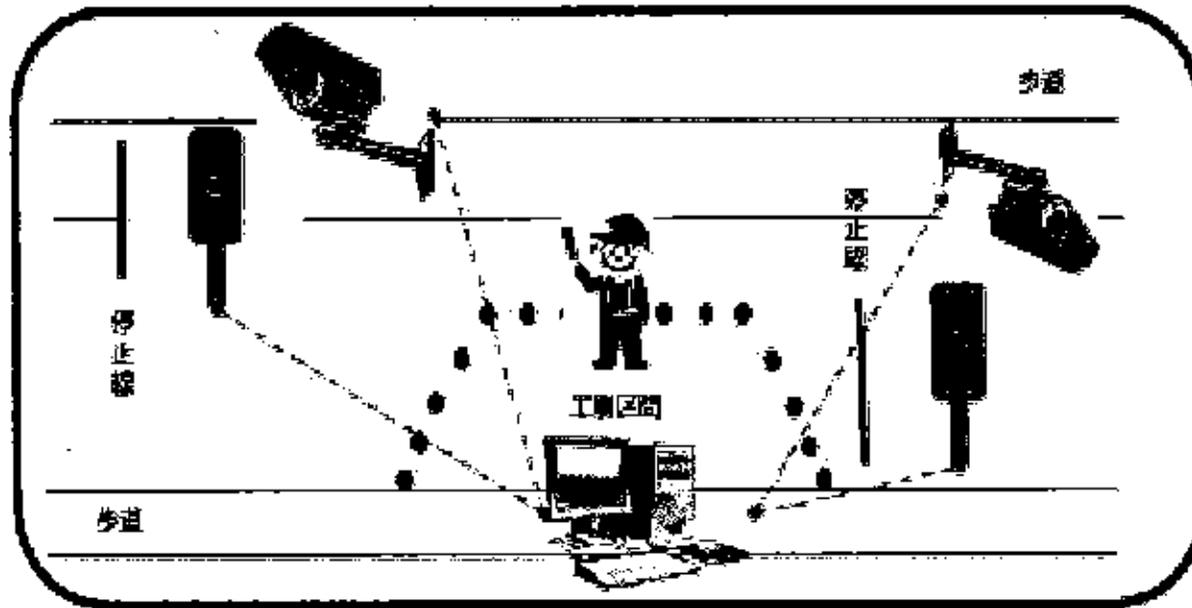
- (1) 交通誘導員の代替として、交通誘導システム等が採用された場合、交通誘導システム等の費用を共通仮設費（安全費）に見積もりにて積み上げを行う。
- (2) 仮設信号等の共通仮設費率分に含まれる安全施設の代替として、交通誘導システム等が採用された場合、交通誘導システム等の見積もりから代替となる安全施設費用を控除した費用を共通仮設費（安全費）に積み上げを行う。

なお、代替となる安全施設費用についても見積りにて算出できるものとする。

## 《イメージ》

### 交通誘導支援システム

#### 安全の確保、人手不足解消及び経費削減を図る



- 工事区間の交通誘導を誘導員に代わって行います
- 通行待ちの車両を検知して、工事道路の渋滞の緩和に寄与します
- 歩行者(障害者含)、自転車等に対して、音声等の案内で工事区間の安全な誘導を行います
- 交通誘導状況をカメラでとらえて必要に応じて見られます

## 令和7年度 第2回支部事務局長等会議 次第

日 時 : 令和8年2月18日(水)

10:00~12:00

場 所 : 長建ビル 3階会議室  
(web 併用)

### 1. 開 会

### 2. 接 拶

### 3. 議 事

#### (1) 建設業協会関係

- ・ 役員改選日程について ..... 資料No.1-1
- ・ 行事予定について ..... 資料No.1-2 (添付省略)

#### (2) 建災防関係 ..... 資料No.2

#### (3) 土木施工管理技士会関係 ..... 資料No.3

#### (4) 支部からの提案、意見等について

#### (5) その他

### 4. 閉 会

## 支部事務局長等会議出席者名簿

日 時 令和8年2月18日(水) 10:00~12:00

場 所 長建ビル会議室(リモート併用)

支部名	職 名	氏 名	会 議		備 考
			協会	リモート	
南佐久	主 事	中島こずえ		○	
佐 久	主 任	松平奈美子		○	
上 小	事務局長	吉田ひろみ		○	
諏 訪	事務局長	岩崎 研二	○		
伊 那	事務局長	向山 秀樹		○	
飯 田	事務局長	二村 謙司		○	
本 曾	事務局長	南 久雄	○		
	主 事	松井 敏子		○	
松 筑	事務局長	胡桃 敏成	○		
安曇野	事務局長	濱 弘安		○	
大 北	事務局長	丸山 尊		○	
更 埴	支 部 長	中沢 栄一		○	
須 坂	事務局長	依田 国博		○	
中 高	書 記	鷺尾 和美		○	
長 野	事務局長	深見 健吾		○	
飯 山	支 部 長	藤巻 篤		○	
北信事協	事務局長	丸山 雄一		○	
本 部	専務理事	小林 敏昭	○		
〃	常務理事	岩下 康之	○		
〃	総務部長	永原 祐二	○		
〃	技術部長	川住 淳一郎	○		
〃	労働安全部長	宮尾 賢治	○		
			8名	14名	
計			22名		

### 役員改選の日程について

#### ○副会長 (各ブロック)

- ・ 3月26日(木)開催の常任理事会までに、各ブロックで選任をしていただき、現在の副会長さんから本部へ連絡をお願いします。

#### ○常任理事、理事 (各支部)、監事 (各ブロック)

- ・ 常任理事、理事について各支部で、監事について各ブロックで選任していただき、(別紙1)により4月27日(月)の理事会までに本部へ連絡をお願いします。

#### ○委員会、部会

- ・ 各委員会、部会委員について、各支部で選任をしていただき、(別紙2)により5月25日(月)の通常総会までに本部へ連絡をお願いします。
- ・ 青年部会、女性部会の会員選任にあたっては、各支部で加入案内(別紙3、別紙4)を会員に配布し加入依頼をする。  
(既加入の会員についても、「継続」区分での提出を依頼してください。)

#### ○会員の代表者 代理者届

- ・ 役員選任規程の第4条第2項の規定に基づき、会員の都合により「代表取締役社長」に代わって、会員の代表者(代理者)を定める場合は、令和8年4月1日付けで「会員代表者 代理者届」を提出してください。

(別紙1)

県協会事務局 専務理事 宛

### 役員等の報告について

令和8年 月 日

支部名 \_\_\_\_\_

下記により報告いたします。

#### 記

役 職	氏 名	会 社 名	備 考 e-mail
常任理事 (支部長)			e-mail:
		役職名:	
理 事 (副支部長)			e-mail:
		役職名:	
理 事 (副支部長)			e-mail:
		役職名:	
理 事 (副支部長)			e-mail:
		役職名:	
監 事			e-mail:
		役職名:	

※副支部長を兼ねない理事は「副支部長」の部分消して下さい。

※ブロック選出の監事は監事選出の支部のみご報告ください。

### 委員会委員の報告について

支部名

委員会	氏名	会社名	会社所在地	連絡先
総務委員会			〒	TEL:
		役職名:		FAX:
建設技術委員会			〒	e-mail:
		役職名:		TEL:
建設 政策委員会			〒	FAX:
		役職名:		e-mail:
青年部会			〒	TEL:
		役職名:		FAX:
女性部会			〒	e-mail:
		役職名:		TEL:
				FAX:
				e-mail:

会 員 各 位

令和8年 月 日

長野県建設業協会 ○○支部  
支部長 ○ ○ ○ ○

青年部会への加入について（依頼）

時下 益々ご清祥こととお慶び申し上げます。

日頃は協会及び部会活動に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新年度に伴い当協会の青年部会への加入の確認をさせていただきます。

何かとお忙しいとは存じますが、青年部会に加入し業界の仲間や発注機関の方々との交流、そして研修会等通じて、将来に向けて有意義な活動ができるものと確信しておりますので、各社1名の加入をお願い申し上げます。

つきましては、加入いただく方の氏名等を下記にご記入いただき、令和8年×月××日までにFAXにてご返信をお願い申し上げます。

切り離さないでお送りください

会 社 名	
電 話 番 号	

氏 名	区 分（該当箇所○）		
	継 続	変 更	新規加入
役職名（所属部署）	生年月日	携帯電話番号	メールアドレス

(FAX . . . . .)

令和8年 月 日

会 員 各 位

長野県建設業協会 ○○支部  
支部長 ○ ○ ○ ○

### 女性部会への加入について（依頼）

時下 益々ご清祥こととお慶び申し上げます。

日頃は協会及び部会活動に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新年度に伴い当協会の女性部会への加入の確認と新規加入のお願いをさせていただきます。

何かとお忙しいとは存じますが、女性部会に加入し業界の仲間や発注機関の方々との交流や、セミナー・現場見学会等に参加することにより、ご自身の仕事や将来に向けて有意義な活動ができるものと確信しておりますので、各社1名以上（複数名の加入が可能です。）の加入をお願いしたいと存じます。

尚、女性部会では「技術職」「技能職」「事務職」等従事する職種は問いませんので、大勢の方のご参加をお待ちしております。

つきましては、加入いただく方の氏名等を別紙「女性部会入会申込書」にご記入いただき、令和8年×月××日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

〇〇支部女性部会入会申込書

(記入欄が不足の場合はコピーしてください)

NO	氏名	区分(該当箇所○)			所属部署	メールアドレス
		継続	変更	新規		
1		継続	変更	新規		
2		継続	変更	新規		
3		継続	変更	新規		
4		継続	変更	新規		
5		継続	変更	新規		

\*女性部会開催の行事等の開催通知は各社宛ご通知いたしますが、女性部会内の事務連絡に活用させていただきますので、ご本人が常時確認できるアドレスの報告を併せてお願いいたします。

上記の者について加入を申し込みます。

令和 年 月 日

長野県建設業協会〇〇支部長 様

会社名

代表者氏名

㊟

## 建 災 防 関 係

1. 令和8年度安全衛生表彰受賞候補者の推薦依頼について・・・資料 No.2-1
2. 死亡事故の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について・・・資料 No.2-2
3. 令和7年度分会収支計算書等の提出依頼について・・・資料 No.2-3

### 《R8行事予定》

- 5月31日（月）14：00～：建災防代議員会（ホテル国際21）
- 10月 8日（木）、9日（金）：建災防全国大会（新潟市朱鷺メッセ）
- 11月26日（木）14：00～：長野県建設業労働災害防止大会（ホテル国際21）

7 建災防野発第 42 号  
令和 8 年 1 月 20 日

分 会 長 様

建設業労働災害防止協会長野県支部  
支部長 木 下 修  
(公 印 省 略)

令和 8 年度 安全衛生表彰受賞候補者の推薦依頼について

日頃より当支部の業務運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、令和 8 年度の第 63 回全国建設業労働災害防止大会（新潟大会）が 10 月 8 日（木）  
朱鷺メッセの席上において行われる標題の表彰について、建災防本部会長より推薦依頼があり  
ました。

つきましては、ご多忙中のところ恐縮に存じますが、下記事項にご留意頂き、貴分会から  
受賞候補者を選考され、4 月 17 日（金）までにご推薦下さいますようお願い申し上げます。

担当：宮尾

記

1. 本年度の当支部の推薦割当数について

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 優良賞（会社、工事現場、団体を対象） | 6 件 |
| (2) 功労・功績賞（個人を対象）      | 8 名 |

2. 分会別推薦割当数について

- (1) 前記 1 の支部割当数を基に、各分会の A 会員（協会員）数に応じた按分数に、  
過去 5 年間の実績を考慮して別紙のとおり割当させていただきます。  
割当数 0 となる分会については、特段の事情が無い限り、推薦は見合せ下さる様  
お願いします。なお、推薦者の該当が無い場合又は推薦賞変更等については早め  
にその旨ご報告願います。

- (2) 「推薦書」の様式は、賞の種類に応じて別添の該当用紙を用い、記載については、  
候補者の名称等省略せず正確に楷書で、且つふりがなを付し、「推薦理由」は審査  
の重要な基準となりますので明瞭・簡潔に記載してください。

推薦書様式につきましては、各分会へメールでお送りさせていただきます。

**会社**：社内の安全衛生組織（パトロール・朝礼・KY 活動等）積極的な活動により  
無事故・無災害が継続している（5 年以上）事を強調すること。

**個人**：社内、団体等において安全衛生に関わる役職に就いていること、且つ、長年  
（5～10 年以上）にわたり積極的に活動している事を強調すること。

7 建災防野発第 19 号  
令和 7 年 6 月 16 日

建設業労働災害防止協会  
長野県支部 分会長 様

建設業労働災害防止協会  
長野県支部長 木下 修  
(公 印 省 略)

死亡事故の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について (要請)

標記につきまして、長野労働局より別添のとおり緊急要請がありました。

建設業において、本年 4 月から 5 月にかけて死亡災害が既に 3 件発生しており、憂慮する事態となっております。

2 件は山岳道路における重機ごと路肩から転落した事故、もう 1 件は建物建替え工事中の転落事故であります。

梅雨期および台風期は、降雨により地山が崩れやすくなっていることに十分留意し、改めて現場の安全管理を徹底するとともに、決して一人で現場作業をさせない等、作業員への適切な指導が必要となることから、労働局からの緊急要請文(別添) 下記 3 つの事項の確実な取り組みについて、会員への周知および指導についてご配慮願います。

つきましては、現在各分会において三大災害絶滅運動の大会を実施して頂いているところですが、併せて安全指導者による「緊急現場パトロール」の実施を要請いたします。パトロールの開催日(予定)を 6 月 20 日(金)までに「別紙」によりご報告願います。

なお、「STOP! 死亡災害!」(別添リーフレット)では、建設業の死亡事例が 1 件となっておりますが、他の 2 件は亡くなった方が一人親方であった等の理由から、当該一覧には含まれておりませんのでご了解願います。

建災防長野県支部 事務局 宮尾賢治  
Tel. 026-228-7200 Fax 026-224-9061  
E-mail miyao@chaken.or.jp



長野労務基 0611 第1号  
令和7年6月11日

建設業労働災害防止協会  
長野県支部長 殿

長野労働局長



死亡災害の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働災害防止対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年における長野県内の休業4日以上労働災害による死傷者数は、5月末日時点（速報値）で803人と、昨年同時期と比較して6人増加しています。

さらに、死亡者数は6人にのぼり、昨年同時期の4人と比較して2人増加するという非常事態となっています。

特に、本年発生した死亡災害の発生状況をみると、大半が過去にも発生した類似の災害であり、基本的な安全対策を講じていれば未然に防ぐことができたものが多くを占めていることは誠に遺憾です。

このような状況を踏まえ、長野労働局では、これ以上尊い生命が失われることがないように、下記事項の取組を通じて基本的な安全衛生活動の着実な実施、確認をはじめ、安全衛生活動を総点検する呼びかけを行うこととしました。

つきましては、貴職におかれましても、別添リーフレットを活用していただき、傘下会員事業場への周知及び指導について特段の御配慮をいただきたく、要請いたします。

#### 記

- 1 経営トップ自らが先頭に立ち、労働災害ゼロ職場の表明を行い、経営トップが率先して職場内の安全衛生活動の総点検を行うこと。
- 2 安全管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフにその職務を確実に実行させること。
- 3 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施し、労働者の危険に対する意識を高めること。

7 建災防野発第 31 号  
令和 7 年 10 月 17 日

建設業労働災害防止協会  
長野県支部 分会会員 様

建設業労働災害防止協会  
長野県支部長 木下 修  
(公 印 省 略)

#### 死亡事故の連続発生に係る注意喚起について

本年4月から5月にかけて、建設業において死亡災害が3件発生したことを受け、令和7年6月11日付け長野労働局長より建災防長野県支部長あて緊急要請文(別添1)が発出されたところですが、ここへきてわずか2週間足らずの間に2件(建設業、林業)の死亡事故が発生し、長野労働局健康安全課長より改めて注意喚起文(別添2)が発出されました。

つきましては、引き続き死亡災害の撲滅に向け、前回の緊急要請文に示された取り組みを確実に実施するとともに、各事業場作業員への注意喚起と適切な指導について、特段のご配慮をお願いします。

建災防長野県支部 事務局 宮尾賢治 TEL 026-226-7200 Fax 026-224-9061 E-mail miyao@choken.or.jp
---

令和7年10月14日

労働災害防止団体等の長 殿

長野労働局労働基準部  
健康安全課長

令和7年労働災害発生状況（9月末速報値）の送付について  
【 死亡災害の連続発生に係る注意喚起 】

令和7年における労働災害発生状況（令和7年9月末速報値：新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）を別添のとおり送付いたしますので、参考にしてください。

なお、約4か月間発生していなかった死亡災害が、わずか2週間足らずで2件発生<sup>(※)</sup>し、2人の尊い生命が失われている状況です。

この2件を含め、本年発生した死亡災害は、大半が過去にも発生した類似の災害であり、基本的な安全対策を講じていれば未然に防ぐことができたものが多くを占めています。

引き続き、死亡災害の撲滅に向けて、傘下会員事業場等への注意喚起等、特段の御配慮をいただきたくお願い申し上げます。

(※) 死亡災害事例

- ① 9月下旬（建設業）：工事現場に移動中のダンプ車両が路肩から転落
- ② 10月上旬（索道業）：チェーンソーを用いての伐木作業中に、伐倒木の幹が裂けあがり、伐木作業者に激突

# 令和7年 労働災害発生状況

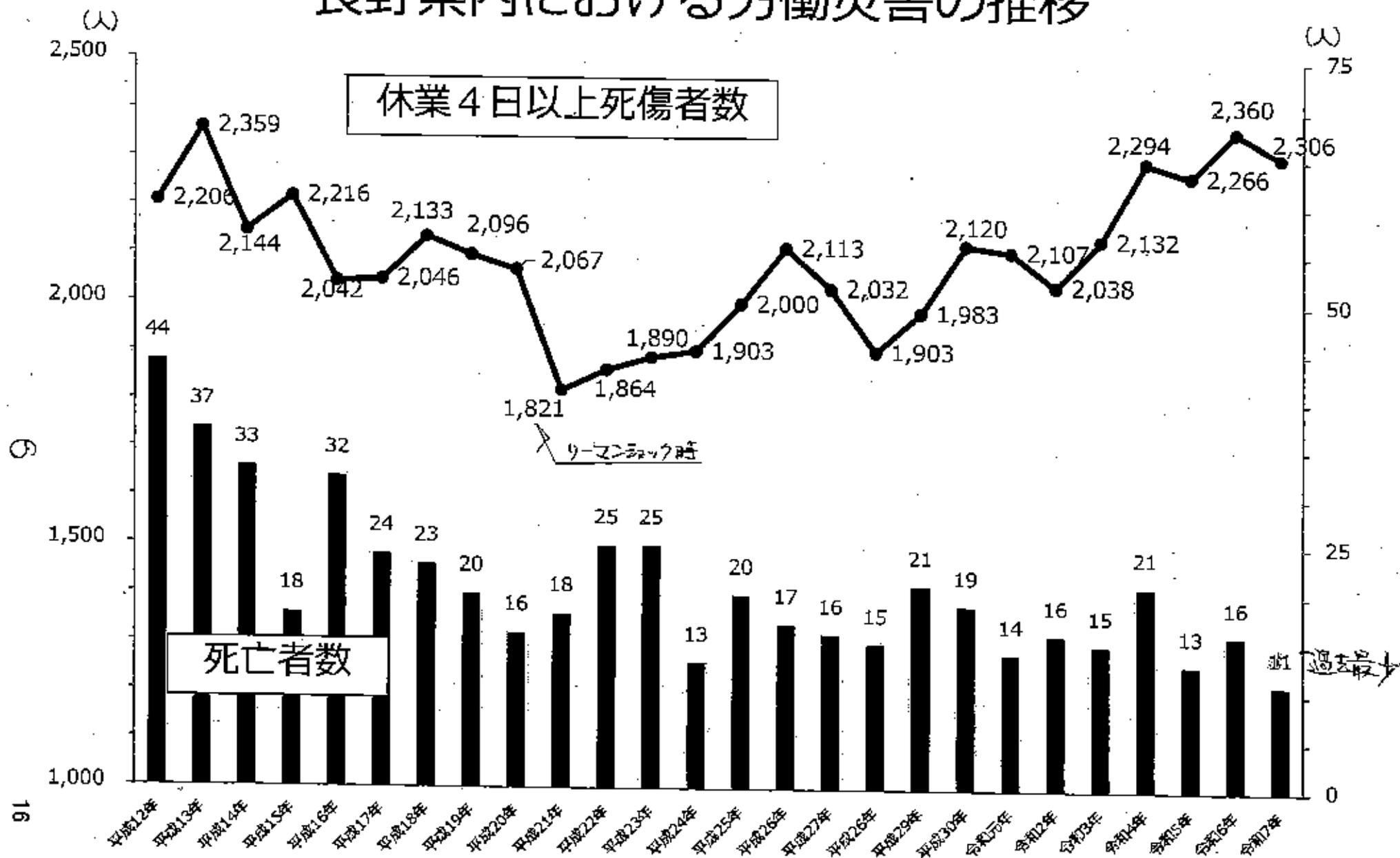
(令和8年1月末とりまとめ)

長野労働局

区 分	休業4日以上の死傷災害						死亡災害				
	業 種	令和6年	令和6年	令和7年	対前年増減		令和7年 増減率(%)	令和6年	令和6年	令和7年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食料品製造業	183	191	193	2	1.0	8.4	0	0	1	1
	繊維・繊維製品製造業	3	1	6	5	500.0	0.3	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	20	22	18	▲4	▲18.2	0.8	0	0	0	0
	家具・調理学製造業	7	5	10	5	100.0	0.4	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造、印刷製本業	11	20	21	1	5.0	0.9	0	0	0	0
	化学工業	47	34	33	▲1	▲2.9	1.4	2	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	20	23	15	▲8	▲34.8	0.7	0	1	0	▲1
	鉄鋼・非鉄金属製造業	14	16	16	0	0.0	0.7	0	0	0	0
	金属製品製造業	63	74	67	▲7	▲9.5	2.8	0	0	0	0
	一般機械器具製造業	46	46	51	5	10.8	2.2	0	0	0	0
	電気機械器具製造業	55	55	53	▲2	▲3.6	2.3	0	0	1	1
	輸送用機械器具製造業	22	34	31	▲3	▲8.8	1.3	0	0	0	0
	電気・ガス・水道業	5	2	5	3	150.0	0.2	0	0	0	0
	その他の製造業	32	39	45	6	15.4	2.0	0	0	0	0
	小 計	527	562	584	2	0.4	24.5	2	1	2	1
鉱 業	9	9	2	▲7	▲77.8	0.1	0	0	0	0	
建 設 業	土木工事業	89	81	74	▲7	▲8.6	3.2	1	1	4	3
	建築工事業	161	157	133	▲24	▲15.3	5.8	3	5	0	▲5
	内装(木造等)建築工事業	41	43	47	4	9.3	2.0	0	1	0	▲1
	その他の建設業	39	46	53	7	15.2	2.3	0	1	0	▲1
	小 計	278	284	260	▲24	▲8.5	11.3	4	7	4	▲3
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	陸上貨物運送事業	200	211	232	21	10.0	10.1	1	2	0	▲2
	内装(道路貨物運送業)	195	204	230	26	12.7	10.0	1	2	0	▲2
	その他の運輸・貨物取扱業	40	46	39	▲7	▲15.2	1.7	0	0	1	1
	小 計	240	257	271	14	5.4	11.8	1	2	1	▲1
林 業	36	53	33	▲20	▲37.7	1.4	0	1	0	▲1	
農業・畜産業・水産業	48	43	44	1	2.3	1.9	2	1	1	0	
そ の 他 の 業 種	小 売 業	278	266	279	▲7	▲2.4	12.1	1	0	0	0
	社会福祉施設	230	246	241	▲5	▲2.0	10.5	0	0	1	1
	旅館業	74	74	72	▲2	▲2.7	3.1	0	0	0	0
	飲食店	74	74	57	▲17	▲23.0	2.5	0	0	0	0
	ゴルフ場の専業	19	20	22	2	10.0	1.0	0	0	0	0
	ビルメンテナンス業	53	54	64	10	18.5	2.8	1	0	0	0
	警 備 業	25	27	28	1	3.7	1.2	0	1	0	▲1
	そ の 他	375	371	388	▲2	▲0.5	16.0	2	3	2	▲1
	小 計	1,128	1,152	1,132	▲20	▲1.7	49.1	4	4	3	▲1
合 計	2,286	2,360	2,306	▲54	▲2.3	100.0	13	16	11	▲5	

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和7年の合計は2,592人、令和6年は2,886人、令和5年は3,152人。

# 長野県内における労働災害の推移



### 令和7年における死亡災害事例

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	清掃・と畜業	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	産業廃棄物中間処理施設において、油圧ショベルを旋回させたところ、旋回範囲内にいた被災者が当該機械のカウンターウエイトと機械設備の間にはさまれた。
2	2月	卸売業	飛来・落下 玉掛用具	自動車解体工場において、移動式クレーンにより解体後の車体をつり上げたところ、高さ約3mの位置でつり具から外れ、玉掛け作業を担当していた被災者に激突した。
3	3月	食料品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ コンベア	ベルトコンベアを稼働させた状態で、ベルトコンベアに付着した汚れを除去していたところ、ベルトとプーリーの間に右腕が巻き込まれた。
4	4月	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	油圧ショベルにより道路の補修工事を行っていたところ、突然補修していた道路が崩落し、油圧ショベルごと崖下に転落した。
5	4月	電気機械器具 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ 動力機械	自動加工機械のメンテナンス作業を担当していた被災者が、意識不明の状態で、当該機械の外枠内に上半身を乗り出した姿勢で発見された。発見時、機械は停止していたが、後の調査で機械にはさまれて死亡したことが判明した。
6	5月	社会福祉施設	墜落・転落 階段	階段下の踊り場で、頭部を負傷し倒れている被災者が発見された。当時、建物全体が停電中であった。
7	5月	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	油圧ショベルにより仮設通路を整地していたところ、路肩から、油圧ショベルごと約50m転落した。
8	9月	土木工事業	交通事故 不整地運搬車	工事現場へ移動中のダンプ車両が、路肩から約10m転落した。

### 令和7年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
9	10月	索道業	激突され 立木等	胸高直径40cm、樹高約20mの栗の木をチェーンソーで伐木作業中、幹が裂け上がり落下、被災者に衝突した。
10	11月	土木工事業	墜落・転落 足場	橋桁の塗装工事を行うため、つり足場を組んでいたところ、高さ約7.5m下の湖に墜落した。
11	11月	農業	交通事故 乗用車	軽トラックで走行中、見通しの悪い交差点において左側から進入してきた自動車と出会い頭に衝突した。

事務連絡  
令和8年2月18日

建災防長野県支部  
各分会事務局長 様

建災防長野県支部  
事務局長

### 令和7年度分会収支計算書等の提出依頼について

平素より、当支部の業務運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度の東京国税局による建災防本部税務調査の結果を受け、県支部会計に、分会会計の取り込みが求められました。

当協会は、組織的に本部・支部・分会一帯の法人として取り扱われることから、税務に関する処理についても、本部において支部・分会の事業に係る部分を含めて税額を算定・申告し、一括して納付しなければなりません。

各分会様におかれましては、例年収支計算書及び決算書のご提出、及び税務報告にご協力頂いておりますが、今年度もご報告をお願いいたく存じます。

つきましては、下記のとおり今年度の会計報告をご依頼いたしますので、ご理解ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 提出書類

令和7年度 分会収支計算書

#### 2. 提出期日

令和8年4月6日(月)

報告様式(Excel)は後日送付いたします。

## 長野県土木施工管理技士会関係

- 1 令和7年度会費納入期限について **技士会資料1**
  
- 2 全国土木施工管理技士会連合会（全技連：JCM）に関する情報について
  - ① 令和7年度事務局長及び実務担当者合同会議について **技士会資料2**
  - ② 2026年度JCMセミナー開催予定について **技士会資料3**
  
- 3 令和8年度活動スケジュール（案）について **技士会資料4**

※「令和7年度事務局長及び実務担当者合同会議」の資料は、会議後に各支部あてにメールで送付します。

## 長野県土木施工管理技士会

差出人: 長野県土木施工管理技士会 <nagano-gishikai@r6.ucom.ne.jp>  
送信日時: 2025年9月30日火曜日 16:58  
宛先: '安曇野支部'; '伊那支部'; '更埴支部'; '佐久支部'; '松筑支部'; '上小支部'; '諏訪支部';  
'須坂支部'; '大北支部'; '中高支部'; '長野支部'; '南佐久支部'; '飯山支部'; '飯田支部';  
'木曾支部'  
件名: 【技士会】 納入御礼：令和7年度年会費・入会金について  
添付ファイル: 25納付書<別紙2>追加納入用.docx

長野県技士会  
各支部 ご担当者 様

日頃より技士会の運営にご協力・ご支援をいただきありがとうございます。

今年度の会費及び入会金納入依頼につきまして、お忙しい中、ご対応いただき誠にありがとうございました。  
納入いただきました金額、納入書・名簿につきまして、内容の確認を終えましたのでご報告いたします。

今後の入退会及び変更希望の方から提出いただきました届は、メールまたは FAX にて事務局へ提出をお願いします。

(昨年度提案にてご意見等ありませんでしたので、引き続き、「届」のみで良いです。) 入会届等について、都度・纏めてのご提出、どちらも大丈夫です。

なお、全技連から照会がある場合には、各支部様へ会員かどうか確認の連絡をさせていただきますので、ご承知おきください。

会費及び入会金納入時は、<別紙 2>追加納入 による報告をお願いいたします。また、入会者氏名について、メモ書きやメール文に記載いただきますと大変分かりやすいです。

納入期限は、令和8年3月13日(金)です。

※添付…6月に送付の納付書と同一です。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

長野県土木施工管理技士会  
事務局 川住・塩崎

# 技士会資料 2

## 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 令和7年度事務局長及び実務担当者合同会議 会議概要

開催日時 令和7年12月18日(木)午後1時15分から午後3時30分

会場 アルカディア市ヶ谷(オンラインでも開催)

出席者 別添出席者名簿参照[本県技士会 川住事務局長、塩崎主事(Web出席)]

### 【開催趣旨】

年1回の事務局長担当者の合同会議として、令和7年度の活動報告および令和8年度の計画・支援策、CPDS運用変更、各種講習・セミナー、国交省との意見交換、図書・論文・写真募集、運営予定等を共有する。

### 議 題

#### (1) 技士会連合会活動の現況について

- 会員数:連合会会員合計 2024年度末 114,423名(前年 113,167名から微増)
- CPDS 加入者数: 2024年度末 184,000余、2025年上半期末で19万人弱(前年から順増)
- 新規加入者・プログラム申請・学習履歴承認・証明発行はいずれも堅調に増加
- 監理技術者講習: 令和6年度 63回/約2,700人、令和7年度 計画64回(実績63回:宮崎の台風中止)
- JCMセミナー: 令和6年度 約1,900人、令和7年度は「施工事例から学ぶ施工管理論」と「コンクリート工事で高評価を受けるための講座」を開講、61回(対面+サテライト含む)
- DVDセミナー: 令和6年度 136回/6テーマ、令和7年度 127回/6テーマ予定
- 出版: 増刷⇒「CPDS 1-1 施工管理基礎論」「良いコンクリートを打つための要点」「第29回 土木施工管理技術論文報告案」「時間外労働時間削減の取り組み事例案」(10月発行)
- 国土交通省等との意見交換: 12/3開催(技術審議官ほか出席)主な提案議題: 時間外労働上限規制対応、インフラDX、改正資格制度
- 技術論文募集報告の募集・表彰: 第29回最優秀論文賞は5月の総会で表彰(国交省技官から授与)第30回は11/30締切、審査中
- JCMレポート: 奇数月1日付で隔月発行(行政動向・現場取組を掲載、バックナンバーはWebでDL可)

- 現地調査：9/16-17 北陸ブロックで能登半島震災復旧現場を視察（石川県技士会の協力を謝意）

## （2）令和 8 年度 技士会活動計画支援策

- a 意見交換会
  - 県・国事務所等との意見交換会（共催可）
  - 1 回 10 万円支援（同一議題での複数回実施する場合 2 回目以降は対象外）
  - JCM レポート掲載時は 10 万円追加支援（担当三橋部長と調整のこと）
- b 講習会・技術発表会
  - 区分イ・ロ・ハで各種支援
- c 人件費
  - 助成申請は令和 6 年度決算が 400 万円以下の技士会に限定
  - 支援上限の 3 分の 1、最大 35 万円
- d 指定事業
  - 技術伝承事業（OB 講師招聘の講演会等）に 10 万円
  - b の講習会等と重複可（資料は別途で提出）
- 実施されなかった場合の措置がある。
- 申請手続き・提出
  - 期限：令和 8 年 2 月 2 日（月）～2 月 27 日（金）
  - 申請：技士会オンライン画面から
  - 提出資料：事業内容が分かる資料、収支決算書（主要項目を入力/郵送可）
  - 提出先：亀井事務局長宛

## （3）CPDS 運用変更（2026 年度～）

- フェア・展示会等（携帯コード 105）の扱い：
  - 参加時間の管理ができないため、1 時間=0.5 ユニット、最大 2 ユニット
  - フェア内で講師対面講習（携帯コード 101）を並行実施する場合の取り扱いを見直し
  - 変更の背景：現行は 105 と 101 の重複承認が可能で、同日で講師対面の総時間を超えるユニット重複が発生
- 受講証明・申請の利便化：
  - 主催者プログラムには QR コード付き受講証明書のひな型を送付
  - 受講者はスマホで QR 読み取り→ID/PW 入力→証明書撮影・アップロードで申請完了
  - PC からの従来申請も可
  - 導入理由：スマホ申請要望の増加、誤申請防止（機能限定 UI）
  - 身分証明書で本人確認を行う講習会の運営規定に、ひな型利用による受講証明発行の必須化を追加

- 審査の自動化試験導入:
- OCRで氏名・プログラム番号の一致を自動照合し、承認スピード向上（優先審査の約3週間待ちを短縮）
- 読み取り不可は従来通り手動確認
- 手数料改定（2026年度）：
  - 背景：審査待ち解消に向け人員増・最低賃金上昇・労務/クラウド等ランニングコスト増、システム改修/新機能追加を計画
  - 個人ID：学習履歴証明書のみ値上げ（2023年値下げ前水準よりやや上乗せ）
  - 特定技能ID：更新手数料を5,000円→5,200円（税抜）に改定
  - プログラム申請手数料：一般企業を中心に100～300円値上げ
  - 公益法人は身分証による本人確認なしで受講証明書を発行する講習会（QR必須化していない）を値上げ対象
  - 運営方針：身分証確認や主催者代行申請へのシフトを促進

#### （4）監理技術者講習

- 実施状況（令和7年度）：
  - 連合会含む17技士会で実施
  - 受講者数見込みは前年より約300人減
  - 受講費：1人9,570円（減少により収入約300万円減）
  - 事業損益見込み：後年度で約-340万円
  - 全国の実受講者は毎年約14万人、連合会シェア約4%（2,000～2,300人程度）
  - 受講者推移：平成21年ピーク5,354人以降減少、5年周期の波は縮小傾向
  - 申込方法：IT申込と郵送申込併用（郵送約150件/年）
- オンライン講習の検討：
  - 他区間で開始事例あり
  - 本人認証・受講状況確認のシステム対応と経済性が見合えば実施を検討（実施可否は未定）
- 次年度計画（令和8年度）：
  - 実施予定：16技士会・年間62回
  - 受講受付：12月12日にWebで掲載・開始（調整中の会場は決まり次第掲載）。

#### （5）各種セミナー（令和8年度計画）

- JCMセミナー（2テーマ・）
  - 対面（原則1カ月4回以内）、対面＋サテライト（原則年3回以内）
  - 開催案内送付：DVDは2月中旬、JCMは4月上旬に各技士会へ
  - テーマ1：時間外労働削減の具体的取組事例（新テキスト「時間外労働削減のための現場での実践事例」10月発刊／小林顧問編集）

- テーマ 2: 建設工事で役立つ地盤・地質の知識（臼杵先生著書テキストに講義。遠方出張不可のため詳細はエントリー時に連絡）
- ユニット: 来年度はJCM1・2ともに4ユニット（今年度のJCM1は8ユニット）
- 講師の異動: 界講師は体調・高齢のため今期で引退、十河先生は当面休止（別途説明あり）
- DVDセミナー（6本予定）:
  - 現場の創意工夫2（継続）
  - 新規録画2本（今年度JCMセミナー収録）をDVD化（2番・3番）
  - 4番は継続録画版、5・6番は企画中（2月に詳細連絡・3月頭にサンプル動画予定）
- 実績（令和7年度）:
  - JCMセミナー: 61回/受講者2,329名（11月で終了、開催増に伴い受講者増）
  - DVDセミナー: 126回/受講者4,083名（11/30現在、残7回予定）
- 今後の大型企画:
  - 「良いコンクリート」の大改訂（2026/9着手～2028/9完了、出版後に2029年に新JCMセミナー開催予定）
  - 道路舗装セミナー企画（2027年改訂、2028年セミナー予定）
  -
- 手数料支払:
  - 開催技士会へ月末に支払。JCM1・2の形態コードは同一のため手数料も同額

## （6）令和7年度 国土交通省との意見交換

- 12/3（水）新橋カンファレンスセンターで実施（技監、技術審議官ほか出席）
- 連合会からは会長・理事・幹事等が参加
- 内容:
  - 国交省情報提供: 土木工事における賃金・労働時間等の実態調査 業務委託におけるスライド制度の運用
  - 連合会からの提案事項（書面意見交換）: 時間外労働上限規制への対応 インフラ分野のDX 改正資格制度

## （7）図書・論文・写真募集

- 図書（2025年度）:
  - 総印刷: 10,400冊（6種類。例: 「良いコンクリート」「時間外労働削減のための現場での実践事例等」）
  - 2026年度の新規予定は未定
  - 来年度使用予定の事前集計:
    - 各技士会へメールで使用冊数の申告依頼（自主講演・セミナー分含む）
    - 4月印刷に反映。大量（500～1,000冊等）は申告必須

### (8) 技術論文募集 (第 30 回)

- 11月30日に締切。受理した95編(論文38編、報告57編)の一次審査中
- 今後: 審査委員会で最優秀・優秀・インフラDX賞を決定。受賞者はWeb/JGMレポート掲載、最優秀は総会で表彰
- 現場の失敗(第25回): 33編応募(増加)
- 時間外労働削減の実践事例募集: 11編(今年度まで。来年度は募集停止)

### (9) 土木写真コンテスト (第 13 回)

- 昨年は百数十点、今年は現時点35点(12/31締切、Web応募可、最優秀賞5万円)

### (10) 令和8年の運営予定・その他連絡事項

- 年間運営: 例年どおり月の構成は変更なし
- 定時総会: 令和8年5月29日
- 事務局長・担当者会議: 令和8年12月18日(金)に開催予定
- JGMレポート特集配布:
  - 新コンクリート冊子: 11月発刊・4万冊配布済
  - アスファルト舗装冊子: 1月号同封・40,500冊配布予定
  - 地盤・地質の連載継続(今回第2回)。将来単行冊子化を検討
  - 各議会紹介ページ: 年1回ペースで担当者へ執筆依頼、メールで原稿提出
  - 現場最前線: ブロック別に事務局長へ依頼。執筆協力をお願い
- 人事報告(36ページ様式):
  - 会長・事務局長・担当者の交代時は様式に記入しメール/FAXで速やかに提出
  - 会長の所属会社・住所・連絡先の記載漏れに留意
  - 担当者間で直接やり取りしている場合も、正式に交代届を提出

### (11) 各技士会からの質問への回答

#### 北海道技士会: 書籍・テキスト改訂予定について

- 背景・課題の集約
  - 10年近く改訂されていないテキストがあり、法令・統計・事例が古いとの現場講師からの指摘
  - 講師が不足情報を自前資料で補完する負担が発生
- 維持管理基礎講座(1 道路舗装編~4 道路トンネル編)の改訂状況と今後の予定
  - 道路舗装編(1)
  - 現況: 日本道路建設協会(道建協)へ改訂依頼済(令和7年9月訪問)
  - 国交省基準改訂: 令和8年度
  - 改訂実施: 令和9年度にテキスト改訂

- 発行・展開：令和10年度に改訂版発行、付随セミナー開催予定
- 課税編（2）
- 現況：令和3年7月に一部情報変更済
- 道路構編（3）
- 現況：橋りょう調査会にセミナー依頼時の内容査読を実施
- 改訂履歴：令和5年7月、査読指摘を反映し一部情報更新
- 方針：今後も定期的に査読依頼し改訂継続
- 道路トンネル編（4）
- 現況：現在改訂予定なし
- 方針：時期を見て廃刊予定

#### 新潟県技士会：監理技術者講習の講師単価見直し

- 提起内容
  - 対面講習の効果を踏まえ、講師謝金（単価）の据え置き是正を要望（物価・人件費上昇、他機関との水準差）
- 全体意見状況（管理者講習実施17議員会の回答集約）
  - 単価引き上げ賛成：4（理由：物価上昇、人件費高騰、長期据え置き）
  - 現状維持：5（理由：他講習との横並び、地域水準との整合）
  - どちらでも良い・意見なし：7
- 対応方針
  - 現行事業で赤字が大きい状況
  - 今年度の結論は困難、来年度に関連技士会との情報交換と収支勘案の上で方針決定

#### 兵庫県技士会：JGMセミナーのクラウド配信方式要望

- 要望の趣旨
  - 記録媒体（DVD/USB）受け渡しからクラウド一括ダウンロードへの移行で業務効率化・事前視聴性向上を図りたい
  - ストリーミング同時配信は想定せず、認証付きダウンロードでの代替を希望
- 連合会側のメリット・デメリット整理
  - 技士会のメリット：物理管理の手間削減（受け渡し事務軽減）事前確認容易（画面プレビュー）即時性（発送待ち不要）画質向上（DVD規格制約の解消）
  - 連合会のメリット：一斉配信効率化（発送コスト・手間削減）バージョン管理即応（訂正をサーバーで即時反映）利用状況の可視化（講師会別管理）
  - 技士会側のリスク：通信・機材要件（ネット環境脆弱会場、PC容量・ネット接続必須）
  - 連合会側のリスク：コスト構造変化（初期約10万円、月額1～10万円程度の可能性、配信帯域費が継続発生）サポート負荷増（接続・再生不具合の技術問い

合わせ対応体制が不足) 著作権・ライセンス制約(日本マルチメディアエキ  
ップメントとの契約上、データ流出時の損害賠償リスク)

- 結論・現時点の方針
  - ライセンス契約上、一括ダウンロードは不可でストリーミング方式のみ許容との相手先回答
  - ネット環境担保と現場トラブル対応体制の整備が前提条件
  - 現行(物理媒体)方式を当面継続
  - 兵庫県側ではダウンロード前提の再検討を要望、連合会は契約制約下で前向き検討の含みを持ちつつ現行維持

#### 埼玉県技士会：国交省との意見交換に関する情報共有(事前送付無し)

- 提案テーマの位置づけ
  - 2024年問題(時間外労働上限規制への対応)
  - 現場の実態把握(書類過多、設計と現場の不一致等の構造的要因)を踏まえ、業務負担軽減による時間外削減を要請
  - インフラ分野のDX推進
  - 旗振りに対する現場のギャップを踏まえた具体的障壁の指摘と改善要望
  - 資格制度改正(一次・二次化、技士補創設)と活用促進
  - 技士補(特に2級)の現場・制度・入札上の位置づけ強化の余地について深掘り提案
- 回答の公開方針
  - 国交省回答は非公式な意見交換の性質上、公表不可(公式回答は「提案を参考に施策に反映」)
  - 提案趣旨は提案書で確認可能(JJMシステム上で周知案内予定)
- 追加要望(埼玉県)
  - 時間外労働上限対応の提案趣旨をより分かる形での開示・説明を希望

#### GPDSユニット付与の取り扱い(JCMセミナー)

- 現行ルール
  - 指定管理テキスト(GPDSワン～スリー、維持管理編1～4)使用:1時間あたり2ユニット 指定テキスト以外を持ち込む場合:1時間あたり1ユニット
- 今後の見直し・講師体制
  - 道路舗装編の早期見直しに伴うセミナーは2ユニット扱い
  - 講師体制の変更(堺・十河講師が現場から退く)
- 公平性の観点(補足)
  - 制度成熟に伴い、JCMのみの「倍付け」拡大は公平性に欠けるため現状維持が基本
  - 他主催者水準との整合を重視し、追加増加の予定なし

### 奥野会長挨拶（要旨）〈会議最後に来場〉

- 年末の多忙な中での参集への謝意、各技士会運営の中心的役割への敬意
- 年間の自然災害（豪雨・猛暑・地震）への現場対応に対する会員技士への感謝
- 令和7年度補正予算の成立と国交省関連事業費約5.7兆円規模（国土強靱化等）への期待
- 発注者経由で現場展開、技士の活動環境整備が重要
- 連合会活動は概ね順調、課題の克服と来年の一層の協力を要請
- 強い国づくりとインフラ整備・管理の充実に向けた決意表明

# 技士会資料 3

令和8年度 JCM講習会 エントリーシートNo.1

【小林講師セミナー】

提出日:

技士会名: 長野県土木施工管理技士会

担当者名: 川住淳一郎

## 1.令和8年度 JCMセミナー【1】

ユニット :	4ユニット
タイトル :	時間外労働削減に向けて「～具体的取組み事例をもとに～」
テキスト :	「時間外労働削減のための現場での実践事例」+サブテキスト
講師 :	小林 正典 講義時間 : 13時00分～17時00分(予定)

## 2.セミナースケジュール(対面+サテライト・・・3回、対面・・・14回、計17回)

回	月	日(曜日)	会場	決定技士会会場並びにエントリー可能日		
1	6月	16日(火)～18日(木)	対面会場	16日(火)	17日(水)	18日(木)
2		25日(木)	対面メイン会場 サテライト会場	奈良県技士会会場 25日(木)		
3	7月	6/30(火)～2日(木)	対面会場	6/30(火)	1日(水)	2日(木)
4		7日(火)～9日(木)	対面会場	7日(火)	8日(水)	9日(木)
5		14日(火)	対面メイン会場 サテライト会場	大阪府技士会会場 14日(火)		
6		21日(火)～23日(木)	対面会場	21日(火)	22日(水)	23日(木)
7	9月	1日(火)～3日(木)	対面会場	1日(火)	2日(水)	3日(木)
8		8日(火)～10日(木)	対面会場	8日(火)	9日(水)	10日(木)
9		15日(火)～17日(木)	対面会場	15日(火)	16日(水)	17日(木)
10		29日(火)～10/1日(木)	対面会場	29日(火)	30日(水)	10/1(木)
11	10月	6日(火)～8日(木)	対面会場	6日(火)	7日(水)	8日(木)
12		14日(水)～16日(金)	対面会場	14日(水)	15日(木)	16日(金)
13		20日(火)～22日(木)	対面会場	20日(火)	21日(水)	22日(木)
14		27日(火)～29日(木)	対面会場	27日(火)	28日(水)	29日(木)
15	11月	11日(水)	対面メイン会場 サテライト会場	香川県技士会会場 11日(水)		
16		17日(火)～19日(木)	対面会場	17日(火)	18日(水)	19日(木)
17		25日(水)～27日(金)	対面会場	25日(水)	26日(木)	27日(金)

※対面メイン会場は、運営等の都合で事前に各技士会打合せを実施して決めさせて頂いております。

注)0月00日( )～00日( )対面会場は、その中の1日が開催可能日です。3日間開催ではありません。よって、1つの技士会が開催出来ます。他の期間も同様です。

※サテライト会場は、WEB回線は原則有線LANと致します。(設備状況等はお相談下さい)

※対面+サテライト会場の技士会は4月以降設備等調査予定です。(日本マルチメディアにて)

## 3.エントリー記入表

テーマ No	会場	開催希望月日【○/□( )】			備考欄 ※要望・条件など
		第1希望	第2希望	第3希望	
【1】	対面会場	7/7(火)			長建ビル
	サテライト会場	11/11(水)			松筑建設会館

## 4.コメント記入欄

---



---



---

令和8年度 JCM講習会 エントリーシートNo.2

【宇津木講師セミナー】

提出日:

技士会名: 長野県土木施工管理技士会

担当者名: 川住淳一郎

1.令和8年度 JCMセミナー【2】

ユニット : 4ユニット
タイトル : ~建設工事で役立つ地盤地質の知識~
テキスト : 「改訂新版 建設工事と地盤地質」+サブテキスト
講師 : 宇津木 慎司 講義時間 : 13時00分~17時00分(予定)

2.セミナースケジュール(対面+サテライト...3回、対面...9回、計12回)

回	月	日(曜日)	会場	決定技士会会場並びにエントリー可能日		
1	6月	23日(火)~25日(木)	対面会場	23日(火)	24日(水)	25日(木)
2		30日(火)	対面メイン会場 サテライト会場	神奈川県技士会会場 30日(火)		
3	7月	7日(火)	対面メイン会場 サテライト会場	茨城県技士会会場 7日(火)		
4		14日(火)~16日(木)	対面会場	14日(火)	15日(水)	16日(木)
5	8月	29日(水)~31日(金)	対面会場	29日(水)	30日(木)	31日(金)
6		1日(火)~3日(木)	対面会場	1日(火)	2日(水)	3日(木)
7	9月	15日(火)~17日(木)	対面会場	15日(火)	16日(水)	17日(木)
8		13日(火)~15日(木)	対面会場	13日(火)	14日(水)	15日(木)
9	10月	27日(火)~29日(木)	対面会場	27日(火)	28日(水)	29日(木)
10		4日(水)~5日(木)	対面会場	4日(水)	5日(木)	
11	11月	17日(火)~19日(木)	対面会場	17日(火)	18日(水)	19日(木)
12		26日(木)	対面メイン会場 サテライト会場	山梨県技士会会場 26日(木)		

※対面メイン会場は、運営等の都合で事前に各技士会打合せを実施して決めさせていただきます。

注)0月00日( )~00日( )対面会場は、その中の1日が開催可能日です。3日間開催ではありません。よって、1つの技士会が開催出来ます。他の期間も同様です。

※サテライト会場は、WEB回線は原則有線LANと致します。(設備状況等はお相談下さい)

※対面+サテライト会場の技士会は4月以降設備等調査予定です。(日本マルチメディアにて)

3.エントリー記入表

テーマ No	会場	開催希望月日【○/□( )】			備考欄
		第1希望	第2希望	第3希望	※要望・条件など
【2】	対面会場	10/14(水)			長建ビル
	サテライト会場				

4.コメント記入欄

---



---



---

## 技士会資料 4

### 長野県土木施工管理技士会 令和8年度活動スケジュール(案)

開催日	内容	開催場所
4月28日	第1回役員会・会計監査	長建ビル
6月9日～11日	1級土木技術検定一次受検講習会	伊那建設会館
6月17日	第42回通常総会	シャトレーゼホテル長野
7月7日	JCM セミナー第1回(対面)	長建ビル
7月中旬	新旧役員会	未定
9月8日～9日	1級土木技術検定二次受検講習会	松筑建設会館
9月29日～10月1日	2級土木技術検定(一次・二次)受検講習会	上小窪設会館
10月14日	JCM セミナー第2回(対面)	長建ビル
11月11日	JCM セミナー第3回(サテライト)	松筑建設会館

※主な予定のみ掲載。

#### 【その他】

- 令和8年度に技士会役員の改選を予定。本年3月中旬までに理事の選出依頼を发出。
- 令和8～9年度に当県技士会が関東ブロック技士会連合会の会長県となる予定。

## 女性部会全体会議 次第

日 時：令和8年2月20日（金）  
15時00分～  
場 所：ホテルメトロポリタン長野

1. 開 会

2. 換 拶  
依田副会長

小宮山部会長

3. 会議事項

(1) 令和7年度活動報告について（県部会）・・・・・・・・・・資料No.1

(2) 令和8年度活動計画について（県部会）・・・・・・・・・・資料No.2

(3) 令和7年度活動報告・8年度活動計画について（支部）・・・資料No.3

(4) その他

4. 閉 会

○ 懇親会 17:00～

女性部会全体会議 出席者

令和8年2月20日(金)

支部名	役職名	氏名	会社名	会議	懇親会	宿泊	備考
	担当副会長	依田 幸光	㈱木下組	○	○	○	
南佐久	副部会長	竜野 麻美	畑八開発㈱	○	○	×	
佐久	部会長	小宮山 弘子	小宮山土木㈱	○	○	○	
上小	部会員	石塚 夕起	㈱宮下組	○	○	×	
諏訪	部会員	新保 典子	諏訪支部事務局	×	×	×	
伊那	部会員	矢澤 稚希	伊那支部事務局	×	×	×	
飯田	副部会長	勝野 久美恵	神稲建設㈱	○	○	○	
木曾	部会員	奥田 亜美	奥田工業㈱	○	○	○	
松筑	部会員	中原 佳代	㈱大原建設	×	×	×	
安曇野	副部会長	猿田 真由美	猿田建設㈱	×	×	×	
大北	部会員	倉科 里絵	㈱相模組	○	○	○	
更埴	部会員	佐藤 有希子	㈱有起	○	○	×	
須坂	部会員	勝山 和子	㈱北條組	○	○	×	
中高	部会員	荒井 加代子	㈱下田土建	○	○	×	
長野	副部会長	吉村 亜美	飯島建設㈱	○	○	×	
飯山	部会員	佐藤 真奈美	㈱サンタキザワ	×	×	×	
事務局	総務部長	永原 祐二		○	○	×	
"	常務理事	岩下 康之		○	○	×	
"	主事	吉越 身和子		○	○	×	
				14名	14名	5名	

## 令和7年度 県協会女性部会活動報告

1. 全体部会の開催 第1回 (2/20)
  - ・正副役員会 (①5/21、②12/16)
  - ・女性部会設立10周年記念事業の企画検討小委員会 (④5/21、⑥7/9、⑧11/7、⑩12/16)
  - ・ブロック会議 (北信、中信)
  
2. 女性部会主催現場見学会
  - ・9月17日(水) 松本市広城公園陸上競技場建設工事 (63名参加)
  
3. 女性部会設立10周年記念行事
  - ・10周年記念イベント 令和7年11月7日(金) 10:00～ (105名参加)
  - ・建設女子(インタビュー冊子)Vol. 3を製作 (10周年記念を含む内容)
  - ・10周年記念配布グッズの製作
  
4. ホームページ掲載
  - ・建設業で働く女性のインタビュー、県部会・支部部会活動の掲載  
2/10 現在 (延102名)
  
5. 支部女性部会の活動促進について
  - ・令和7年度支部部会活動計画による
  
6. 県職員建設女性の会との活動 (適宜)
  
7. その他 (協力依頼：正副部会長他)
  - ・埼玉県建設業協会女性部会との意見交換会 (R7. 7. 28)
  - ・第7回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検 (R7. 9. 12)
  - ・おかやま建設産業女性ネットワークとの意見交換会 (Web) (R7. 10. 8)
  - ・けんせつ小町と語る長野で暮らす働く魅力発見座談会 (建設部主催) (R7. 11. 22)
  - ・長野高専3年生との建設業意見交換会 (R8. 1. 29)
  - ・建設部との意見交換会 (青年部会) (R8. 2. 10) (正副部会長)
  - ・県内中学生の「職場体験学習・防災学習」への参加 (青年部会) (5/23, 29, 10/17, 11/5)

## 令和8年度 県協会女性部会活動計画

1. 全体部会の開催 第1回（6月18日合同委員会）、第2回（3月）
  - ・正副役員会（適宜開催）
  - ・ブロック会議
2. 女性部会主催現場見学会（9～10月頃）
  - ・
3. 女性のための基礎知識セミナーについて（11～1月頃）
  - ・
4. ホームページ掲載
  - ・建設業で働く女性のインタビュー、県部会・支部部会活動の掲載
5. 支部女性部会の活動促進について
  - ・令和8年度支部部会活動計画による
6. 県職員建設女性の会との活動（適宜）
7. その他（協力依頼：正副部会長他）
  - ・建設部との意見交換会（青年部会）
  - ・長野高専3年生との建設業意見交換会
  - ・県内中学生の「職場体験学習・防災学習」への参加（青年部会）
  - ・（誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検）
  - ・（高校新任教員研修（総務委員会））
  - ・（信大工学部 土木工学科との意見交換会への参加（総務委員会））

令和7年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
南佐久	7月16日	第1回女性部会役員会	
	10月9日	職場体験学習 佐久程中学校 青年部主催への参加協力	
	10月17日	防災学習 川上中学校 青年部主催への参加協力	
	2月上旬	第2回女性部会役員会	
佐 久	7月3日	第1回佐久支部女性部会役員会	活動報告と活動計画
	(未定)	東信ブロック会議	
	8月26日	視察見学会 (意見交換会)	野沢児童館 (建築)
	8月末	佐久支部女性部会 (もしくは役員会)	活動報告
上 小	5月19日	令和7年度 第1回上小けんせつ千夜会	
	7月31日	県の現地機関との意見交換会	
	10月	自主パトロール	
	11月	苦玉作り (予定)	
	12月	年末パトロール	
	2月	セミナー (予定)	
	3月	年度末パトロール	

令和8年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考
南佐久	6月上旬	第1回女性部会役員会	
	9月	協会パトロールへの参加	
	11月	メンタルヘルス講習会	
	2月	第2回女性部会役員会	
	時期未定	視察見学会 小舞高校改修工事とその他土木現場予定	
佐 久			
上 小	5月	令和8年度 第1回上小けんせつ千夜会	
	7月	県の現地機関との意見交換会	
	9月	安全・安心イベント	

令和7年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
諏 訪	4月頃	◎ 第1回 女性部会議 令和7年度の活動について	
	随 時	セミナー・レクリエーション 等	
伊 那	6/18	青年部との意見交換会 (懇談会)	
	7/10	第1回女性部会 ・委任状交付 ・自己紹介・令和7年度活動計画 ・ミニ意見交換会	
	12/4	第2回女性部会 技術講習会 県技士会理髪研究会 (伊那) に参加	
	2/未	第3回女性部会 令和7年度の振り返り	
飯 田	4月25日	第1回 総会 (レクリエーション・懇談会…青年部と顔合わせ)	飯田建設会館 (3F-13F)
	6月20日	健康管理元気回復スポーツ大会	飯友会と共催
	8月初旬	地域ボランティア活動	建築士会と共催
	10月16日	※部会員増員企画	
	11月初旬	中学校「運動体験・キャリア教育」 (飯田東中学校 予定)	青年部会と共催

令和8年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考
諏 訪	4月頃	◎ 第1回 女性部会議 令和7年度の活動について	
	随 時	セミナー・レクリエーション 等	
伊 那	8月	・全体会議/第1回女性部会 委任状交付・自己紹介・令和8年度活動計画について	
	未定	・第2回女性部会 懇談見学会 (未定)	
	未定	・第3回女性部会 講習会 (未定)	
	2月	・第4回女性部会 令和8年度振り返り	
	未定	・伊那支部青年部会との懇談会	
飯 田			

令和7年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備考	
木 曽	5月28日 6月13日	令和7年度第3回木曽支部女性部会 13名 木曽青峰高校 測量丁設置講習 現場代理人会講師 20名 女性部会 8名 高校生28名		
	7月9日 10月2日 10月9日	現場見学会(木曽青峰高校と合同)13名 木曽町日義(砂)尻平沢=女性部のみ 木祖村萩原(砂)原勝沢=合同  刈払機取扱作業者安全衛生教育の受講 刈払機取扱講習(学科) 刈払機取扱講習(実技) 受講希望者(木曽青峰高校と合同で受講)		
松 筑	4月19日	古民家再生現場見学会への参加 主催:安曇野支部 女性部会	現地16名 / お7月5名	
	5月19日	令和7年度 女性部会 定期総会・懇親会	22名	
	10月21日	現場技術研修会 『リニア中央新幹線 トンネル工事』青木川工区 主催:長野県建設協会の松筑支部 代人会 共催:長野県土木施工管理技士会 松筑支部 長野県建設協会の松筑支部 女性部会	40名予定 (女性部会員以外を含む)	
安曇野	4月11日	令和7年度第1回支部女性部会 8名	中宿各支部との合同開催 総数34名/お7月16名	
	5月28日	令和7年度第2回支部女性部会 7名		
	6月19日	古民家再生薄給工事現場見学会 11名 座学(安曇野建設業会館)と現場(安曇野市内)		
	7月18日	現場見学会の反省会・懇親会 11名		
	9月13日	アキアピアふれあいデー 3名 建設協会の就業体験コーナー		
	9月17日	県女性部会現場見学会 4名		技士会支部会員を兼ねる
	9月30日	県技士会現場見学会 4名		
	10月21日	防災防安曇野分会現場研修①		
	10月21日	防災防安曇野分会現場研修②		
1月下旬	安曇野建設事務所との懇談会	参加予定		
2月		予定		

令和8年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備考
木 曽	5月	令和8年度第4回木曽支部女性部会	
	6月	木曽青峰高校 測量丁設置講習	
	7月	現場見学会	
	10月	刈払機取扱講習 *受講希望者(木曽青峰高校生と合同で受講)	
松 筑	6月末	松筑支部女性部会 令和8年定期総会・懇親会  松筑支部代人会 女性部会・技士会 合同現場技術研修会	松筑建設会館  見学会場未定
安曇野			

令和7年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
大 北	4月22日	・第1回 役員会 年間計画について 部会員増員について	安曇野支部主催 (大北9名参加)
	6月19日	・古民家再生路地工事現場見学会	
	9月2日	・第2回 役員会 活動内容詳細について	
	9月25日	・アレチウリ駆除 (ボランティア活動)	
	9月26日	・第1回中宿ブロック会議	
	10月8日	・普通救命講習 (第2回現場代理人研修会)	
	11月7日	・女性部会設立10周年記念式典・講習会	
	3月6日	・第2回中宿ブロック会議 県部会活動報告 各支部活動内容報告 次年度活動計画	
	3月11日	・支部女性部会全体会議 活動報告・活動計画、意見交換会 (研*レポート:個人レポート)	
	更 埴	令和7年 7月25日	
令和8年 2月頃		・「女性が働くためには」 ・「女性が家事、子育て、介護などをしてながら働くためにはどのようなことがあり、何が必要か 話しあおう」 ・「来年度の活動について」	
須 坂	4月24日	・春の道障清掃への参加	須坂、支部 防災防主催 支部
	10月7日	・合同現場パトロールへの参加	
	3月19日	・令和7年度活動報告 令和8年度活動計画について	
	通年	・県女性部会主催の現場見学会への参加	
	通年	・県女性部会主催の各種セミナーへの参加	

令和8年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考		
大 北	4月	・役員会			
	6月	・現場見学会 サントリー水工場 大町ダム等再編土砂輸送トンネル 白馬村 グイラ研鑽工事 のうちいずれか			
	9月	・河川維持ボランティア			
	9月	・第1回中宿ブロック会議			
	月～	・勉強会 (AI活用 全3回 (お成会活用について))			
	3月	・第2回中宿ブロック会議			
	3月	・全体会議			
	随時	・技士会、青年部等の行事参加			
	更 埴				
須 坂	4月	・春の道障清掃への参加	須坂、支部 防災防主催 支部 支部		
	10月	・合同現場パトロールへの参加			
		・支部女性部会研究会/現場見学会の開催			
	3月	・令和7年度活動報告 令和8年度活動計画について			
		・県女性部会主催の現場見学会への参加 ・県女性部会主催の各種セミナーへの参加			

令和7年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考	
中 高	5/16	第1回 支部女性部会		
	5/28	中学校職場体験学習 (中野市 高社中学校)		
	5/29	同上 (中野市 中野平中学校)		
	未定 (10/22)	立憲館高校 懇話見学会 (校士会に同行) ・・・開催が合わず、不参加		
	12月～3月	第2、3回 支部女性部会 (試案中)		
長 野	5月	R7年度第1回女性部会 ・今年度の活動について ・長野市主催「地域まるごとキャンパス」について	今年から長野市協会で参加 女子生徒代表	
	6月	長野工業高校土木学科 丁張実習 土木委員会主催 わずーぱーとして参加	20名参加	
	6月	定信アツク現場見学会・北信アツク会館 川中島建設院 篠ノ井横田及び小森地区浸透対策・堤防強化工事		
	6月～8月	長野市主催「地域まるごとキャンパス」参加 (作り作成・説明会・現場見学会開催2ヶ所等)	高校生対象 参加2名	
	9月	県協会現場見学会参加 松本平広域公園陸上競技場施設工事		
	10月	R7年度第3回女性部会 ・長野工業高校建築学科 講演・座談会について		
	11月	・長野市行政懇談会について		
	11月	長野工業高校建築学科講演(予定)	授業の1時限使用 建築委員会と合同出席	
	12月	長野市行政懇談会		
	12月	長野工業高校建築学科 研平社員との座談会 (予定)	建築委員会と合同開催	
			正副支部長・委員長・部会委員 今年度の活動状況報告	部会長出席

令和8年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考
中 高	5月下旬 (?)	中学校職場体験学習 (中野市)	
	6月 中旬～下旬	第1回女性部会	
長 野	5月	R8年度 第1回女性部会	
	6月	長野工業高校土木科 丁張実習 土木委員会 わずーぱーとして参加	女子生徒代表
	6月～7月	現場見学会	
	10月	R8年度第2回女性部会	
	11月	長野市行政懇談会	建築委員会と合同出席
	11月	R8年度第3回女性部会	
	12月	長野工業高校建築学科 座談会	建築委員会と合同開催
	12月	長野支那 正副支部長・委員長・部会委員 部会評出席	
	1月	長野工業高等専門学校 座談会	県協会女性部会開催

令和7年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
飯 山	5月28日	第1回支部女性部会 ・令和7年度活動計画について	
	6月27日	現場見学会（川中島臨設館）	北信ブロックにて開催
	7月31日	現場見学会（藤巻建設）	
	8月7日	除雪車操作体験（農林高校）	技士会主催
	9月4日	現場見学会（農林高校）	技士会主催
	3月予定	第2回支部女性部会 ・令和7年度活動報告会	

令和8年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考
飯 山			

# 長野県建設業協会 女性部会

## R7年度 活動報告

### 女性部の組織

任期：R6/04/01-R8/03/31

女性部会長 小宮山弘子：(株)小宮山土木

副部会長 竜野麻美：(株)畑八開発

勝野久美恵：(株)神和建設

猿田真由美：(株)猿田建設

吉村聖美：(株)飯島建設の4名

ほか県内各支部の女性部代表10名の計15名

### 主な活動内容

#### 部会及び地区ブロック会議

- 年2回の部会と4地区でのブロック会議で活動の報告や今後の打合せ等を行います。

#### 女性職員向け現場見学会

- 長野県内の建設会社で働く女性職員向けに現場見学会を行っています。  
R7.9.17 松本平広域公園陸上競技場建設工事 (63名参加)

#### 女性部会設立10周年記念式典の開催

- 平成27年7月に設立、今年度10周年を迎え、記念式典を開催しました。  
記念講演：元女子バレーボール日本代表 大山加奈氏  
記念上映：「女性部会のこれまで」[フォーラムディスカッション]  
(参加者 各支部88名、建設部等6名) (式典企画小委員会 延7回開催)

#### 長野県の建設女子インタビュー (HP)

- 女性部会のHPにて、月に1回 (毎月10日更新)、長野県内の建設業で働く女性のインタビューを紹介しています。(R8.2.10現在 延べ102名)

#### 職場体験学習 (中学校対象)

- 県建設業協会青年部と協力し、中学生を対象とした建設業の魅力や役割を伝えています。(R7.5/23 高社中学、5/29 中野平中学、10/17 川上村中学、11/5 飯田東中学)

#### 誰もが働きやすい現場環境づくりに向けた現場点検

- 県建設部(技術管理室)と協力し、将来の対应手確保のための労働環境整備(夏期、冬期)のための現場点検を行っています。

R7.9.12 東信：上田建設事務所管内

(上田市尾野山地すべり対策工事、長野大学新糧工事、R18坂城東郷BP棚田地区)

#### 長野工業高等専門学校生との意見交換会

- 青年部会と協力し、就職活動前の長野高専3年生の学生と、建設業の仕事と働き方について意見交換をしています。(R8.1.29:37名)

#### 建設女子冊子・2wayバッグの配布

- 建設女子インタを掲載した冊子(10周年記念版vol.3)および2wayバッグを配布中です。

〒380-0824

長野県長野市南石堂1230

長隆ビル内

026-228-7200

Info@choken-woman.jp

https://choken-woman.jp/

### 女性部会の概要

代表者：木下 修

(長野県建設業協会 会長)

設立：平成27年7月30日

構成員：会員企業の女性経営者・職員

構成員：15名 (15支部)

(令和7年6月現在)

女性部会HP



建設女子インタビュー



動画「建設の仕事 ～現場で働く女性たち～」

### 部会長あいさつ

長野県建設業協会女性部会の活動に興味を持って頂き、誠にありがとうございます。お陰様で本女性部会は令和7年7月に設立10周年を迎えることとなり厚く御礼申し上げます。  
 本部の活動に加え、現在地区ブロック会編が主体となり各支部でも活発に活動しています。建設業を取り巻く変化に本会が問題解決の一助となれば光栄です。  
 これからも地域に根付いた活動により、人と人のつながりを創出し、建設業で働く女性、そして建設業に関わるすべての人の安心安全の環境づくりに貢献していきたいと思ひます。



婦見学会

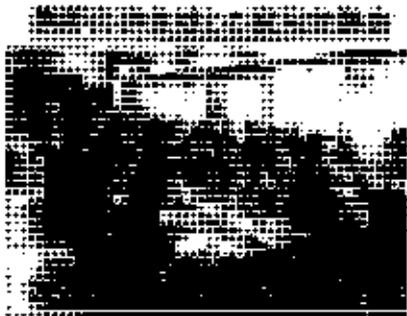
### 女性部会 設立10周年記念式典



R7.9.17松本平広城公園陸上競技場建設工事



R7.11.7開催（長野市ホテル国際21）



R8.1.29（男子27名、女子10名）

### 誰もが働きやすい現場点検



R7.9.12 上田市内ほか

### 職場体験学習（中学生対象）



R7.5.23 中野平中学校

### 設立10周年記念オリジナルグッズ



・YOJOテープ（2種類）  
 ・キーホルダー



### 建設女子冊子Vol.3



### 『建設女子』2wayバッグ



## 会 員 異 動

令和8年2月

2月25日現在 505社

## 《退 会》

支 部	会 社 名	代 表 者	所 在 地
安曇野	有限会社 関 組	藤原 長雄	安曇野市堀金烏川 879-1

## 《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
木 曾	株式会社 宮地組	宮地 利明	宮地 潤一

- △ 相当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事
- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 相当副会長
- ※ 常任理事

2月行事予定表

2月25日現在

日	曜日	協 会	団 連
16	月		
17	火		
18	水	◎▲◇■ ●■ 青年部会-市川篤志氏との懇談会-pm (協会) 支卸事務局長等会座 10:00 (協会)	
19	木		◎● 全産 理事会・工事現場見学会 11:30 (東京建設会館)
20	金	▲■ 女性部会 15:00 (小味'野'長野)	
21	土		
22	日		
23	月	天島誕生日	
24	火		
25	水	◎○◇●■ ◎○※◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 13:15 (協会)	
26	木	▲ ◎◇ 施工・品質確保分科会 10:00 (協会) 知事面会 12:00 (県庁)	
27	金		
28	土		● 西次五條県政報告会 11:00 (国際21)

- |   |         |   |         |
|---|---------|---|---------|
| ★ | 期 間     | △ | 担当常任理事  |
| ◎ | 分 会     | ◇ | 特 任 理 事 |
| ○ | 副 会 長   | ● | 専 断 理 事 |
| ▲ | 正 副 会 長 | ■ | 常 務 理 事 |
|   | 会 任 理 事 | □ | 監 事     |

3月行事予定表

2月26日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	日		
2	月	◎▲◇●■ 職員面談 13:00 (協会)	
3	火	▲● 技術力の確保・向上分科会 10:30 (協会)	▲● 試験所運営委員会 13:30 (厚北館)
4	水		
5	木		
6	金	◇ 防災防本部との打合せ 16:00 (東京部)	
7	土	下期 建設業経理士検定試験準備 (松城建設会館、JA長野県ビル)	● 国民党県連合同会議 10:30 (シブレイブ新館)
8	日	下期 建設業経理士検定試験 (松城建設会館、JA長野県ビル)	
9	月	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○◇●■ 建設労連との懇談会 13:00 (協会) ◎○◇●■ 県土強靱化研究会との意見交換会 17:00 (国際21)	
10	火		▲ 国スポ募金・協賛推進委員会 14:30 (県庁)
11	水	▲◇■ 維持管理・危機管理分科会 10:30 (協会)	◎ 全建協連正副会長会議 12:00 (東京建設会館)
12	木		建設業振興基金参与会 11:00(東京ﾌﾞﾘｯｼﾞ) 防災防理事会 12:40(東京ﾌﾞﾘｯｼﾞ) 福祉共済団都道府県会長会 15:10(東京ﾌﾞﾘｯｼﾞ)
13	金	▲◇■ 建設政策委員会 14:00 (坂田建設会館)	◎● 全建 理事会、協議員会 12:00 (経団連会館) ● 建設共 運営委員会・評議員会 15:30 (ベネッセ日本橋)
14	土		
15	日		

- |   |       |   |        |
|---|-------|---|--------|
| ★ | 顧問    | △ | 担当常任理事 |
| ◎ | 会長    | ◇ | 常任理事   |
| ○ | 副会長   | ● | 専務理事   |
| ▲ | 担当副会長 | ■ | 常務理事   |
| ※ | 常任理事  | □ | 監事     |

3月行事予定表

2月26日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	月				
17	火	◎○◇●■	地域を支える建設業 全体会議 13:15 (協会)		
18	水				
19	木	◎○	建設技術委員会 15:00 (飯田市)		
20	金		春分の日		
21	土				
22	日				
23	月				全国産産連生産者対A委員会 15:30 (虎ノ門駅前)
24	火	▲●	第3回総務委員会 15:00 (松本市)	■	建設共支部事務局長会議 14:00 (東京都)
25	水			●●	全産 地域CCDS推進委員会 10:30 (鉄鋼会館) 全産 全国専務理事・事務局長会議 13:30 (鉄鋼会館)
26	木	◎○◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 13:15 (協会)	◎▲	火薬類保安協会理事会 15:15 (協会)
27	金				
28	土				
29	日				
30	月				
31	火				

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

4月行事予定表

2月25日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	水	◎◇●■ 辞令交付 11:00 (協会)	
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金	◎○◇●■ 新年度あいさつ 12:00 (協会→県庁他) ◎○◇●■ 正副会長会議 15:30 (協会)	◎▲◇●■ 建産連、政治連盟 監査 10:00 正副会長会議 11:00 (長建ビル)
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		◎▲ 労災互助会理事会 11:30 (370GH市ヶ谷)
15	水	◎● 全産 関プロ会長会議 12:00 専務会議 11:00 (東京建設会館)	

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

4月行事予定表

2月25日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	木				
17	金				
18	土				
19	日				
20	月	◎○◇●■ ◎○※□◇●■ ◎□●■	正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 13:15 (協会) 決算監査 15:00 (協会)		
21	火				
22	水				
23	木			◎	全建協連正副会長会議 11:30 理事会 12:30 (鉄鋼会館)
24	金			◎●	全建理事会 12:00 (東京建設会館)
25	土				
26	日				
27	月	◎○◇●■ ◎○※□◇●■	正副会長会議 10:00 (杉M国際21 弥生) 理事会 11:00 (杉M国際21 弥生)	◎○※□●■	専協理事会 13:00 (杉M国際21 弥生)
28	火				
29	水		昭和の日		
30	木				

★ 顧問  
 ◎ 会長  
 ○ 副会長  
 ▲ 担当理事  
 ※ 常任理事  
 問 会長  
 会 副会長  
 理 理事  
 △ 担任理事  
 ◇ 特任理事  
 ● 専務  
 ■ 常務  
 □ 監事

5月行事予定表

2月25日現在

日	曜日	会	速
1	金		
2	土		
3	月	憲法記念日	
4	月	みどりの日	
5	火	こどもの日	
6	水	振替休日	
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会)	◎▲◇●■ 総監連理事会・運営協議会 13:00 (協会)
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		



- |   |       |   |        |
|---|-------|---|--------|
| ★ | 顧問    | △ | 担当常任理事 |
| ◎ | 会長    | ◇ | 特任理事   |
| ○ | 副会長   | ● | 専務理事   |
| ▲ | 担当副会長 | ■ | 常務理事   |
| ※ | 常任理事  | □ | 監事     |

### 6月行事予定表

2月25日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	月				
2	火				
3	水				
4	木	◎○◇●■ ◎○◇●■	正副会長会議 13:00 (国際21) 委員長・部長会議、懇親会 15:00 (国際21)	◎▲◇●■ ◎○◇●■	建産連総会 11:00(国際21) 長野県建設産業政治連盟総会 12:30 (国際21)
5	金				
6	土				
7	日				
8	月			◎★●■	信濃会総会 17:00 (国際21)
9	火			◎●	全産 理事会、総会、懇親会 (経団連会館)
10	水				
11	木	▲	新入社員等研修会 (松筑建設会館) (~12日)		
12	金				
13	土				
14	日				
15	月				

- |   |       |   |        |
|---|-------|---|--------|
| ★ | 顧問    | △ | 担当常任理事 |
| ◎ | 会長    | ◇ | 特任理事   |
| ○ | 副会長   | ● | 専務理事   |
| ▲ | 担当副会長 | ■ | 常務理事   |
| ※ | 常任理事  | □ | 監事     |

6月行事予定表

2月25日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	火		
17	水		◎▲●■ 長野県土木施工技士会総会 13:30 (茅野市) 長野
18	木	◎○◇●■ 合同委員会 10:30 (松筑建設会館)	
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木	◎○◇●■ 正副会長会議 13:00 (メトロポリタン長野) ◎○※◇●■ 常任理事会 15:00 (メトロポリタン長野) ◎○※□◇●■ 新旧役員引継ぎ会 17:00 (メトロポリタン長野)	
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		◎● 全建 理事会 12:00 (東京建設会館) ◎● 建退共 運営委員会・評議員会 15:00 (ベネッセ日本橋)
30	火		◎ 全国建産連通常総会 14:00 (神戸市) 神戸

令和 8 年 2 月 1 7 日  
不動産・建設経済局  
大臣官房参事官（建設人材・資材）付

## 令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について ～今回の引き上げにより、14年連続の上昇～

- 令和 7 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和 8 年 3 月から適用します。

### 【改定後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比 4.5% 引き上げられることとなります。（資料 1）
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成 25 年度の改定から 14 年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が 25,834 円となり、初めて 25,000 円を超えました。（資料 2）
- 3 公共工事設計労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。

### 【問合せ先】

不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材）付  
企画専門官 小杉（内線：24863）、指導調整係長 木藤（内線：24865）  
（電話）03-5253-8111【代表】、03-5253-8283【直通】

### ポイント

- ・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

### 全 国

全 職 種 ( 25,834円 ) 令和7年3月比 ; +4.5%

主要12職種\* ( 24,095円 ) 令和7年3月比 ; +4.2%

### 主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

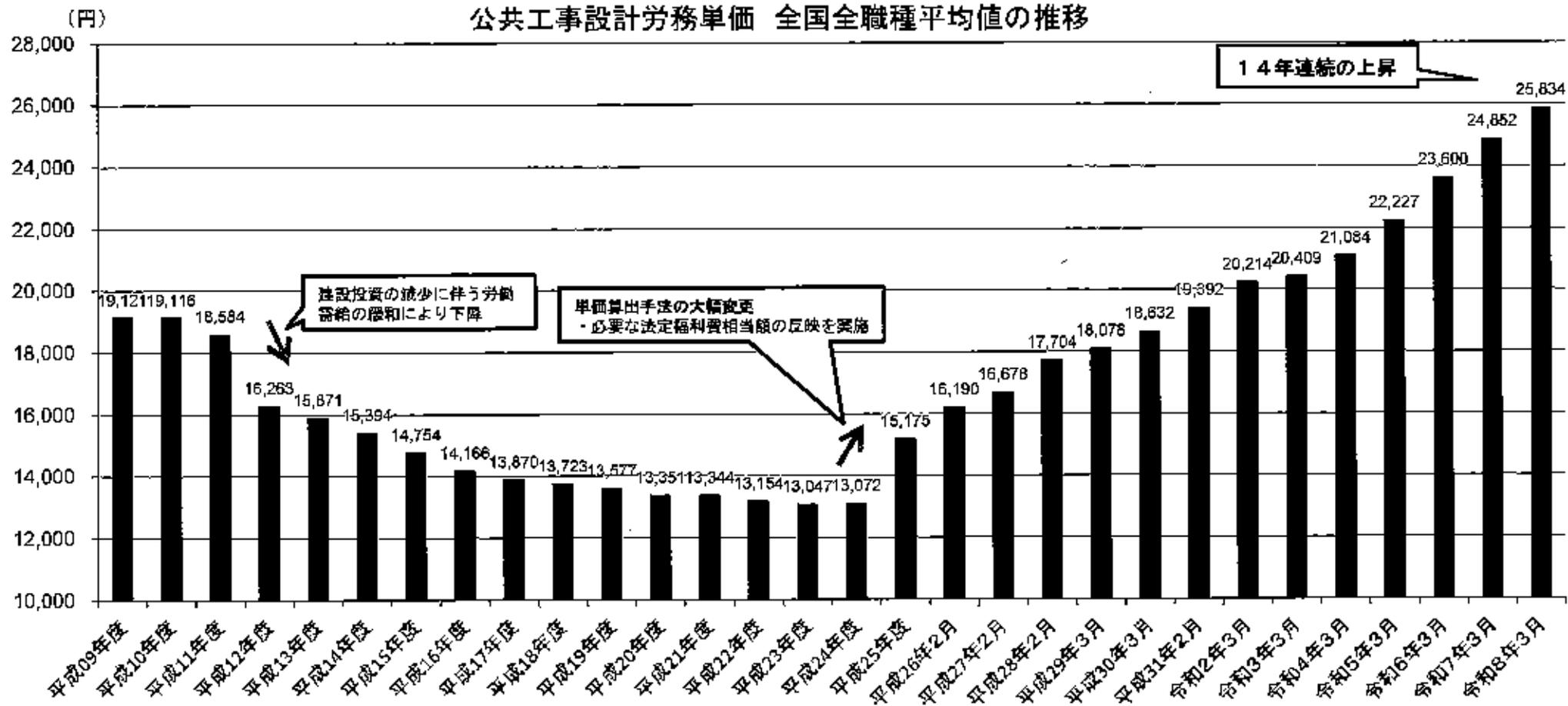
職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手(一般)	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員A	18,911円	+5.8%
運転手(特殊)	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 資料 2

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

令和8年3月から適用する  
公共工事設計労務単価表

令和8年2月

## 1. 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、公共工事設計労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額を反映している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局大臣官房参事官（建設人材・資材）付及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

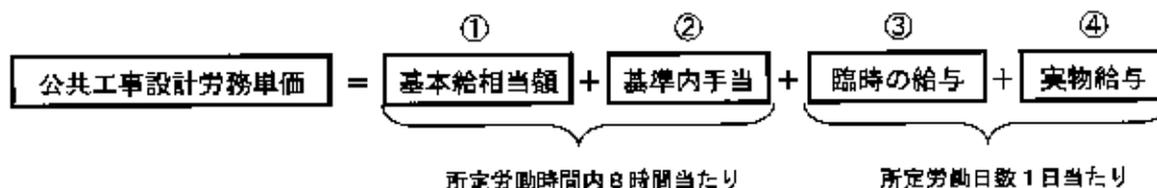
## 2. 公共工事設計労務単価について

### (1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図-1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図-1 公共工事設計労務単価の構成



### (2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

例えば、普通作業員や交通誘導警備員A、Bの単価については、建設会社や警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。

### (3) 留意事項

- ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)。なお、建設労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。
- ・公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるために設定するものであるが、建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき、中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」において、全ての建設工事の請負契約において確保されるべき「通常必要と認められる労務費(適正な労務費)」の計算の基礎となる水準としても、公共工事設計労務単価が位置づけられており、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含め、この適正な労務費が確保されるべきであること。

## 3. 公共事業労務費調査の概要について

### (1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設技能者に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

### (2) 調査方法

#### ① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和7年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、10,031件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

#### ② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設技能者(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。調

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方運輸 区画名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	745	7,468
東北	1,150	10,435
関東	1,884	16,479
北陸	884	7,373
中部	1,070	8,732
近畿	1,208	11,053
中国	954	7,905
四国	746	5,553
九州	1,107	8,019
沖縄	283	2,653
全国計	10,031	85,670

査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で85,670人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和7年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協会の名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	28,000	21,500	19,200	24,400	32,500	30,000			29,100	30,200
東北	02 青森県	30,100	22,200	18,300	24,200	33,100	31,300	33,700	30,900	26,700	32,700
	03 岩手県	28,500	23,700	19,800	25,400	34,700	30,000	33,800	30,900	26,000	32,500
	04 宮城県	30,300	23,800	20,300	26,600	35,700	34,000	33,700	31,000	26,900	33,200
	05 秋田県	28,400	22,500	19,800	25,100	33,200	30,900	33,400	31,000	27,500	33,800
	06 山形県	28,500	22,500	20,800	25,600	31,600	31,000	32,700	30,800	26,700	34,100
	07 福島県	30,600	23,700	22,200	28,400	34,900	34,000	34,600	31,400	28,800	34,700
	関東	08 茨城県	27,200	25,400	17,100	26,800	29,900	30,800	32,400	32,200	28,200
09 栃木県		27,500	24,300	17,300	27,000	32,400	29,800	33,200	32,800	29,400	31,400
10 群馬県		27,100	25,300	18,200	26,800	33,400	28,000	31,300	32,000	28,400	30,000
11 埼玉県		29,000	25,900	18,000	26,500	31,900	32,400	32,700	32,400	31,200	33,200
12 千葉県		30,000	25,500	17,900	27,800	31,700	33,500	33,200	32,300	31,400	34,400
13 東京都		30,700	27,000	18,700	27,700	33,600	33,100	33,100	32,400	34,300	33,800
14 神奈川県		30,900	26,800	18,200	26,900	31,700	33,100	32,900	32,000	31,500	31,800
19 山梨県		29,700	26,900	18,000	27,000	33,000	29,800	33,000	32,000	31,000	31,300
20 長野県		28,400	24,800	19,800	26,700	31,500	29,100	30,400	30,000	28,900	29,100
北陸		15 新潟県	28,900	24,300	21,800	26,600	34,300	28,700		31,200	28,100
	16 富山県	32,700	26,100	20,700	25,800	36,900	32,600			29,800	33,700
	17 石川県	31,600	27,000	20,800	25,400	37,200	32,900			30,100	33,300
中部	21 岐阜県	28,800	25,400	18,000	28,800	33,600	31,700		34,900	28,200	31,100
	22 静岡県	28,400	26,600	17,200	25,800	33,000	30,500		37,300	29,700	31,800
	23 愛知県	29,800	25,200	19,400	25,800	34,600	32,400		35,300	28,200	31,000
	24 三重県	28,700	24,500	18,500	27,200	34,300	33,400		36,700	28,500	31,800
近畿	18 福井県	28,500	21,900	16,900	27,100	29,300	26,600			26,000	28,100
	25 滋賀県	26,700	23,300	17,700	28,100	30,800	28,300			27,700	29,500
	26 京都府	26,100	24,400	18,800	28,100	29,700	27,900			27,000	28,500
	27 大阪府	27,800	23,800	18,500	26,100	30,800	29,800			26,100	29,000
	28 兵庫県	25,100	24,100	16,500	26,800	29,200	28,300			26,600	27,200
	29 奈良県	28,100	24,000	17,600	28,300	30,600	28,900			27,700	29,100
	30 和歌山県	27,100	24,200	17,000	27,600	29,600	28,600			27,800	27,900
中国	31 鳥取県	23,800	18,200	17,000	23,100	28,000	26,000			24,700	29,500
	32 島根県	24,100	19,700	17,200	22,500	26,900	26,000			24,900	29,200
	33 岡山県	25,800	21,500	17,600	23,700	29,000	29,400			26,700	29,900
	34 広島県	25,800	22,200	17,300	22,500	29,100	28,700			26,300	28,900
	35 山口県	24,100	20,500	17,300	22,800	28,300	28,900			25,900	29,300
四国	36 徳島県	26,300	24,100	17,400	23,500	33,700	28,800	32,600		26,600	27,100
	37 香川県	27,500	25,000	17,500	24,200	31,800	29,200	33,400		27,400	27,600
	38 愛媛県	26,500	21,500	16,800	23,600	30,800	28,500	32,900		25,700	25,700
	39 高知県	25,200	21,900	17,700	24,000	32,000	29,000	32,900		25,700	25,700
九州	40 福岡県	29,000	24,100	18,900	25,400	30,900	29,900	33,200		28,900	29,900
	41 佐賀県	26,700	20,700	16,500	25,400	30,500	28,100	33,800		28,400	29,500
	42 長崎県	27,000	21,900	17,800	26,400	30,400	28,100	34,200		27,300	28,500
	43 熊本県	27,100	22,100	18,200	25,500	31,400	29,000	33,800		26,500	30,000
	44 大分県	26,300	21,000	17,400	25,900	29,500	29,000	33,500		27,200	30,200
	45 宮崎県	29,100	20,300	17,400	25,800	29,600	28,100	33,800		26,500	28,400
	46 鹿児島県	32,000	21,800	18,700	25,100	34,300	29,600	33,600		27,200	28,800
沖縄	47 沖縄県	28,500	23,300	19,100	24,700	28,800	35,100			23,700	33,200

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	盛土工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	磨かん工	滑かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	90,600	30,100	32,500	27,100	21,800	41,500	50,900		49,800	34,400
東北	02 青森県	28,500	27,400	30,400	34,400	29,700	40,500	49,900		45,100	33,200
	03 岩手県	28,700	28,500	30,500	33,900	26,900	40,500	49,900		47,400	33,400
	04 宮城県	32,500	33,400	32,900	35,300	30,100	40,300	49,300		47,400	33,200
	05 秋田県	29,400	29,600	31,100	33,200	30,400	40,400	49,900		46,000	33,800
	06 山形県	30,500	32,900	32,600	31,300	27,000	40,600	49,700		46,000	33,600
	07 福島県	30,600	33,300	32,700	30,200	25,800	40,500	49,600		46,200	33,300
	関東	08 茨城県	27,500	32,100	35,700	30,300	24,900	37,000	44,100	41,600	40,200
09 栃木県		28,000	34,500	37,300	27,900	28,400	37,800	44,500	41,800	41,700	32,900
10 群馬県		27,900	29,800	34,200	27,900	23,300	37,300	44,000	41,400	44,100	32,300
11 埼玉県		29,100	34,500	35,800	31,700	27,400	37,900	44,200	41,600	39,000	32,200
12 千葉県		28,900	34,700	35,800	30,800	27,200	37,200	44,400	41,700	38,800	32,100
13 東京都		29,800	36,500	36,100	31,100	25,600	37,300	44,700	42,000	37,800	32,100
14 神奈川県		29,700	36,300	38,900	32,200	27,200	37,100	44,300	41,700	41,800	32,000
19 山梨県		30,300	34,900	37,700	31,300	28,900	37,500	44,300	41,700	40,900	32,300
20 長野県		29,300	30,900	33,200	27,700	24,000	37,400	44,500	41,700	42,700	32,400
北陸		15 新潟県	29,000	31,000	31,000	26,200	25,300	40,500	60,100	39,700	47,500
	16 富山県	32,600	33,500	32,900	30,200	25,600	40,500	60,100	39,700	49,100	34,200
	17 石川県	32,000	33,000	32,500	29,700	26,800	40,500	60,000	40,000	49,100	34,900
中部	21 岐阜県	30,200	32,300	33,300	31,200	26,500	36,500	47,400	39,800	48,100	35,500
	22 静岡県	32,800	34,200	35,800	30,300	26,800	38,300	47,400	39,800	47,800	35,200
	23 愛知県	30,600	33,600	34,900	30,800	27,200	38,300	47,400	39,800	46,700	35,000
	24 三重県	32,100	32,800	34,600	30,200	26,200	38,500	47,600	40,000	48,300	34,900
	近畿	18 福井県	27,200	30,300	31,700	26,400	25,900	37,200	46,800	30,700	47,500
25 滋賀県		28,700	30,400	33,200	27,400	24,800	37,200	46,500	30,800	48,200	32,600
26 京都府		29,900	31,300	32,900	26,000	23,900	37,200	46,500	30,600	47,200	31,400
27 大阪府		27,400	32,300	32,500	27,800	24,100	37,200	46,500	30,800	46,900	31,200
28 兵庫県		25,900	29,000	32,100	26,300	23,900	37,200	46,500	30,800	46,500	31,200
29 奈良県		27,400	32,100	34,200	27,100	24,400	37,200	46,500	30,800	47,800	31,400
30 和歌山県		26,900	31,300	32,500	25,400	23,700	37,200	46,500	30,600	45,500	31,100
中国	31 鳥取県	26,700	28,100	29,800	21,600	19,600	37,800	46,100	33,800	48,100	32,700
	32 島根県	26,000	29,200	27,200	23,700	20,000	37,800	46,300	33,900	49,300	33,800
	33 岡山県	27,400	28,300	30,000	25,600	22,700	37,800	46,300	34,100	47,400	33,700
	34 広島県	27,000	29,700	27,900	25,900	22,500	37,800	46,200	33,700	49,400	33,500
	35 山口県	26,500	25,900	27,900	24,000	21,700	37,700	46,200	34,000	50,200	33,900
四国	36 徳島県	28,000	27,300	30,400	24,300	23,500	38,000	46,500	31,400	45,800	32,900
	37 香川県	28,300	27,500	30,700	26,300	24,900	36,100	46,600	31,500	46,500	33,000
	38 愛媛県	27,800	27,000	30,300	26,400	24,000	36,100	46,600	31,400	45,700	32,400
	39 高知県	27,800	27,300	30,300	26,800	24,500	38,000	46,500	31,400	45,700	32,400
九州	40 福岡県	26,400	29,200	30,600	28,200	24,400	40,600	49,700	39,800	47,300	32,600
	41 佐賀県	26,800	30,200	30,200	31,200	25,300	40,600	46,700	39,800	45,900	33,100
	42 長崎県	26,500	29,900	29,800	26,700	23,500	40,800	50,000	40,000	47,300	33,500
	43 熊本県	26,500	29,300	29,900	27,400	23,800	40,700	49,900	39,800	47,000	31,800
	44 大分県	26,900	29,500	30,000	29,800	27,100	40,800	49,700	39,900	46,500	32,200
	45 宮崎県	26,600	29,000	28,900	28,800	25,100	40,500	49,800	39,700	48,200	32,000
46 鹿児島県	26,600	28,500	30,000	32,700	26,700	40,600	49,900	40,000	48,000	32,400	
沖縄	47 沖縄県	25,000	28,800	29,700	32,400	28,700	41,100	50,300	38,200	36,300	28,900

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の附随費は含まれていない。(例えば、交通路警備員の単価については、警備会社に必要な附随費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル 世帯後	掘りよう 特殊工	掘りよう 盛装工	掘りよう 世帯後	土木一般 世帯後	高級船員	普通船員	潜水士	潜水道務員	潜水送気員
北海道	01 北海道	48,800	35,500	39,900	48,500	29,900	33,500	27,600	50,500	33,900	31,300
東北	02 青森県	47,300	34,800	41,200	46,000	35,500	34,500	28,200	57,800	36,100	35,600
	03 岩手県	47,200	34,900	41,200	46,500	35,300	34,600	28,100	60,000	37,400	37,800
	04 宮城県	47,000	34,700	40,800	46,900	35,600	34,300	27,900	59,700	41,000	40,700
	05 秋田県	47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000
	06 山形県	47,300	35,300	41,200	45,400	34,300	34,500	28,500	60,100	37,400	37,200
	07 福島県	47,500	35,100	41,500	45,700	32,600	34,700	29,700	60,500	37,700	37,800
	関東	08 茨城県	48,000	36,400	38,300	40,800	32,200	41,800	32,800	48,800	32,800
09 栃木県		48,900	37,800	37,000	41,900	32,800	42,400	33,200	60,200	34,400	35,200
10 群馬県		42,800	36,800	36,400	41,300	32,300	42,000	32,800	51,300	33,100	33,700
11 埼玉県		43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200
12 千葉県		43,000	36,800	36,500	41,500	33,400	39,600	32,700	51,100	38,200	36,200
13 東京都		42,800	36,700	36,500	42,000	34,400	39,700	32,700	52,700	38,200	35,900
14 神奈川県		42,700	36,900	36,400	41,000	34,800	39,500	32,800	51,800	37,000	34,600
19 山梨県		43,400	38,900	38,700	40,600	33,300	39,700	32,700	52,500	36,800	34,800
20 長野県		42,800	36,900	36,600	39,800	32,100	39,800	32,800	50,000	34,500	34,600
北陸		15 新潟県	51,700	37,200	44,700	44,400	29,000	39,500	29,800	52,500	33,400
	16 富山県	52,100	37,500	45,300	46,300	31,200	37,300	30,200	54,100	34,000	35,900
	17 石川県	52,300	37,800	45,500	47,300	33,500	37,400	30,600	52,500	35,200	33,800
中部	21 岐阜県	48,000	38,300	41,000	43,800	31,500	37,800	29,700	48,700	31,700	29,900
	22 静岡県	47,700	37,700	41,000	43,700	31,600	37,400	29,600	55,500	34,400	33,700
	23 愛知県	47,700	36,500	40,800	42,800	31,300	37,400	29,600	51,900	33,600	30,100
	24 三重県	48,000	36,900	41,200	44,800	30,400	37,400	29,500	52,400	33,000	30,200
近畿	18 福井県	45,700	34,800	34,100	44,800	28,800	35,500	28,100	41,700	31,800	31,700
	25 滋賀県	46,500	34,400	39,900	44,000	30,100	33,200	28,400	42,000	33,100	31,500
	26 京都府	45,800	34,400	39,800	44,000	29,700	33,200	28,400	41,500	33,100	31,200
	27 大阪府	45,500	34,800	39,800	44,800	30,800	35,600	28,400	42,500	32,800	31,700
	28 兵庫県	45,700	34,600	34,000	44,500	29,300	34,100	28,100	43,600	33,700	32,300
	29 奈良県	46,500	34,400	33,900	48,900	31,000	34,800	28,400	41,600	33,100	31,800
	30 和歌山県	45,800	34,400	33,900	43,900	31,000	33,200	28,400	41,600	33,100	31,000
中国	31 鳥取県	51,100	32,400	32,300	41,800	26,900	31,900	25,800	48,700	36,200	35,200
	32 島根県	51,200	32,500	32,400	41,500	26,900	32,000	25,900	49,100	36,500	35,600
	33 岡山県	52,000	33,000	32,800	42,100	27,800	32,800	26,100	48,200	36,700	35,700
	34 広島県	51,100	32,700	32,400	41,900	26,800	32,100	26,400	49,800	38,800	35,800
	35 山口県	51,500	32,900	32,600	41,900	27,600	32,100	25,700	50,000	39,000	36,100
四国	36 徳島県	46,800	34,500	36,300	40,000	28,800	43,900	33,000	51,900		27,200
	37 香川県	47,200	34,600	36,500	40,700	28,800	43,700	34,700	53,000		28,000
	38 愛媛県	46,500	33,800	36,000	38,800	29,700	42,700	32,800	52,000		27,200
	39 高知県	46,100	34,100	35,900	39,600	28,000	42,600	32,100	51,700		27,200
九州	40 福岡県	50,700	34,700	38,800	41,300	33,200	38,200	29,800	46,500	29,400	30,300
	41 佐賀県	51,100	34,800	37,000	41,700	31,800	36,100	29,800	46,900	29,500	30,500
	42 長崎県	51,300	35,000	37,300	41,900	31,500	34,800	28,700	46,800	29,400	30,300
	43 熊本県	60,600	34,500	36,700	39,800	32,300	36,000	29,700	48,400	28,200	30,100
	44 大分県	51,300	35,000	37,300	41,000	33,100	36,400	29,500	47,200	29,800	30,500
	45 宮崎県	51,100	34,800	37,000	41,500	33,400	34,800	28,600	48,800	29,300	30,200
46 鹿児島県	51,000	34,900	37,100	41,600	33,100	34,500	28,800	47,000	28,400	30,400	
沖縄	47 沖縄県	47,700	41,100	32,500	47,700	35,000	30,100	28,800	55,400	34,000	37,800

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方運輸協議会名	都道府県名	山林砂防工	数土工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		36,100	28,200		30,900	26,700	31,400	33,900	31,200	28,600
東北	02 青森県		41,500	36,000	31,200	32,800	26,100	30,500	28,500	30,400	24,700
	03 岩手県		41,300	36,200	32,000	34,700	27,700	30,400	29,600	30,600	24,800
	04 宮城県		41,400	40,900	34,800	37,700	29,200	30,200	32,500	33,200	24,600
	05 秋田県		41,500	32,400	34,400	33,200	26,300	30,500	30,300	30,300	24,700
	06 山形県		37,300	32,900	28,900	32,700	28,000	30,500	33,900	31,300	24,700
	07 福島県		46,000	30,800	33,500	33,000	28,700	30,600	33,700	32,100	24,900
	関東	08 茨城県	32,400	58,900	31,500	30,900	32,600	28,900	31,000	24,200	34,500
09 栃木県		33,000	61,100	31,800	31,800	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,900
10 群馬県		32,900	55,800	31,200	30,400	29,200	28,200	31,300	32,700	32,000	26,100
11 埼玉県		32,500	60,300	32,900	30,800	32,900	28,900	31,200	36,800	35,700	27,700
12 千葉県		32,400	61,600	31,800	30,500	33,400	29,400	31,200	39,900	35,800	27,700
13 東京都		32,500	59,700	33,000	30,600	33,800	30,100	31,200	38,200	35,600	27,800
14 神奈川県		32,300	56,600	32,700	30,400	32,800	28,400	31,100	34,800	34,900	27,600
15 山梨県		32,800	58,600	33,200	30,600	32,600	28,700	31,400	34,600	34,600	27,800
16 長野県		32,500	49,900	29,000	30,000	28,000	27,700	31,400	32,100	32,400	28,700
北陸		15 新潟県	34,500	38,400	28,700	30,200	31,200	27,400	31,000	29,600	30,700
	16 富山県	34,100	45,100	32,300	31,400	32,700	27,900	31,600	30,000	31,600	
	17 石川県	34,300	46,100	31,700	31,500	32,300	28,200	31,800	31,300	32,000	
中部	21 岐阜県	37,400	51,200	34,200	33,800	30,500	27,500	31,000	29,500	32,800	
	22 静岡県	37,000	54,600	32,100	33,800	32,100	27,600	31,000	32,300	34,200	
	23 愛知県	37,100	51,700	34,400	34,000	31,100	27,700	30,800	31,700	33,200	
	24 三重県	37,100	53,900	32,300	33,800	30,700	28,300	31,200	31,800	35,800	
近畿	18 福井県	30,400	45,400	30,200	26,300	28,600	26,900	30,700	28,000	30,000	
	25 滋賀県	30,300	45,500	30,700	29,800	29,800	27,700	30,600	28,600	30,000	
	26 京都府	30,300	46,200	31,700	29,300	30,000	27,600	30,600	28,800		
	27 大阪府	30,300	46,100	33,900	29,300	30,100	28,200	30,600	29,900		
	28 兵庫県	30,300	45,000	31,400	29,200	28,600	26,400	30,600	27,900	31,200	
	29 奈良県	30,300	49,400	32,900	29,600	30,800	28,200	30,600	28,800		
	30 和歌山県	30,300	48,700	33,400	29,300	30,300	27,100	30,600	28,800		
中国	31 鳥取県		41,500	27,300	27,200	25,300	24,900	30,600	28,800	27,100	
	32 島根県		34,700	27,000	27,800	24,500	24,500	31,000	27,500	26,700	
	33 岡山県		39,900	29,300	27,500	25,900	26,800	30,900	29,600	27,300	
	34 広島県		34,800	28,200	27,600	26,400	24,700	30,800	28,200	26,300	
	35 山口県		35,100	27,100	28,000	25,100	26,100	31,100	28,000	26,600	
四国	36 徳島県	27,700	35,200	29,600		27,700	25,600	31,000	28,900		
	37 香川県	27,900	35,400	28,600		27,900	27,000	31,200	28,800		
	38 愛媛県	27,500	34,900	29,100		27,300	25,300	30,800	27,800		
	39 高知県	27,400	34,800	28,600		27,000	24,800	30,700	27,700		
九州	40 福岡県		36,300	28,200	29,200	29,000	26,500	30,200	29,600	29,000	
	41 佐賀県		40,100	30,600	29,500	29,300	26,000	30,300	29,600	29,200	
	42 長崎県		39,700	28,000	29,500	29,300	26,100	30,400	29,600	29,600	
	43 熊本県		39,000	27,900	29,200	28,400	25,300	30,000	29,400	28,600	
	44 大分県		39,400	27,400	29,300	29,000	26,600	30,500	29,900	29,400	
	45 宮崎県		38,800	29,600	28,800	28,800	25,300	30,300	29,300	29,100	
	46 鹿児島県		39,000	31,400	29,600	29,300	26,700	30,300	29,500	29,200	
沖縄	47 沖縄県			32,300		31,800	23,500	28,800	38,600		

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

地方連絡協議会名		都道府県名	サッシ工	墨組ふき工	内装工	ガラス工	器具工	ダクト工	保潔工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	29,700		28,600	27,800	28,200	25,700	29,000	28,700	18,700	15,900	
東北	02 青森県	31,900		28,100	29,100		24,400	27,100	27,800	17,300	14,900	
	03 岩手県	31,800		28,200	29,200		24,800	26,900	27,400	18,300	15,800	
	04 宮城県	34,100		30,800	28,700		25,200	27,000	27,500	20,100	16,800	
	05 秋田県	32,300		28,400	29,200		24,600	27,200	27,700	17,500	14,800	
	06 山形県	31,800		29,000	29,100	27,800	26,100	27,100	27,600	19,800	16,800	
	07 福島県	32,500		31,000	29,300	29,700	25,900	27,300	27,700	20,200	16,900	
	関東	08 茨城県	33,400		34,400	33,200		29,800	28,500	28,000	19,300	18,500
09 栃木県		34,100		35,700	33,900		29,900	29,100	28,500	19,200	17,600	
10 群馬県		32,400		34,200	33,300	29,000	28,500	28,700	26,100	18,000	16,800	
11 埼玉県		33,100		34,800	33,400		30,200	29,600	28,100	19,200	18,000	
12 千葉県		33,200		34,100	33,400		29,700	28,800	28,000	19,700	18,100	
13 東京都		33,300		34,400	33,400		30,100	28,600	28,000	20,500	18,700	
14 神奈川県		32,700		34,800	33,300		29,000	29,500	27,900	20,200	18,700	
19 山梨県		33,200		35,300	33,500		29,100	28,800	28,200	18,700	17,300	
20 長野県		32,000		33,900	33,500	29,000	28,600	28,500	27,800	17,100	15,300	
北陸		15 新潟県	34,500		31,100	29,600	24,400	24,100	28,300	29,600	19,400	17,500
	16 富山県	33,900		31,300	30,000		25,100	28,600	30,000	18,800	18,300	
	17 石川県	33,300		30,500	30,100		25,300	28,700	30,100	20,400	18,200	
中部	21 岐阜県	34,100		32,400	31,400		27,600	32,100	32,100	21,100	17,600	
	22 静岡県	33,500		40,400	31,300		29,300	31,800	32,000	21,600	17,400	
	23 愛知県	33,300		36,300	31,300		27,900	31,900	32,000	22,400	17,800	
	24 三重県	34,400		36,700	31,500		29,800	32,200	32,200	21,400	17,200	
近畿	18 福井県	29,100		31,900	28,800		26,200	29,500	29,400	19,100	16,900	
	25 滋賀県	31,400		32,500	28,700		27,300	30,000	30,800	18,400	15,900	
	26 京都府	31,400		32,800	28,700		27,700	29,700	30,400	18,500	15,000	
	27 大阪府	30,900		32,800	29,700		26,800	29,500	30,100	18,200	16,900	
	28 兵庫県	30,900		32,600	28,700		26,600	29,800	30,100	18,700	15,600	
	29 奈良県	31,400		32,800	28,700		26,100	30,000	30,000	18,900	16,600	
	30 和歌山県	31,200		32,600	28,700		27,800	29,700	29,700	18,200	15,600	
中国	31 鳥取県	28,800	28,400	28,300	27,300		24,300	25,100	29,400	18,100	14,600	
	32 島根県	28,400	28,600	27,700	27,400		24,400	25,100	29,500	18,200	15,600	
	33 岡山県	28,800	28,800	29,300	27,900		24,800	25,400	29,700	18,900	16,500	
	34 広島県	28,400	28,600	27,700	27,300		24,300	25,100	29,500	18,700	16,000	
	35 山口県	28,700	28,500	28,100	27,400		24,400	25,200	29,600	18,500	15,500	
四国	36 徳島県			33,900	26,900		24,400	30,000	27,000	17,900	16,000	
	37 香川県			34,500	27,000		24,600	30,200	27,200	18,200	16,300	
	38 愛媛県			34,000	26,900		24,200	30,000	27,100	17,100	14,500	
	39 高知県			33,700	26,900		24,200	30,000	27,000	18,200	13,900	
九州	40 福岡県	37,200		30,900	30,600		25,700	28,100	29,200	18,200	16,900	
	41 佐賀県	37,200		31,000	30,600		25,500	28,300	28,800	18,200	16,100	
	42 長崎県	37,100		32,500	30,800		26,900	28,400	29,900	18,500	17,200	
	43 熊本県	37,000		30,800	30,800		25,200	28,000	29,000	17,700	15,500	
	44 大分県	36,800		31,200	30,500		26,100	28,400	29,500	18,200	14,900	
	45 宮崎県	36,300		30,900	30,600		25,800	28,300	28,200	18,200	14,400	
	46 鹿児島県	36,500		30,600	30,800		26,600	28,200	29,200	19,300	16,700	
沖縄	47 沖縄県	33,800		26,300			22,200	28,000	25,500	18,800	14,300	

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発電発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップバ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の高先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

種 類	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または疏れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付け、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の降揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の搬揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 橋道物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、預ブロック、強ブロック、通節ブロック、舗装用平板等の種上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（40種築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、屋外ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

種 別	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、礎塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは運方および運方合替（相替）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼構の新架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の格上げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび23種りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</li> <li>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</li> <li>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</li> <li>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作</li> <li>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（簡先作業は除く）</li> </ul>
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資機材の運搬のための貨物自動車等の運転</li> <li>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</li> <li>c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</li> <li>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作</li> </ul>
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高圧の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 額 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩盤削り作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、撤除、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シーズおよびケーブルの組立、緊張、積締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を欄外とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗稱として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>( 潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む )</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 通 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠く地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く)</p> <p>b. 木杭、木橋等の仕立等</p>
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着</p> <p>c. 電軸防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの(建築物を対象とするものに限る)</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く)</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 意 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一般検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 意 ・ 作 業 内 容
48 建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および構壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

## 参考

今回の調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
屋架ブロック工

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の概算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間あたりの単価である。
- 3 時間外、休日及び遅延の労働についての超過賃金、各種控除の滞滞の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に保たれるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通費等)の単価については、発注者に必要経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、概算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、面会費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下表に招標費で示す。これらの必要経費は、公共工事の予定価格の概算においては、共通経費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。また、道庁地区からの労働者の雇入を想定したものである。
- 7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価  
 (下段：公共工事設計労務単価十必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値))

工種	単価	必要経費	参考値
土木系	...	...	...
建築系	...	...	...
機械系	...	...	...
電気系	...	...	...
管線系	...	...	...
その他	...	...	...



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種補償の過剰の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に依るものであり、関係費(法定福利費(事業主負担分)、研修費等)及び一級管理職等の勤務費は含まれていない。(例えば、交通費等労働者の単価については、賃金会社に必要経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修費等に関する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、借入金費等、公共工事設計労務単価に算入した金額(参考額)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 この金額は、全国調査をもとに算出した参考値であり、工事、工事地域等の条件により変動する。

上段：公共工事設計労務単価  
 (下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全費等) (参考額)

職名	単価	必要経費	合計
主任設計士	1,200	150	1,350
設計士	800	100	900
技師	1,000	120	1,120
技師助手	600	80	680
主任技師	1,500	200	1,700
主任技師助手	1,000	150	1,150
主任技師補佐	800	100	900
主任技師補佐助手	600	80	680
主任技師補佐補佐	400	50	450
主任技師補佐補佐助手	300	40	340
主任技師補佐補佐補佐	200	30	230
主任技師補佐補佐補佐助手	150	20	170
主任技師補佐補佐補佐補佐	100	15	115
主任技師補佐補佐補佐補佐助手	80	10	90
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐	60	8	68
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐助手	40	5	45
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐	30	4	34
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐助手	20	3	23
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐	15	2	17
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐助手	10	1	11
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐	8	1	9
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐助手	6	1	7
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐	4	1	5
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐助手	3	1	4
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐	2	1	3
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐助手	1	1	2
主任技師補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐補佐	1	1	2

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	労働保険	社会保険		社会保険料の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 社会保険料の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合
			雇用保険	健康保険 (全額負担を含む)	厚生年金保険 (子ども・子育て拠出金を含む)			
7,500	170,000		1.100%	6.760%	8.510%	27,757	8,762	116.8%
10,000	220,000		2,420	12,660	20,022	35,992	11,636	116.4%
12,500	280,000		3,025	16,100	26,628	45,753	14,580	116.6%
15,000	340,000		3,630	19,550	32,334	55,514	17,523	116.8%
17,500	380,000		4,235	21,850	36,138	62,223	20,328	116.2%
20,000	440,000		4,840	25,300	41,844	71,984	23,272	116.4%
22,500	500,000		5,445	28,750	47,550	81,745	26,216	116.5%
25,000	560,000		6,050	32,200	53,256	91,506	29,159	116.6%
27,500	620,000		6,655	35,650	58,962	101,267	32,103	116.7%
30,000	660,000		7,260	37,375	58,962	103,597	34,709	115.7%

(単位：円)

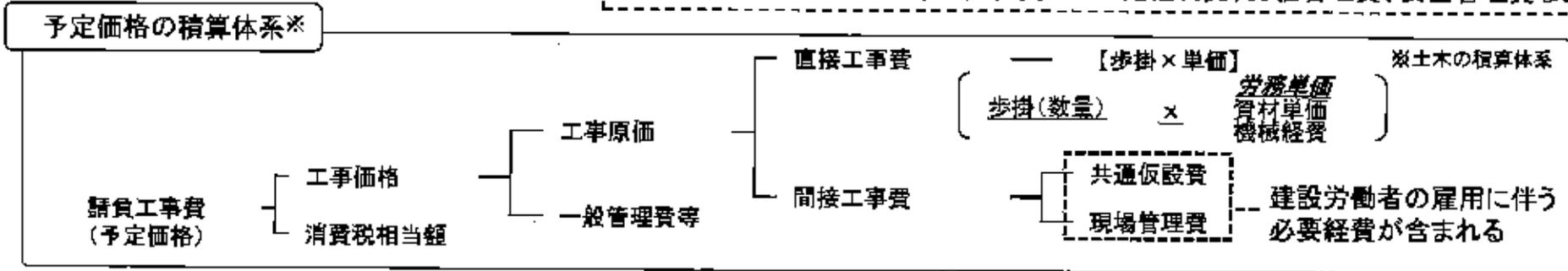
- ※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。  
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の日当たり賃金を元に算定。  
 (例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円)
- 健康保険・厚生年金保険：法人及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。  
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額(賞与等を含まない)を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額  
 の上限額は620,000円。  
 (例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円 → 報酬月額300,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)
- 「健康保険」は、全国健康保険協会健康保険(東京都)の保険料額、介護保険料を含む。  
 「厚生年金保険」は、子ども・子育て拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)  
 「社会保険料の事業主負担額(日当たり)」は、「社会保険料の事業主負担額(月当たり)」を22日で除して算定。  
 小数点以下は四捨五入して算定。  
 令和8年1月時点の保険料率

# 建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

## 制度概要

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設技能者の賃金相当額であって、建設労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない  
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※建設労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



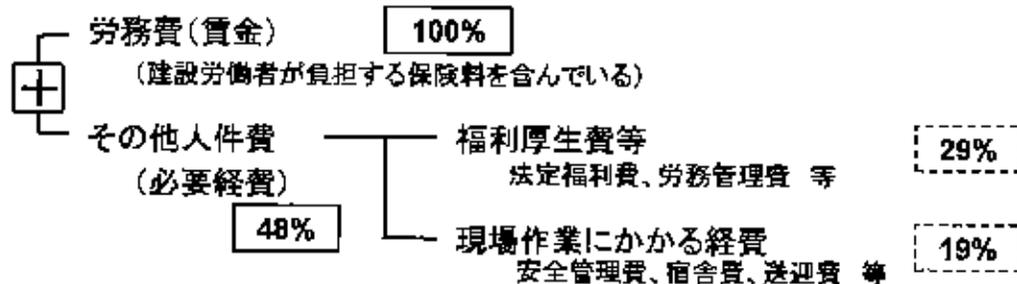
## 課題

建設技能者が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、建設労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、建設労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

## 対策

公共工事設計労務単価と、建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

## 建設労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、実態調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる建設労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

## 並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	21,500	18,700
	(30,200)	(26,300)
□□県	22,200	17,300
	(31,200)	(24,300)

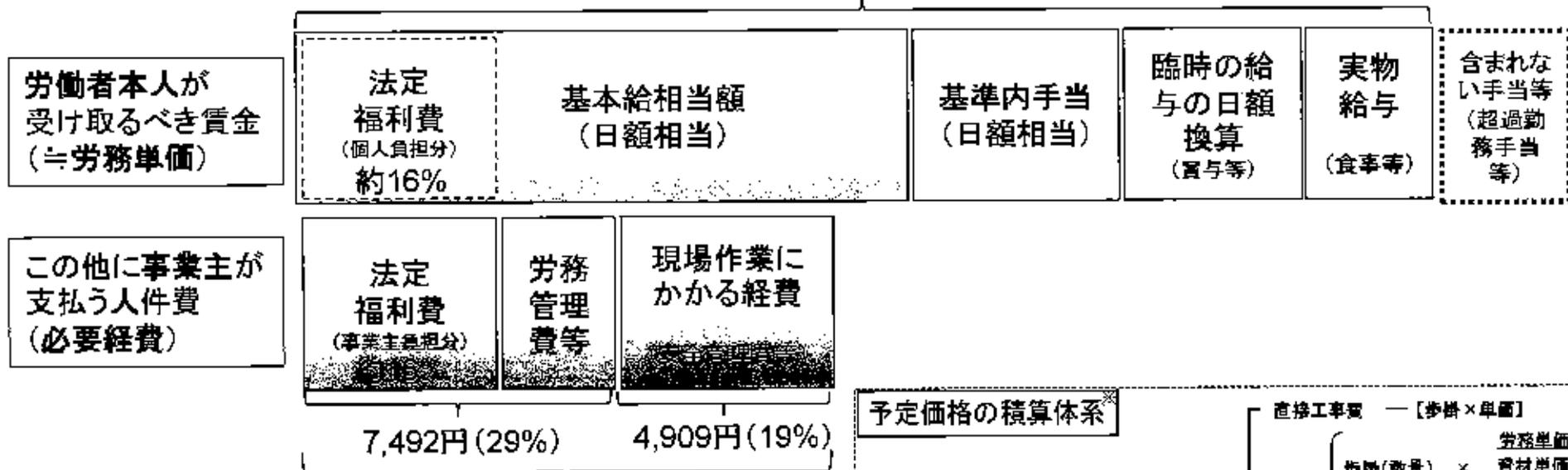
(上段) : 公共工事設計労務単価  
(下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

# 「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定  
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、所定時間外の労働に対する割増賃金や、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費は含まれていない
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

## ※イメージ図

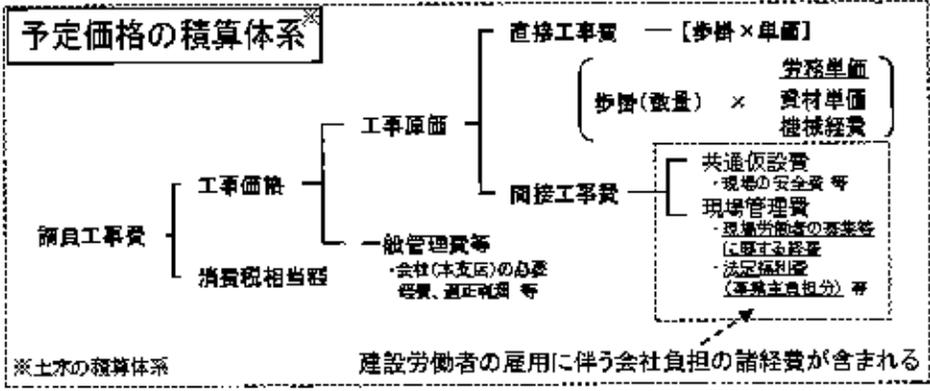
新単価の加重平均 25,834円(100%)



この他に事業主が  
支払う人件費  
(必要経費)

12,400円(48%)

労務単価が25,834円(100%)の場合には、  
事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、  
38,234円(148%)になることに留意が必要



事務連絡  
令和8年1月5日

荷主事業団体の長 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行について（周知）

令和7年6月11日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制やトラック事業者への委託次数の制限等に関する規定については、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第390号）に基づき、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

具体的な改正内容は以下のとおりですが、改正法により、

- ・荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となり得ること
- ・違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等が「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となること

から、改正法の円滑な施行に当たっては、荷主を含む関係者のご理解とご協力が必要となります。そのため、下記①に関連して添付のとおり違法白トラ対策用チラシを、下記①～③に関連して添付のとおり荷主向け改正法周知リーフレットをそれぞれ作成しました。

つきましては、関係団体におかれましては、令和8年4月1日からの法施行の適切な実施に向けてご協力をいただきたく、会員各位に対して、添付のチラシやリーフレットもご活用頂きながら、改正内容について周知いただきますようお願いいたします。

記

#### （改正内容）

##### ①違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラック<sup>※</sup>で有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。

※：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もございます。（例えば、建設業請負

契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。)

- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

②委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

③貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務、実運送体制管理簿作成義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

<添 付>

・プレスリリース

【違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000346.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000346.html)

・違法白トラ対策用チラシ

【荷主等の皆様 白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託してませんか？】

・荷主向け改正法周知リーフレット

【荷主の皆様へ 令和8年4月1日から改正トラック法（貨物自動車運送事業法）が施行されます】

建設業者団体の長 殿

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長

### 自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和7年法律第60号。以下「改正法」という。)<sup>(1)</sup>による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、違法「白トラ」を行う者に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等における混乱が生じることのないよう、今般、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いを下記のとおり明確化することとしましたので、関係団体におかれましては、会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

建設現場等で使用するダンプカーについては、①他人の需要に応じ、②有償で、③貨物の運送を事業として行う場合には、貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)の許可が必要となりますが、下記の1. (1)又は(2)のいずれかに該当し、2. の要件を具備した場合には、法の許可が不要となります。

なお、個別の事案の判断に当たっては、下記を参照いただいた上で、判断に迷われる場合には、下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

また、法の許可が不要となる場合であっても、運転業務に主として従事する労働者については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が適用されることにご留意ください。

#### 1. 法の許可が不要となる運送

##### (1) 建設関連会社等が自ら所有する貨物を自ら運送する場合

自ら所有する貨物を自ら運送する場合には、自社のニーズや発意に応じて運送が行われることが通常であり、運送行為の対価も発生しないことから、上記①及び②に該当せず、法の許可は不要となる。

<具体例>

- ・土砂等販売業者が、販売するために購入した土砂等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合

(2) 建設関連会社等の<sup>かいわい</sup>生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合

他者が所有する貨物であっても、下記i)～iii)のいずれにも該当する場合には、業としての運送を行っているとは言えず、上記②及び③に該当しないと整理できることから、法の許可は不要となる。

- i) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であること
- ii) 上記i)の生業に付帯して行われる運送と認められるための具備要件として、当該生業を営む建設関連会社等が自ら運送行為を行うこと（同一の者が当該生業と当該運送行為とを一貫して行うこと）
- iii) 名目の如何を問わず、運送行為の対価としての有償性がないこと

<具体例>

- ・建設工事を請け負った建設関連会社等が、自社の行う建設工事に付帯する業務として、当該建設工事で発生する残土等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合
- ・土砂等販売を代行する個人事業主が、当該個人事業主の行う土砂等販売代行に付帯する業務として、販売する土砂等を当該個人事業主が運搬する場合

2. 自ら運送を行っているとして認められるための具備要件

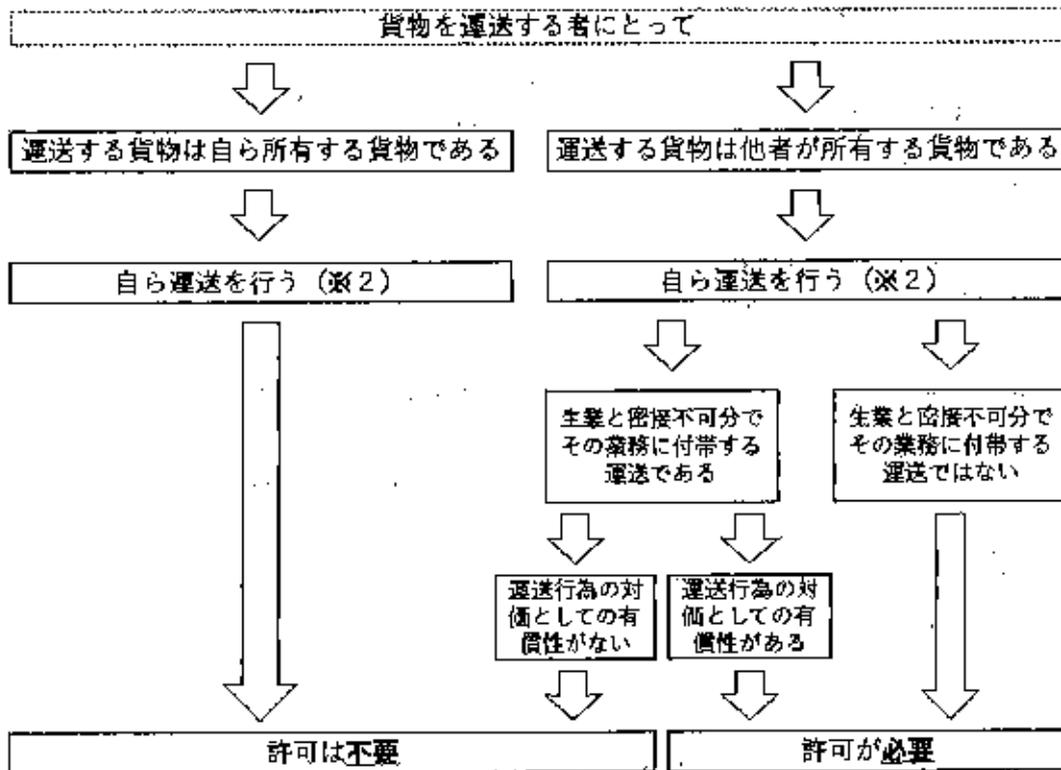
上記1.(1)(2)において、建設関連会社等が自ら運送を行っているとして認められるためには、当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要である。

雇用関係があるか否かについては、契約等の形態のみならず、使用従属性等の実態も踏まえて判断されることとなる。少なくとも主な判断基準としては、

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・建設関連会社等と運転者との間で労働契約が締結されているか</li><li>・運転者に対して労働条件通知書の交付がなされているか</li><li>・運転者に対する報酬が給与として支払われているか</li><li>・社会保険等の加入が必要な場合に社会保険等の加入や支払い等の適切な措置が講じられているか</li><li>・運転者が持ち込む自家用ダンプカーを使用する場合、運転者と建設関連会社等との間で、当該車両の業務上使用契約書の締結等の適切な措置が講じられているか</li><li>・運転者が当該建設関連会社等の指揮命令下にあるか</li></ul> | 等 |
|---|---|

があるが、労働契約や労働条件通知書等に関する詳細は、最寄りの労働局・労働基準監督署にご確認いただきたい。

【参考：フローチャート図（※1）】



※1 当フローチャートは、自家用ダンプカーを使用した一時的な運送行為に対する許可の必要性の判断フローを示したものであり、その他の運送行為に関する許可の必要性の判断フローを網羅的に示したものではありませんことに留意されたい。  
 ※2 当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇員等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【お問い合わせ窓口】

主たる事務所を管轄する地方運輸局等にお問い合わせください。

<北海道>

- 北海道運輸局自動車交通部貨物課 電話：011-290-2743
- <青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島>  
東北運輸局自動車交通部貨物課 電話：022-791-7531
- <茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨>  
関東運輸局自動車交通部貨物課 電話：045-211-7248
- <新潟、長野、富山、石川>  
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 電話：025-285-9154
- <福井、岐阜、静岡、愛知、三重>  
中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：062-952-8037
- <滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山>  
近畿運輸局自動車交通部貨物課 電話：06-6949-6447
- <鳥取、島根、岡山、広島、山口>  
中国運輸局自動車交通部貨物課 電話：082-228-3438
- <徳島、香川、愛媛、高知>  
四国運輸局自動車交通部貨物課 電話：087-802-6773
- <福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島>  
九州運輸局自動車交通部貨物課 電話：092-472-2528
- <沖縄>  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 電話：098-866-1836

令和7年11月21日

物流・自動車局貨物流通事業課

**違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます**

～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～

本年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、本日閣議決定されました。

**1. 背景**

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備を行います。

**2. 概要****(1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**

改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行することとします。

**① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制**

- 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

**② 委託次数の制限**

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

**③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用**

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

**(2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令**

- (1)③に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続に係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

**3. スケジュール**

公 布：令和7年11月27日（木）

施 行：令和8年4月1日（水）

**【お問い合わせ先】**

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木

連絡先：03-5253-8111（内線41-324）、03-5253-8575（直通）

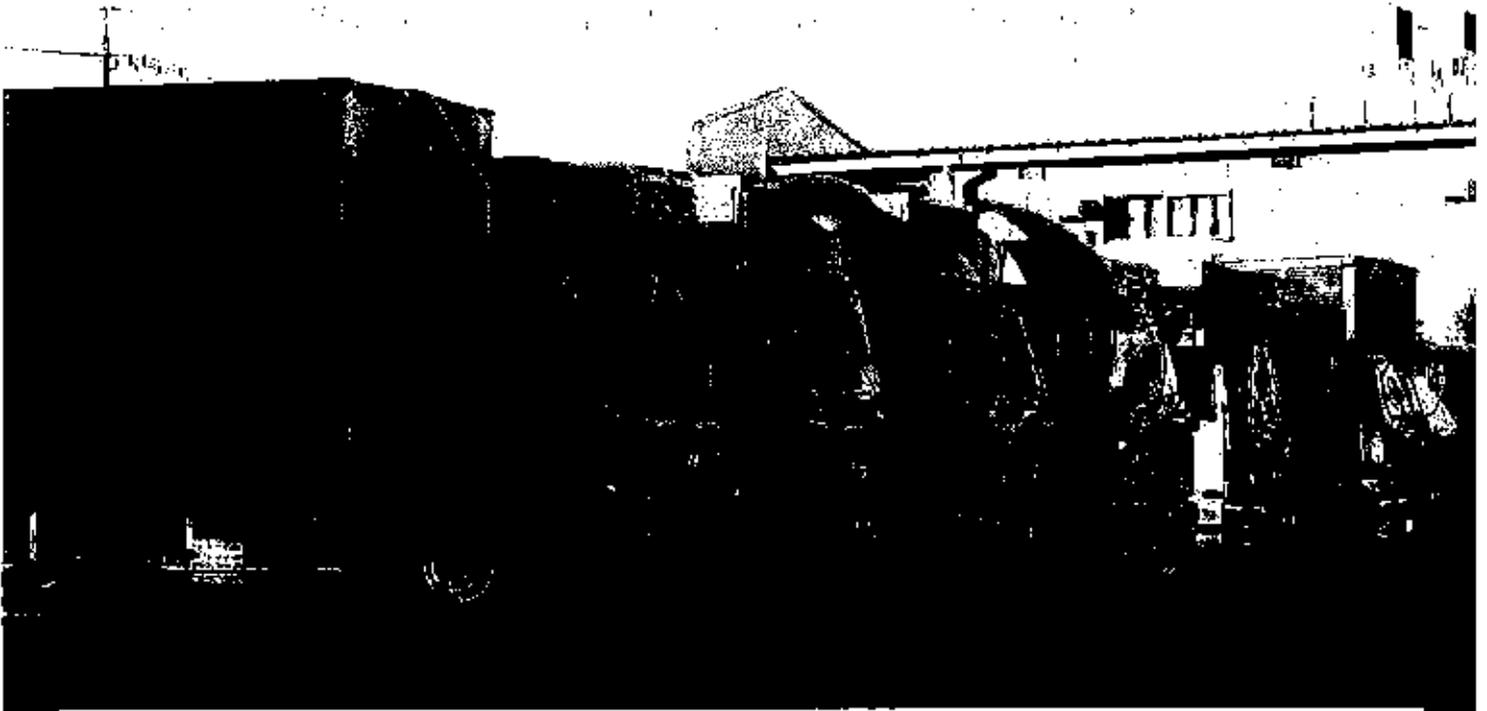
荷主等の  
皆様

# 白ナンバーのトラック

有償で貨物の運送を委託していませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、  
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



**令和8年4月1日から**

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償  
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車  
運送事業法違反**となる可能性があります。

緑ナンバー

品川100  
さ 00-00

事業用

~~白ナンバー~~

~~品川100  
さ 00-00~~

自家用

違反した場合は

**100万円以下の罰金**

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたい。



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託しては  
いけない<sup>※注</sup>ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体的な「非認

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。

荷主の皆様へ

令和8年4月1日から

改正トラック法

が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

## 1 白トラ利用の罰則強化

**POINT** いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

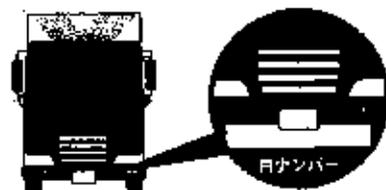
- 白トラを利用した荷主等は、100万円以下の罰金に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

(免許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)

第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分その業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

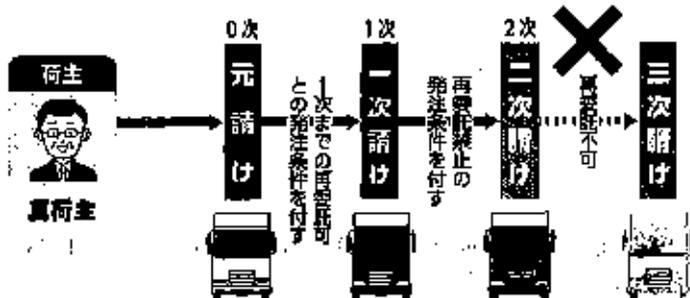


## 2 委託回数の制限

**POINT** 元請事業者に対して、再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます

- ①荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ②1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



# 3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

## トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

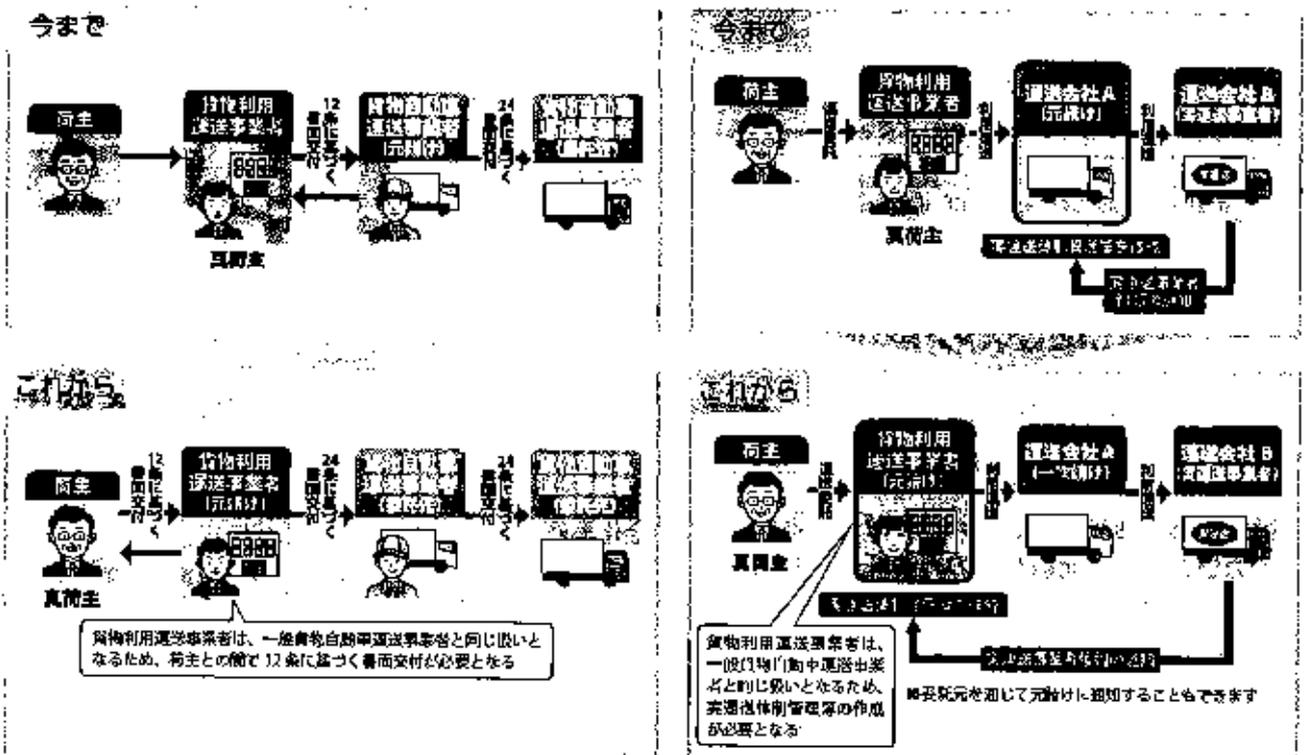
令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)  
第十二条  
2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。  
一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七條第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）  
二 貨物利用運送事業法第二十四條第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者  
三 貨物利用運送事業法第四十六條第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

## 元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

### 荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

国土交通省 トラック運送適正取引  
相談窓口はこちら

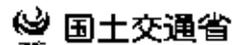


JTA 公益社団法人  
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都練馬区四谷三丁目2番115  
全日本トラック協会会館 TEL.03(3354)1009  
ホームページ <https://jta.or.jp/>

建設市場整備推進事業費補助金

令和7年度補正予算額：300百万円  
 (令和6年度補正予算額：250百万円)



「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速な応急復旧活動への対応能力を向上させるための支援を行う。

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速な応急復旧活動への対応能力を向上させるための支援を行う。
- ✓ 「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速な応急復旧活動への対応能力を向上させるための支援を行う。
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進捗しつつあるが、難しい作業現場となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現場作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。



概要内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

<p>① ICT機器の導入・購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、関係補助事業者にて適定・購入</li> <li>✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間でも活用可能</li> </ul>	<p>② 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施</li> <li>✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施</li> </ul>	<p>ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする件数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交代制での応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に</li> <li>◆ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に</li> </ul>
--	--	--

実施スキーム

○事業形態：間接補助事業（補助率1/2以内）  
 ○補助事業者：災害対策基本法第2条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体  
 ○補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および被災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費  
 ○事業期間：令和7年度～

＜対象とするICT機器（例）＞

令和8年1月30日

不動産・建設経済局建設業課

## 建設市場整備推進事業費補助金に係る執行団体の公募について ～「地域の守り手」となる建設業のICT活用促進に向けて～

「地域の守り手」としての役割を担う建設業における、ICTを活用した発災時の応急復旧対応力の強化や建設現場における生産性向上を目的として、「建設市場整備推進事業費補助金」を新たに創設しました。今般、当該補助金の交付事務を行う事業者（執行団体）を公募します。

応募される方は、以下をご確認の上お申し込みください。

また、令和6年度補正予算で実施しました本補助金によるICT導入効果事例を取りまとめたので、併せて公表します。

※補助金申請の公募開始に関するお知らせではありませんので、ご注意ください。

### 1. 事業内容

被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成します。

### 2. 執行団体の業務内容

別添の公募要領等に記載のとおりです。

### 3. 公募期間

令和8年1月30日（金）～令和8年2月12日（木）17時迄

### 4. 提出書類等

- ・応募申請書（様式1）
- ・事業実施計画書（様式2）
- ・事務費内訳書（様式3）

※提出方法等の詳細は添付の公募要領等をご参照ください。

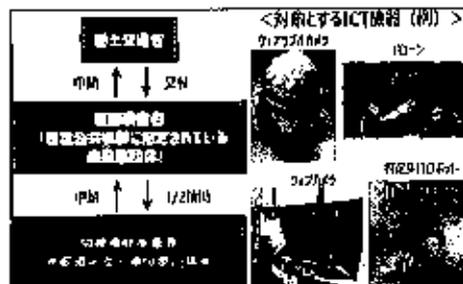
### 5. 審査方法

審査は、原則として提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

### 6. 執行団体の応募資格

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関（建設業に係る団体に限る）

その他資格要件の詳細は別添の公募要領等に記載のとおりです。



※令和6年度補正予算に係る本補助金による導入効果事例については、以下のページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_k1\\_000001\\_00039.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_k1_000001_00039.html)

#### <問い合わせ先>

不動産・建設経済局 建設業課 井上、一木、寺田（内線 24758）

TEL: (03)5253-8111（代表）、(03)5253-8277（直通）

国土交通省は、2025年度補正予算で費用計上した建設市場整備推進事業費補助金の交付事務を担当する執行団体を12日まで公募する。執行団体の決定後、建設業者や団体などからの補助金申請を受け付ける。

# 12日まで執行団体公募 地域建設業ICT補助金

国土交通省は、2025年度補正予算で費用計上した建設市場整備推進事業費補助金の交付事務を担当する執行団体を12日まで公募する。執行団体の決定後、建設業者や団体などからの補助金申請を受け付ける。

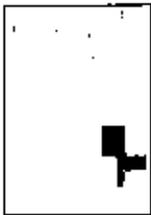
執行団体は、災害対策基本法に定める指定公共機関の建設業団体が対象。要件を満たすのは、日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会の3団体となる。補助金は24年度補正予算で創設し、25年度は前年度比6

000万円増の3億円を計上した。災害時の応急復旧に活用できるICT機器の導入費用などを最大で半額補助し、災害対応力の強化と建設現場の生産性向上につなげる。

24年度は全建が執行団体に選ばれ、都道府県建設業協会や建設業協同組合、建設会社の計61件に補助金を交付した。

執行団体の公募開始に併せて、24年度補助金の活用事例集を公表した。ICT建機、レーザースキャナ、ドローン、衛星通信網「スターリン

ク」などを導入した事業者の取り組みを収録。補助金申請やICT機器の活用役立ててもらいたい考えだ。



# 地域建設業ICT活用補助 執行団体を公募

国土交通省

国土交通省は、地域建設業の災害対応力の強化や生産性向上につながるICT機器の導入を支援する「建設市場整備推進事業費補助金」の交付事務を行う執行団体を公募する。災害対策基本法に規定する指定公共機関の建設業団体が応募可能。12日まで受け付ける。

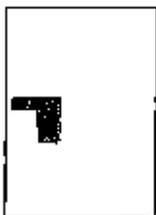
前年度は全国建設業協会（全建、今井雅則会長）が執行を担った。

地域の建設業団体や中小建設会社が行う防災訓練でICT機器を導入する費用や、ICT機器の研修の実施費用のうち2分の1を上限に補助する。執行団体を通じ団体・個社からの補助申請を受け付ける間接補助事業の方式を採用する。2

025年度補正予算に関連経費として前年度の2億50百万円を上回る3億円を計上している。

国土交通省は前年度の実績からICT導入効果が顕著にあった事例を整理し、新たに公表している。ICT建

設機械の導入で人員配置が最小限で済んで二次災害防止につながったり、発災後に想定する点群撮影をドローンと3Dスキャナーの活用で大幅に短縮できたりする効果を確認。通信途絶地域での連絡手段として低軌道衛星通信サービス（スタリンク）の有効性などを実地で検証する契機にもなっている。



建設市場整備推進事業費補助金（令和7年度補正）執行スケジュール（案）

日付・時期	内容
1月30日	当補助金の交付事務を行う執行団体の公募開始
2月2日	執行団体へ応募申請
2月下旬	執行団体採択・交付決定
3月上旬	募集要領、交付規定等について国土交通省と協議
3月13日	全連）理事会にて募集要領、交付規定、スケジュール等について報告
3月26日	全連）全国専務・事務局長会議にて事業概要、交付要件、スケジュール等について報告
【第1回応募手続き】	
3月26日	各都道府県建設業協会に対して応募手続き開始の通知・周知依頼 全連ホームページへ申請書類等を掲載
↓	募集期間
4月24日	第1回応募手続き締め切り
5月下旬	第1回交付決定通知発出
6月～	申請者において ICT 機器の購入手続き
	ICT 機器等を活用した防災訓練の実施、報告
8月～	全連より申請者に対して補助金の振込手続き
【第2回応募手続き】※昨年度実施なし	
9月～	第1回応募総額が補助金総額に満たない場合に第2回応募手続きを実施
10月上旬	第2回応募手続き締め切り
11月上旬	第2回交付決定通知発出
11月～	申請者において ICT 機器の購入手続き
	ICT 機器等を活用した防災訓練の実施、報告
12月～	全連より申請者に対して補助金の振込手続き

## 千曲川河川事務所からの情報提供について

様式-13-1

受注者もこの様式で事故通報を行う。

事 故 速 報													
<input type="checkbox"/> 請負関係 <input type="checkbox"/> 第三者からの被害													
											令和7年7月29日13時00分 受信		
局長	副局長	部長		技術 調整 管理者	工事 品質 調整官					課長	課長 補位	係長	担当
発信者				事務所				千曲川河川事務所			受信者		
事故発生日時			令和7年7月29日(火)12時30分頃							天候		晴れ	
事故発生場所			長野県大町市七倉尾根付近										
工 事 名			通隔監視用通信設備工事										
工 期			自 令和5年10月17日 至 令和8年1月15日				請負金額		95,315 千円				
受注者又は下請人の 商号又は名称													
事 故 の 内 容	人 損 事 故	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備考(病歴名等)						
		無し											
	物 損 事 故	ドローン1機墜落 操縦は不明											
事 故 の 概 要	ドローンにて資材を運搬する作業。 離陸地点の操作者が資材を積んでドローンを発進させ、受け 渡し地点(ドローンの操作が離陸地点の操作者から七倉尾 根中継所操作者に変わる地点)を通過し、七倉中継所で資 材を降ろした。荷下りした後、離陸地点に引き返す途中に落下 (別添図のとおり)。 31日機体回収完了。落下原因は本体(基盤)の不具合と思 われるが、詳細について現在分析中。					(概略図)  別添図のとおり							
備 考	東京電力の送電線に被害は無い												

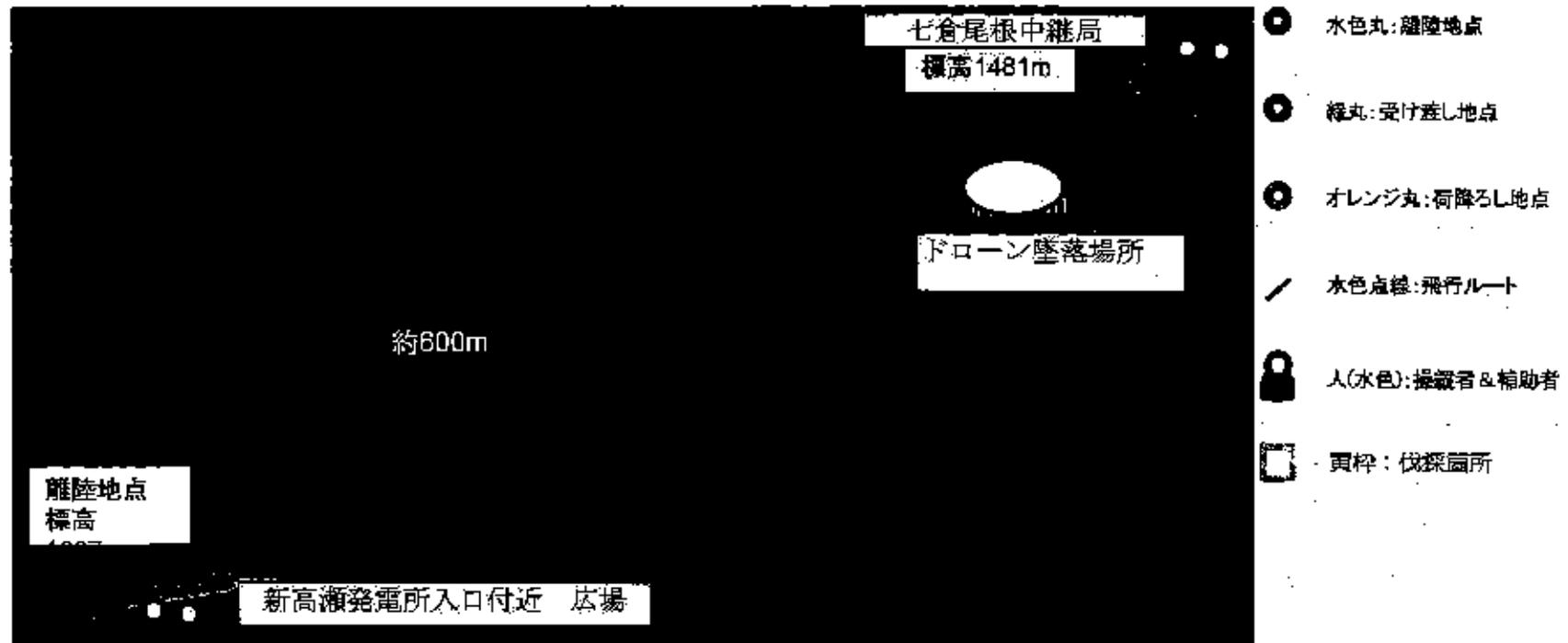
## 4. 現場配置図

### 4-1: 現場配置図

水平距離：820m 高低差：420m

離発着地点座標：36°29'15.4"N 137°42'32.3"E

荷降ろし地点座標：36°29'25.6"N 137°43'03.0"E

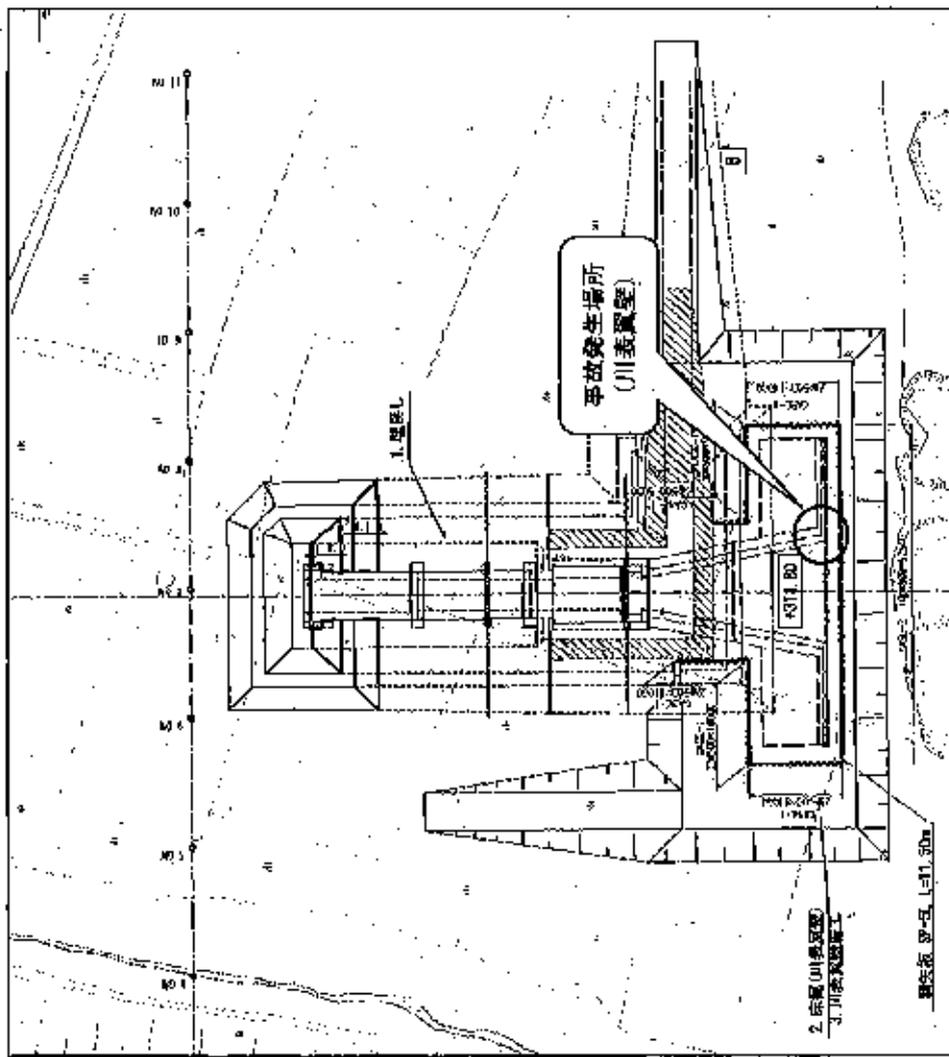


様式-13-1

受注者もこの様式で事故速報を行う。

事故速報(第2報)													
<input type="checkbox"/> 請負関係 <input type="checkbox"/> 第三者からの被害											令和 年 月 日 時 分 受信		
局長	副局長			部長	技術調整管理官	工事品質調整官				課長	課長補佐	係長	担当
発信者				事務所		千曲川河川事務所			受信者				
事故発生日時		令和7年9月4日(木) 10時00分							天候		晴れ		
事故発生場所													
工事名		排水樋門工事											
工期		自 令和5年3月14日 至 令和7年12月26日				請負金額		923,571 千円					
受注者又は下請人の商号又は名称													
事故の内容	人損事故	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(病院名等)						
		██████	42	男	型枠工	左母指切創(4針縫合)	北信総合病院						
	物損事故	なし											
事故の概要	<p>型枠に貼った打継シートを左手で押さえ、セパレーター付近を切断しようとし、右手でカッターにて切断中、誤ってシートを押さえていた左手の親指(人差し指側の第一関節付近)を切ってしまった。</p> <p>労働基準監督署見解: 今回の事故内容については、休業無し(不休見込み)のため、労基への報告は不要。なお、労災関係の手続きはしっかり行うこと。</p> <p>警察見解: 単独作業のため、業務上過失傷害なく、事件性も無し。</p>					<p>(概略図)</p> 							
備考	<p>10:15 病院着(北信総合病院) ガーゼ及び包帯巻きにて病院へ行く。</p> <p>10:20 問診開始、10:47 診察開始、11:07 診察終了</p> <p>11:30 処置(縫合)開始、12:12 処置(縫合)完了(4針縫合) ※不休見込み薬をもらって現場に向かっている。本人の体調に問題は無いとの事</p> <p>9/5(金)9:30より、労働災害再発防止検討会を開催予定</p>												

【位置図】

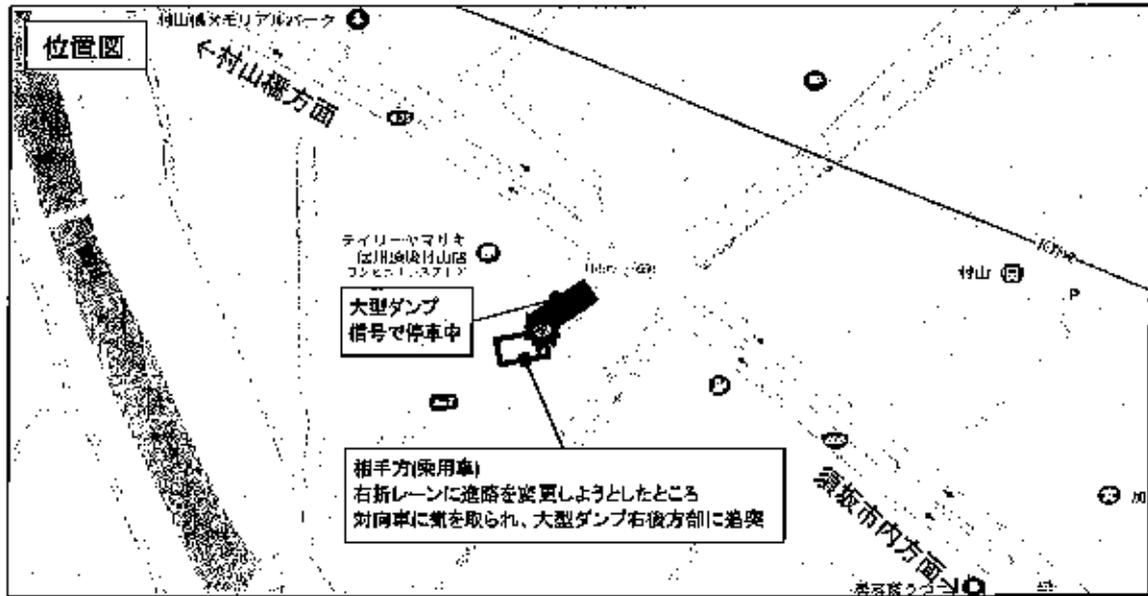


様式-13-1

受注者もこの様式で事故速報を行う。

事 故 速 報 ( 第 二 報 )														
<input type="checkbox"/> 請負関係 <input type="checkbox"/> 第三者からの被害											令和 年 月 日 時 分受信			
局長	副局長			部長	技 術 調 整 管理官	工 事 品 質 調整官					課長	課長 補 佐	係長	担当
発信者				事務所				受信者						
事故発生日時		令和 7年 11月 27日( 木 ) 14時 10分								天候		晴れ		
事故発生場所		須坂市大字村山地先												
工 事 名		防災ステーション地盤改良												
工 期		自 令和7年3月28日 至 令和8年1月30日				請負金額		405,800 千円						
受注者又は下請人の 商号又は名称														
事 故 の 内 容	人損事故	氏 名	年齢	性別	職 種	被害の程度	備考(病院名等)							
	物損事故	交通事故												
事 故 の 概 要	村山プラントで製造したサンドマット材を大型ダンプで運搬中、「村山町」の交差点(信号)で停止していた際、後続車(乗用車)による追突事故が発生した。大型ダンプの運転手は警察へ連絡し、事故処理が進められている。 なお、双方にけがは確認されていない。					(概略図) 								
	15時10分 警察の事故処理が完了。 双方にケガはなく、今後の対応は保険会社を通じて行います。 本件は停車中の車両への追突事故であるため、過失割合は相手方100%-当方0%となる見込みです。 なお、11月26日AM8:00の全体朝礼にて、本件の概要を周知するとともに、安全運転の再教育を実施いたします。													

## 事故の状況について



### 事故後の写真 当方 大型ダンプ



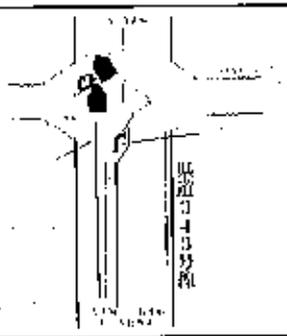
### 相手方 乗用車



## 事 故 速 報 (第2報)

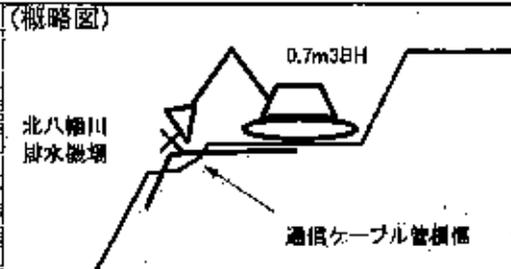
- 請負関係  
 第三者からの被害

令和 年 月 日 時 分 受信

局長	副局長			部長	技 術 調 整 管 理 官	工 事 品 質 調 整 官				課長	課長 補 佐	係長	担当
発信者				事務所				千曲川河川事務所				受信者	
事故発生日時				令和 7年 12月 10日(水) 9時 00分頃						天候		晴	
事故発生場所				県道343号線 小布施橋東交差点									
工 事 名				立ヶ花上流河道掘削外その2工事									
工 期				自 令和7年7月25日 至 令和8年3月31日				請負金額		312,950,000 千円			
受注者又は下請人の 商号又は名称													
事 故 の 内 容	人 損 事 故	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備考(病院名等)						
	物 損 事 故	当方 : 左後方タイヤ損傷(ダンプトラック10t車) 相手方: 運転席側側面損傷(こすり傷) 軽乗用車											
事 故 の 概 要	押羽工区へ土砂を降ろした後、県道343号線を須坂方面の向け走行していたところ、小布施橋東の交差点にて右折レーンへ入ってしまった。運転手が、間違えに気づき、ウインカーを出して直進レーンに戻ろうとした際に、後方から来た軽自動車の右前のバンパーと、ダンプトラック左後輪が接触してしまった。双方にけが人は無し。												
備 考	警察のコメント: 事情聴取のみ→物損事故扱い  9:00頃 事故発生 9:05 警察に通報(当方運転手) 9:40 警察到着 9:46 発注者へ連絡 9:52 見分終了 10:00 相手型の損傷状況確認(車両販売店員) 10:05 解散												

様式-13-1

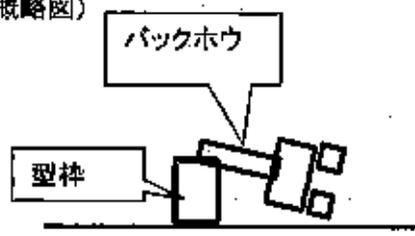
受注者もこの様式で事故速報を行う。

事 故 速 報														
<input checked="" type="checkbox"/> 請負関係 <input type="checkbox"/> 第三者からの被害														
												令和 年 月 日 時 分 受信		
局長	副局長	部長		技術 調整 管理官	工事 品質 調整官					課長	課長 補佐		係長	担当
発信者		事務所			千曲川河川事務所				受信者					
事故発生日時		令和 8年 1月 28日(水) 10時 30分								天候		曇		
事故発生場所		長野県長野市柳原地先 : 北八幡川排水機場付近												
工事名		屋島築堤その14及び更埴橋地区他河道掘削工事												
工 期		自 令和7年8月10日 至 令和8年3月31日				請負金額		307,758,000 千円						
受注者又は下請人の 商号又は名称														
事 故 の 内 容	人 損 事 故	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備考(病院名等)							
	物 損 事 故	北八幡川排水機場操作盤通信ケーブルの損傷												
事 故 の 概 要	既設堤防法扇(川裏)の光ケーブル配線管撤去に伴い、重機(0.7m3BH)による掘削作業を行っていた。未確認の埋設管を直接掘削しケーブルを損傷した。  警察署: 事件性なし 報告受領 労働基準監督署: 人身事故ではないことを確認 報告受領					(概略図) 								
備 考	ケーブル切断による影響・被害については確認中ですが、 (以下推測も含め) 影響は、カメラ映像(北八幡川樋門の内・外水位カメラ)のみの模様													



受注者もこの様式で事故速報を行う。

事 故 速 報 (第2報)													
<input type="checkbox"/> 請負関係 <input type="checkbox"/> 第三者からの被害											令和8年 月 日 時 分 受信		
局長	副局長			部長	技 術 調 整 管 理 官	工 事 品 質 調 整 官				課長	課長 補 佐	係長	担当
発信者				事務所		千曲川河川事務所			受信者				
事故発生日時		令和 8年 2月 4日(水) 9時 35分							天候		晴れ		
事故発生場所		上今井遊水地排水樋門その2工事 根固ブロック製作ヤード (上今井遊水地排水樋門の上流側 製作ヤード)											
工 事 名		上今井遊水地排水樋門その2工事											
工 期		自 令和7年11月7日 至 令和8年3月31日				請負金額		253,000 千円					
受注者又は下請人の 商号又は名称													
事 故 の 内 容	人 損 事 故	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備考(病院名等)						
		/											
		/											
	物 損 事 故	・バックホウ(0.4m <sup>3</sup> )の転倒 ・けが人無し ・油流出無し											
事 故 の 概 要	根固めブロック製作作業中、バックホウ(0.4m <sup>3</sup> )にて、生コン打設作業中 バックホウのバケット(打設用アタッチメント) に生コンを入れ回転したところ、バランスを崩し転倒した。 (概略図)												
備 考	【警察署】 ・工事区間内の物損事故のみであったため、報告の必要無し 【労働基準監督署】 ・重機作業における事故のため、改めて状況を確認したい。 ・2月6日(金)に、労基署に出向いてもらい、事故発生状況等を説明して欲しい。 【今後の対応等】 ①受注者:工事関係者(元請け、下請け)による「再発防止検討会」を実施(2/4(水)13時~) ②発注者+受注者:事故が立て続けに発生していることを受け、来週、再来週を目処に分会毎に臨時安パトを実施し、注意喚起												





# 大町ダム等再編土砂輸送用トンネル工事 進捗状況報告2/3

Omachi Dam and other realignment tunnel construction for transporting soil and sand 1

No. 9

作成日

2026年1月31日

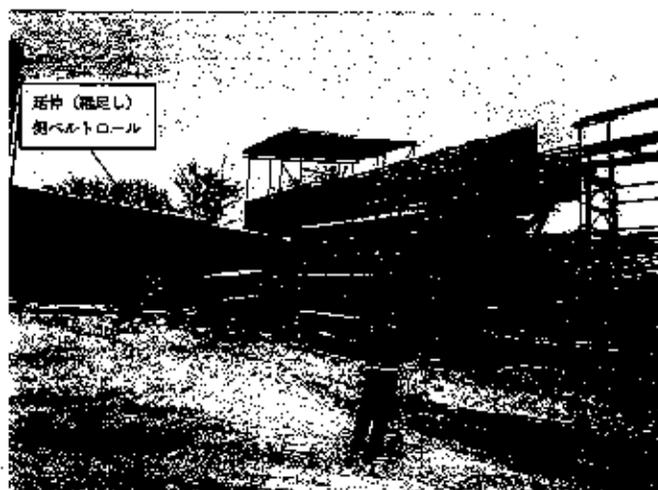


東田・安部・大塚・三井建設共同企業体  
Mitsui, Ezaki, Ando, Spoor & Construction Joint Venture



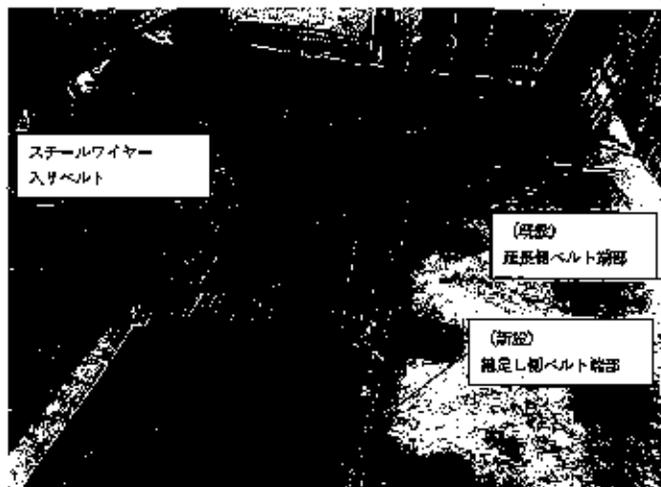
TD1875~01-Tパターン  
送風化 - 策け落ち

掘削状況  
(マシントール突出坑壁)



延伸 (満足し)  
架ベルトロール

運搬コンベア延伸

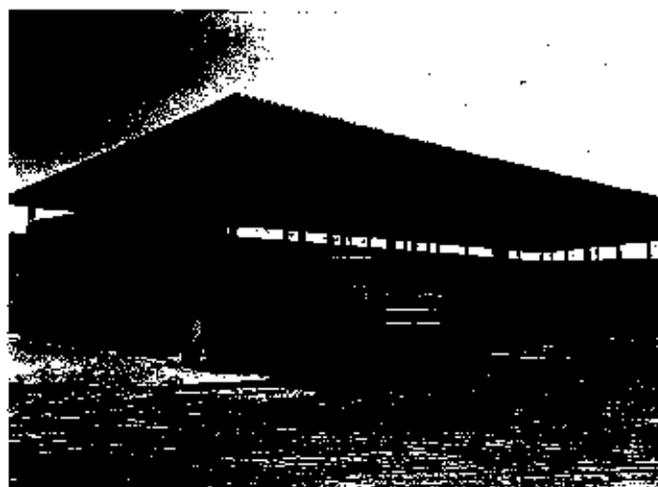


スチールワイヤー  
入りベルト

(旧設)  
延長架ベルト装置

(新設)  
満足し架ベルト装置

運搬コンベア延伸  
加設 (旧手) 箇所



板割スリーク現場適用・場外搬出状況

大町ダム等再編土砂輸送用トンネル工事 進捗状況報告3/3  
Omaichi Dam and other realignment tunnel construction for transporting soil and sand

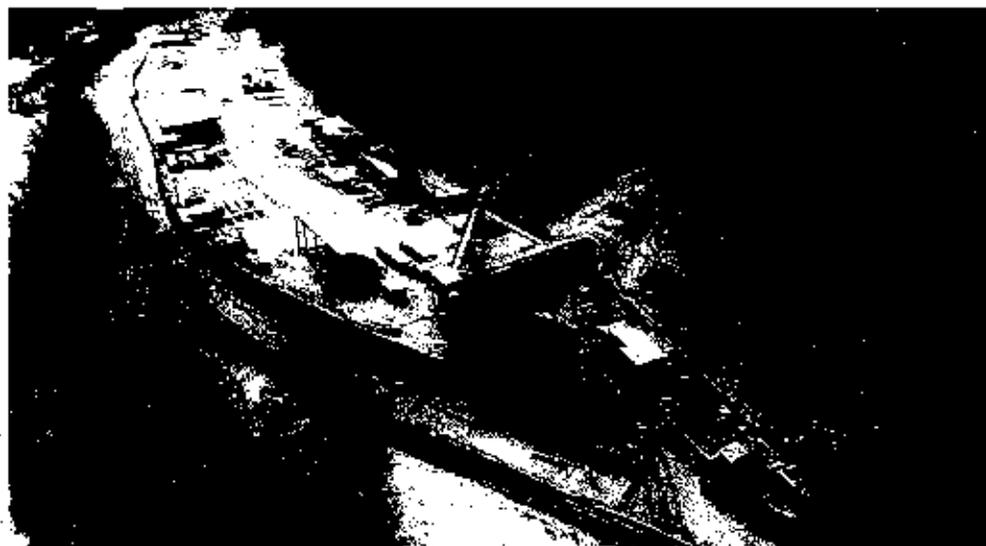
No. 9

作成日

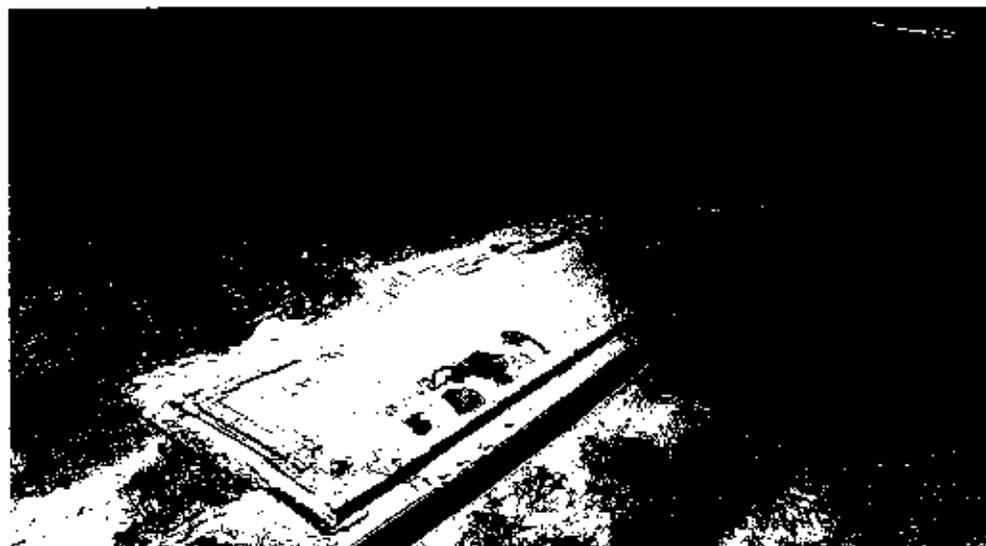
2026年1月31日



東海・支那太平洋建設株式会社  
Mitsui Inazawa East Pacific Construction Joint Venture



観川ヤード状況（北側より）



観川ヤード状況（西側より）

## 工事の電子入札に参加される場合の留意点について

### ● 全ての資料（変更分を含む）をダウンロードしましょう

入札説明書の記載にあるとおり、電子入札システムから全ての配布資料（変更分を含む）をダウンロードすることが、競争参加資格として求められております。

資料のダウンロードを忘れると、競争参加資格が「無」となりますので、全ての資料をダウンロードしているか、今一度ご確認をお願いいたします。

### 入札説明書

北陸地方整備局の〇〇工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

#### 4. 競争参加資格

( ) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者、又は入札公告4(2)4)に指定する方法で交付を受けた者であること。

### 全ての資料をダウンロードするにあたって

#### \* “公告時”に見積参考資料（別紙）の交付がある場合

“公告時”の見積参考資料（別紙）において「競争参加資格が有と通知された者に対して、材料単価を提示した見積もり参考資料資料（別紙）を…交付する」としているときがあります。

この場合、“競争参加資格の通知時”に「材料単価を提示した見積参考資料（別紙）」がアップされることとなりますが、資料をアップした旨をお知らせするメールが届きません。

競争参加資格が通知されましたら、必ず、自発的にダウンロード・システムにアクセスして「材料単価を提示した見積参考資料（別紙）」を入手するようにしてください。